

尾鷲市地域防災計画 地震・津波対策編

令和8年2月

目 次

第1部 総則

第1章	計画の目的・方針	1
第1節	地震・津波対策の考え方	1
第2節	計画の位置づけ及び構成	2
第2章	計画関係者の責務等	4
第1節	市・県・防災関係機関・市民等の責任と役割	4
第2節	防災関係機関の業務大綱	6
第3章	本市の特性と既往災害	12
第1節	本市の特性	12
第2節	既往災害	13
第4章	被害想定	14
第1節	地震・津波被害想定	14
第2節	調査・研究成果等の活用	17

第2部 災害予防計画

第1章	自助・共助をはぐくむ対策の推進	19
第1節	市民や地域の防災対策の推進	19
第2節	防災人材の育成・活用	21
第3節	自主防災会・消防団の活動支援及び活性化	22
第4節	ボランティア活動の促進	24
第5節	企業・事業所の防災対策の促進	25
第6節	児童生徒に係る防災教育・防災対策の推進	27
第2章	安全な避難空間の確保	29
第1節	避難対策等の推進	29
第2節	避難行動要支援者対策の推進	31
第3節	観光客・帰宅困難者対策の推進	33
第3章	地震・津波に強いまちづくりの推進	34
第1節	建築物等の防災対策の推進	34
第2節	公共施設等の防災対策の推進	36
第3節	危険物等の防災対策の推進	38
第4節	地盤災害防止対策の推進	40
第4章	緊急輸送体制の確保	43
第1節	緊急輸送体制の整備	43
第5章	防災体制の整備	45
第1節	災害対策機能の整備・確保	45
第2節	情報収集・情報伝達機能の整備及び確保	47
第3節	医療・救護体制・機能の確保	48
第4節	応援・受援体制の整備	49
第5節	物資等の備蓄・調達・供給体制の整備	50
第6節	ライフライン防災対策推進	51
第7節	防災訓練の推進	54
第8節	災害廃棄物処理体制の整備	55

第3部 災害応急対策計画

第1章	災害対策本部機能の確保	57
第1節	活動体制の整備	57
第2節	通信機能の確保	64
第3節	自衛隊・海上保安庁への災害派遣要請	65
第4節	災害情報等の収集・伝達及び広報・相談体制の確保と運用	69
第5節	広域的な応援・受援体制の整備	74
第6節	国・その他広域的な応援・受援体制の整備	75
第7節	災害救助法の適用	77
第2章	緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧	79
第1節	緊急交通・輸送機能の確保	79
第2節	水防活動	82
第3節	ライフライン施設の復旧・保全	83
第4節	公共施設等の復旧・保全	87
第5節	ヘリコプターの活用	89
第3章	救助・救急及び医療・救護活動	91
第1節	救助・救急及び消防活動	91
第2節	医療・救護活動	95
第4章	避難及び被災者支援等の活動	97
第1節	避難指示及び避難場所・避難所の確保・運営	97
第2節	要配慮者対策	101
第3節	学校における児童生徒の安全確保	103
第4節	ボランティア活動の支援	104
第5節	防疫・保健衛生活動	105
第6節	災害警備活動	107
第7節	遺体の取扱い	108
第5章	救援物資等の供給	110
第1節	緊急輸送手段の確保	110
第2節	救援物資等の供給	111
第3節	給水活動	114
第6章	特殊災害対策	116
第1節	海上災害への対策	116
第2節	危険物施設等の保全	120
第7章	復旧に向けた対策	122
第1節	廃棄物対策活動	122
第2節	住宅の保全・確保	124
第3節	文教等対策	126
第4節	義援金の受入・配分	128
第4部	復旧・復興計画	
第1章	復旧・復興計画	129
第1節	復旧事業の推進	129
第2節	被災者の生活再建に向けた支援	132
第3節	復興体制の構築と復興方針の策定	135

第5部 東海地震対策計画

第1章	対策の目的等	137
第1節	対策の目的	137
第2節	関係機関の役割	140
第2章	緊急対策	143
第1節	地震災害警戒本部の設置等	143
第2節	社会混乱防止のためにとるべき措置	145
第3節	避難指示（緊急）及び避難場所・避難所の確保	147
第4節	学校・幼稚園における児童生徒等の安全確保	150
第5節	救助・救急活動及び消防活動	151
第6節	医療・救護活動態勢の確保	151
第7節	緊急輸送態勢の確保	152
第8節	水防活動	152
第9節	緊急の交通・輸送機能の確保	153
第10節	広域的な応援・受援体制の整備	156
第11節	ライフライン施設の安全対策	157
第12節	公共施設等の安全対策	159
第13節	危険物施設等の安全対策	160
第14節	食料及び生活必需品等の確保	161
第15節	社会秩序の維持	162
第6部	南海トラフ地震防災対策推進計画	
第1章	総 則	163
第1節	推進計画の目的	163
第2節	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	163
第2章	関係者との連携協力の確保	164
第1節	資機材、人員等の配備手配	164
第2節	他機関に対する応援要請	164
第3節	帰宅困難者への対応	164
第3章	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	165
第1節	津波からの防護	165
第2節	津波に関する情報の伝達等	165
第3節	避難指示の発令基準	165
第4節	避難対策等	166
第5節	消防機関等の活動	169
第6節	水道施設、電力施設、LPガス、通信	169
第7節	交通	170
第8節	市が自ら管理等を行う施設等に関する対策	170
第9節	迅速な救助	171
第4章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	172
第5章	防災訓練計画	173
第6章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	174
第1節	市職員に対する教育	174
第2節	地域住民等に対する教育	174

第3節 相談窓口の設置	175
第7章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	176

第 1 部 総則

第1章 計画の目的・方針

第1節 地震・津波対策の考え方

第1項 計画の目的

本計画は、本市における災害に対処するため、防災関係機関が行うべき事務又は業務の大綱を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護し又は被害を軽減することを目的とする。

第2項 計画の考え方

本市は、平成14年4月に大規模地震対策特別措置法（以下、「大震法」という。）に基づく地震防災対策強化地域に指定されたほか、平成15年12月には東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（現在の南海トラフに係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下、「南海トラフ特措法」という。））に基づく東南海・南海地震防災対策推進地域に指定され、さらに、平成26年3月には南海トラフ特措法に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定され、大規模な地震・津波への防災対策の推進が望まれている。

このため、本計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある地震災害に対応するため、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関のみならず、市民自らが自主防災会を主体とした、「自分たちの地域は、自分たちで守る」という防災文化（自助・共助）の醸成を促すように計画するものである。

第3項 計画の修正

尾鷲市防災会議は、災害対策基本法（以下、「基本法」という。）第42条の規定に基づき、毎年検討を加え必要があると認めるときは修正し、県知事に報告するとともにその要旨を公表しなければならない。

第2節 計画の位置づけ及び構成

第1項 計画の位置づけ

本計画は、基本法第42条の規定に基づき、尾鷲市防災会議が作成する「尾鷲市地域防災計画」の「地震・津波対策編」であり、第4章に掲げる「被害想定」を前提としている。

なお、本計画は、大震法第6条第1項の規定に基づく地震防災強化計画及び南海トラフ特措法第5条第2項の規定に基づく推進計画を含むものである。

また、本計画は、県、市、防災関係機関、市民等の実施責任を明確にするとともに、地震・津波防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとする。

第2項 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりである。

第1部 総則	計画の目的や方針、市、県、防災関係機関、市民等の防災上の責務や役割や想定される地震・津波災害の被害等について記載する。
第2部 災害予防計画	被害の防止及び減災を図るための事前の措置として、平時において地震・津波災害に備えて行うべき自助・共助・公助の防災対策について記載する。
第3部 災害応急対策計画	尾鷲市災害対策本部（以下、「市災対本部」という。）の活動を中心に、県や防災関係機関、市民等が地震・津波発生後に取り組むべき対策について記載する。
第4部 復旧・復興計画	被災者生活の安定や経済活動の回復のための対策及び被災者の生活再建や地域の復興の考え方について記載する。
第5部 東海地震対策計画	東海地震の発生に備えた対策について記載する。
第6部 南海トラフ地震防災対策推進計画	南海トラフの巨大地震の発生に備えた対策について記載する。

第3項 計画の修正

本計画は、基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときは速やかに修正する。各防災関係機関は、関係のある事項について、毎年防災会議が指定する期日までに、計画修正案を防災会議に提出する。

なお、軽微な修正については、防災会議事務局で修正し、次の防災会議で報告する。

第4項 用語

本計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 市…………… 尾鷲市をいう。
- 2 市災対本部…………… 尾鷲市災害対策本部をいう。
- 3 消防本部…………… 三重紀北消防組合消防本部をいう。
- 4 県…………… 三重県をいう。
- 5 県災害対策本部…………… 三重県災害対策本部をいう。

- 6 地方部…………… 三重県災害対策本部の地方災害対策部をいう。
- 7 地震予知情報…………… 東海地震に関わる警戒宣言、東海地震予知情報の内容その他関連する情報をいう。
- 8 判定会…………… 気象庁長官が定める地震防災対策強化地域判定会をいう。
- 9 防災関係機関…………… 指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
- 10 基本法…………… 災害対策基本法をいう。
- 11 救助法…………… 災害救助法をいう。
- 12 復興法…………… 大規模災害からの復興に関する法律をいう。
- 13 大震法…………… 大規模地震対策特別措置法をいう。
- 14 南海トラフ地震…………… 本計画に規定する「(1)過去最大クラスの南海トラフ地震」と「(2)理論上最大クラスの南海トラフ地震」の2つの地震の総称
- 15 南海トラフ特措法…………… 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法をいう。
- 16 要配慮者…………… 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人等で、災害対策上特別な支援や配慮が必要な者をいう。
- 17 避難行動要支援者…………… 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。
- 18 NHK…………… 日本放送協会をいう。
- 19 J R 東海…………… 東海旅客鉄道株式会社をいう。
- 20 N T T 西日本…………… 西日本電信電話株式会社をいう。
- 21 中部電力 P G…………… 中部電力パワーグリッド株式会社をいう。

第2章 計画関係者の責務等

第1節 市・県・防災関係機関・市民等の責任と役割

第1項 市・県・防災関係機関の実施責任及び役割

1 市

- (1) 防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。
- (2) 市民、自主防災会、事業者、県及び防災関係機関と連携し、防災・減災対策を推進する。

2 消防本部

- (1) 地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、市及び防災関係機関と相互に協力して防災・減災対策及び防災活動を実施する。
- (2) 消防団、市民、自主防災会、事業者、県及び防災関係機関と連携し、防災・減災対策を推進する。

3 県

- (1) 県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、市及び防災関係機関の協力を得て、県域における防災・減災対策を推進する。
- (2) 災害の規模が大きく、市単独で処理することが困難と認められるとき、あるいは市の区域を大きく超えて広域にわたるときなどは、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。
- (3) 市及び指定地方公共機関等が実施する防災対策を支援するとともに、市及び防災関係機関に係る防災対策の総合調整を行う。

4 指定地方行政機関

- (1) 市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災・減災対策及び防災活動を実施する。
- (2) 市の防災・減災対策及び防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

5 自衛隊

- (1) 地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、市、県及び防災関係機関と相互に協力して防災活動を実施する。
- (2) 市の防災対策及び防災活動が円滑に行われるように指導、助言等の措置をとる。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関

- (1) その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を積極的に推進する。
- (2) 市の防災・減災対策及び防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 平素から地震及び津波災害予防体制の整備を図り、地震及び津波災害時には応急措置を実施する。
- (2) 市その他防災関係機関の防災・減災対策及び防災活動に協力する。

第2項 市民・自主防災会・事業者の実施責任及び役割

1 市民

- (1) 市民は、常に地震・災害に対する危機意識を持って、自らの身の安全は自ら守る自助の取組を実践し、家庭における防災・減災対策を講じるよう努める。
- (2) 市民は、地域において、自主防災会、防災ボランティア及び事業者その他防災活動を実施する団体等が実施する防災・減災対策に積極的に協力し、自らの地域は皆で守る共助の取組に努める。

2 自主防災会

- (1) 自主防災会は、地域住民、事業者及び防災ボランティアその他防災活動を実施する団体等と連携して、地域における防災・減災対策の実施に努める。
- (2) 自主防災会は、地域において市及び防災関係機関が実施する防災・減災対策に協力し、かつ、災害が発生した場合において地域住民の安全を確保するよう努める。

3 事業者

- (1) 事業者は、常に地震・津波に対する危機意識を持って、自ら防災・減災対策を実施し、発災時に従業員等の生命、身体を保護するとともに、発災後の円滑な事業継続に努める。
- (2) 事業者は、地域において地域住民等、自主防災会、市及び防災関係機関が実施する防災・減災対策並びに防災活動に積極的に協力するよう努める。

第2節 防災関係機関の業務大綱

第1項 市の処理すべき事項又は業務大綱

機関名	内容
市	(1) 市防災会議及び市災対本部に関する事務 (2) 防災対策の組織の整備 (3) 防災施設の整備 (4) 防災行政無線の整備と運用 (5) Jアラート（全国瞬時警報システム）の整備と運用 (6) 防災に必要な資機材の備蓄と整備 (7) 防災のための知識の普及、教育及び訓練 (8) 消防団及び自主防災会等の育成及び強化 (9) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査 (10) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報 (11) 地域住民に対する避難指示 (12) 被災者の救助に関する措置 (13) ボランティアの受入れに関する措置 (14) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置 (15) 被災市営施設の応急対策 (16) 災害時の文教対策 (17) 災害時の交通及び輸送の確保 (18) その他災害応急対策及び災害復旧の実施 (19) 災害廃棄物の処理に関する措置 (20) 管内の公共団体が実施する災害応急対策の調整 (21) 地震防災応急計画の作成指導及び届出等の受理 (22) 避難場所、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他地震防災上整備が必要な事業の実施 (23) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置
消防本部	(1) 火災の予防・警戒鎮圧 (2) 災害の防除及び被害の軽減 (3) 救助・救急活動 (4) 災害情報の収集・連絡等

第2項 県の処理すべき事項又は業務大綱

機関名	内容
県	(1) 県防災会議及び県災対本部に関する事務 (2) 防災対策の組織の整備 (3) 防災施設の整備 (4) 防災行政無線等の通信施設及び防災情報システムの整備と運用 (5) 防災に必要な資機材の備蓄と整備

地震・津波対策編 第1部 総則
第2章 計画関係者の責務等

	(6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練 (7) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査 (8) 被災者に対する情報の伝達及びその他の県民に対する広報 (9) 被災者の救助に関する措置 (10) ボランティアの受入れに関する措置 (11) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置 (12) 被災県営施設の応急対策 (13) 災害時の文教対策 (14) 警戒宣言時及び災害時の混乱防止 (15) 災害時の交通及び輸送の確保 ※中部版「くしの歯作戦」含む (16) 自衛隊の災害派遣要請 (17) 災害復旧の実施 (18) 災害廃棄物の処理に関する措置 (19) 市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の支援及び総合調整 (20) 地震防災応急計画の作成指導及び届出等の受理 (21) 避難場所、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他地震防災上整備が必要な事業の実施 (22) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置
三重県警察 尾鷲警察署	(1) 災害警備体制 (2) 災害情報の収集・連絡等 (3) 救出救助活動 (4) 避難誘導 (5) 緊急交通路の確保 (6) 身元確認等 (7) 二次災害の防止 (8) 危険箇所等における避難誘導等の措置 (9) 社会秩序の維持 (10) 被災者等への情報伝達活動 (11) 相談活動 (12) ボランティア活動の支援

第3項 防災関係機関の処理すべき事項又は業務大綱

1 指定地方行政機関

機関名	内容
第四管区海上保安 本部 (尾鷲海上保安部)	(1) 情報の収集及び伝達 (2) 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助 (3) 船舶交通の安全のために必要な事項の通報 (4) 船舶交通の障害の除去 (5) 海洋汚染等及び海上災害の防止

地震・津波対策編 第1部 総則
第2章 計画関係者の責務等

機関名	内容
	(6) 法令の海上における励行
東京管区気象台 (津地方気象台)	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
中部地方整備局	(1) 所管施設の耐震性の確保 (2) 応急復旧用資機材の備蓄の推進 (3) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (4) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用 (5) 災害から地域住民の生命、財産等を保護するための所管施設等の整備に関する計画・指導及び事業実施 (6) 災害時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁の整備に関する計画及び事業実施 (7) 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣及び被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援 (8) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 ※中部版「くしの歯作戦」含む (9) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 (10) 所管施設の緊急点検の実施 (11) 情報の収集及び連絡 (12) 港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施 (13) 海上の流出油災害に対する防除等の措置 (14) 要請に基づき、中部地方整備局・近畿地方整備局が保有している防災ヘリ・各災害対策車両・油回収船・浮体式防災基地等を被災地域支援のために出動

2 自衛隊

機関名	内容
自衛隊	(1) 要請に基づく災害派遣 (2) 関係機関との防災訓練に協力参加

3 指定公共機関

機関名	内容
西日本電信電話株式会社（三重支店）	(1) 警戒宣言、南海トラフ地震に関連する情報等の正確、迅速な収集、連絡 (2) 警戒宣言、南海トラフ地震に関連する情報等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与 (3) 地震防災応急対策に必要な公衆通信施設の整備 (4) 災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復

地震・津波対策編 第1部 総則
第2章 計画関係者の責務等

機関名	内容
	旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行 ア 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置 イ 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置 ウ 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置
株式会社N T T ドコモ(東海支社三重支店)	(1) 警戒宣言、南海トラフ地震に関連する情報等の正確、迅速な収集、連絡 (2) 警戒宣言、南海トラフ地震に関連する情報等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与 (3) 災害発生に際して、移動通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行 (4) 移動通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置 (5) 非常時における携帯電話通信回線の規制措置及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置 (6) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法の確保及び移動通信設備の早急な災害復旧措置
K D D I 株式会社(中部総支社)	(1) 警戒宣言、南海トラフ地震に関連する情報等の正確、迅速な収集、連絡 (2) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置 (3) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定 (4) 被災通信設備の早急な災害復旧措置
ソフトバンクモバイル株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社	(1) 警戒宣言、南海トラフ地震に関連する情報等の正確、迅速な収集、連絡 (2) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置 (3) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定 (4) 被災通信設備の早急な災害復旧措置
日本赤十字社(三重県支部)	(1) 警戒宣言等の発令に伴う医療救護の派遣準備 (2) 災害時における医療、助産及びその他の救助 (3) 救援物資の配分 (4) 災害時の血液製剤の供給 (5) 義援金の受付及び配分 (6) その他災害救護に必要な業務
日本放送協会(津放送局)	(1) 災害時における放送番組は、災害の種別・状況に応じ、緊急警報放送、災害関係の情報、警報、注意報、ニュース及び告知事項、災害防御又は災害対策のための解説・キャンペーン番組等、有効適切な関連番組を機動的に編成して、災害時の混乱を防止し、人心の安定と災害の復旧に資する。 (2) 放送に当たっては、外国人、視聴覚障がい者等にも配慮を行うよう

地震・津波対策編 第1部 総則
第2章 計画関係者の責務等

機関名	内容
	努める。 (3) 警戒宣言、南海トラフ地震に関連する情報等の放送による社会的混乱防止のための県民への周知 (4) 県民に対する防災知識の普及並びに各種予警報等の報道による周知 (5) 県民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道
東海旅客鉄道株式会社	(1) 警戒宣言発令時の情報伝達 (2) 災害区間着時の旅客の乗車券類の発売、輸送制限、迂回線区に対する輸送力増強及びバス等による代替輸送並びに併行会社線との振替輸送等 (3) 駅舎内及び列車内等の旅客公衆の安全確保、秩序の維持を図るため、混雑の状況を勘案した関係社員の適宜配置及び必要により警察の応援を得ての盗難等各種犯罪の防止
中部電力パワーグリッド株式会社	(1) 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保 (2) 電力供給設備への必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施 (3) 地方自治体、警察、関係会社、各電力会社等との連携 (4) 発災後の電力供給設備被害状況の把握及び復旧計画の立案 (5) 電力供給施設の早期復旧の実施 (6) 被害状況、復旧見込み、二次災害防止など広報活動の実施
日本郵便株式会社 (尾鷲郵便局)	(1) 災害時における郵便業務の確保 ア 郵便物の送達の確保 イ 郵便局の窓口業務の維持 (2) 郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書などを無償交付する。 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。 ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。 エ 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	(1) 災害応急活動のための県災対本部からの車両借り上げ要請に対する即応体制の整備並びに配車

4 指定地方公共機関

機関名	内容
公益社団法人三重県医師会	(1) 医師会救護班の編成並びに連絡調整 (2) 医療及び助産等救護活動

三重テレビ放送株式会社	(1) 日本放送協会に準ずる。
三重エフエム放送株式会社	(1) 日本放送協会に準ずる。
三重交通株式会社	(1) 災害応急活動のための県災対本部からの車両借り上げ要請に基づく応急輸送車の派遣及び配車配分 (2) 災害により線路が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送 (3) 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送
一般社団法人三重県トラック協会 (紀北支部)	(1) 災害応急活動のための県災対本部からの車両借り上げ要請に対する即応体制の整備並びに配車
一般社団法人三重県LPガス協会 (紀北協議会)	(1) 需要者の被害復旧及び状況調査をして、需要者に対する特別措置の計画と実施 (2) 供給設備及び工場設備の災害予防及び復旧を実施し、需要者に対する早期供給

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	内容
尾鷲市社会福祉協議会	(1) 三重県社会福祉協議会、日赤三重県支部、三重県共同募金会にかかる災害対策窓口業務等 (2) 義援金の募集及び援護活動 (3) 日赤奉仕団に関すること (4) ボランティアに関すること (5) 生活福祉資金の融資
産業経済団体（伊勢農業協同組合、森林組合おわせ、三重外湾漁業協同組合、尾鷲商工会議所）	(1) 災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施並びに必要な資機材及び融資あっせんに対する協力
文化、厚生、社会団体（自治会連合会、区長会、連合婦人会、尾鷲ロールコール実行委員会、日赤奉仕団）	(1) 被災者の救助活動及び義援金品の募集等への協力
医療関係団体（一般社団法人紀北医師会、尾鷲歯科医師会、一般社団法人紀北薬剤師会）	(1) 被災者の医療救護活動等への協力
建設関係団体（尾鷲市建設業協会、尾鷲水道事業組合）	(1) 建設関係の応急対策・復旧業務等の協力
石油関係団体（三重県石油業協同組合・三重県石油商業組合（紀北支部））	(1) 防災関係機関への燃料の優先供給の協力 (2) 供給設備等の災害予防及び復旧並びに需要者への早期供給

地震・津波対策編 第1部 総則
第2章 計画関係者の責務等

危険物施設等の管理者	(1) 市等の防災機関と密接な連絡並びに危険物等の防災管理の実施
------------	----------------------------------

第3章 本市の特性と既往災害

第1節 本市の特性

第1項 自然条件

1 位置及び地勢

本市は、三重県南部の東紀州地域の中央に位置し、東西の距離 21km、南北の距離 19km で、総面積は 192.71km²である。

北は北牟婁郡紀北町に、南は矢ノ川峠を境に熊野市に、西は大台ヶ原山系を控えて奈良県に接し、東は太平洋（熊野灘）を臨む。

海岸線は陸地が沈降し、海水が浸入して形成された典型的なリアス式海岸で、延長は約 100km に達し、尾鷲湾をはじめ多数の湾が入り組んでいる。

2 土地利用

市域面積の約 9 割山林で、背後は三方に高い山で囲まれている。また、平坦地が極めて少なく、集落は湾奥の小低地に位置する。

3 気候

地形が複雑なため山地部と平野部で大きく気候が異なり、多様な気候特性を示す。

また、熊野灘沿いに位置するため黒潮の影響を大きく受け、温暖多雨で、特に夏には雨量が多く、年間雨量は 3,000～4,500mm、年平均気温は 16～17℃程度である。

第2項 社会条件

1 人口

令和 8 年 1 月 1 日現在の人口は 15,041 人、世帯数は 8,616 世帯で、昭和 50 年頃から減少傾向にある。また、人口構成は、年少人口（0 歳～14 歳）が 7.0%、生産年齢人口（15 歳～64 歳）が 46.4%、老年人口（65 歳以上）が 46.6%で、著しく高齢化が進んでいる。

2 道路・港湾・漁港

主な幹線道路は、鳥羽方面と和歌山方面とを結ぶ国道 42 号、本市から奈良県吉野郡方面とを結ぶ国道 425 号、市の中心部から九鬼、三木里及び和歌山県東牟婁郡方面を結ぶ国道 311 号である。また、自動車専用道路「熊野尾鷲道路」、近畿自動車道紀勢線（勢和多気 JCT－尾鷲北 IC）が開通している。

港湾は、重要港湾の尾鷲港、地方港湾の三木里港と賀田港があり、いずれも県が管理している。また、尾鷲港には耐震強化岸壁が整備されている。

漁港は、市が管理する第 2 種の須賀利漁港、九木漁港、古江漁港、第 1 種漁港の大曾根浦漁港、行野浦漁港、早田漁港、曾根漁港、梶賀漁港と、県が管理する第 4 種漁港の三木浦漁港があり、三木浦漁港については耐震強化岸壁が整備されている。

3 公共交通

鉄道は、名古屋方面及び和歌山方面を結ぶ J R 紀勢本線がある。

路線バスは、コミュニティバスがあるほか（須賀利地区、紀伊松本～尾鷲駅、市街地巡回、八鬼山線、ハラソ線）、本市と北中部方面を結ぶ高速バスが 1 日数本運行している。

第2節 既往災害

太平洋の沖合では南海トラフを震源とするマグニチュード8クラスの巨大地震が繰り返し発生しており、大きな津波を伴うことが多い。また、本市の沿岸は津波の波高が大きくなりやすいリアス式海岸で、海岸付近の低地に人口が集中するため、地震・津波によってたびたび大きな被害が発生している。

過去に発生した主な地震・津波の状況は、以下のとおりである。

1 宝永の地震・津波

宝永4年10月4日（1707年10月28日）の正午頃、東海道沖と南海道沖でほぼ同時に発生した巨大地震（マグニチュード8.6）で、家屋の倒壊は東海道から九州にまで至る被害となった。

この地震の津波によって本市のほとんどが被災し、多数の死者、多数の家屋流出等の被害が発生した。

2 安政(嘉永)の地震・津波

安政1年11月4日（1854年12月23日）午前9時頃、遠州南東部の海底を震源とする地震（マグニチュード8.4）で、家屋の倒壊は伊豆から伊勢に至り、津波は房総から土佐に至る沿岸を襲った。

本市では、地震の約1時間後に津波が来襲し、高町付近を除いて尾鷲の大半が被災した。

3 紀和地震

明治32年（1899年）3月7日に発生した地震（マグニチュード7.0）で、三重県南部を中心に被害が発生した。

木本、尾鷲全体で、死者・行方不明者12人、全壊家屋35棟などの被害が発生した。

4 東南海地震・津波

昭和19年（1944年）12月7日13時36分に熊野灘で発生した大規模な地震（マグニチュード7.9）で、愛知、三重、静岡に大きな被害が発生した。また、伊勢湾から熊野灘にかけて津波が襲来した。

本市では、地震発生後の10分後に6m～9mの津波が来襲し、死者・行方不明者が約65人、建物の倒壊・流失が約818棟に上る被害となった。

5 南海地震

昭和21年（1946年）12月21日4時19分に南海道沖で発生した大地震（マグニチュード8.0）で、太平洋沿岸の広範囲に被害が発生した。

本市の震度は5で、この地震による津波で市内の一部に床下浸水があった。

6 チリ津波

昭和35年（1960年）5月23日4時11分に南米チリ沖で発生した大地震（マグニチュード9.5）による津波が日本の太平洋沿岸各地を襲い、北海道南部、三陸海岸、志摩半島などに大きな被害が発生した。

本市では第1波が24日4時24分に到達し、高さは最大約3.17m（5時40分）に達し、建物の全壊・流出・半壊が約20棟、床上浸水が約500棟に上る被害となった。

第4章 被害想定

第1節 地震・津波被害想定

県では、平成24～25年度に地震被害想定調査を実施し、地震及び津波によるハザード（揺れや液状化可能性、津波高や津波浸水の状況などの事象）と、リスク（人的被害、建物被害、避難生活等の生活支障等）を予測した。この結果を本計画の前提とする。

第1項 想定する地震モデル

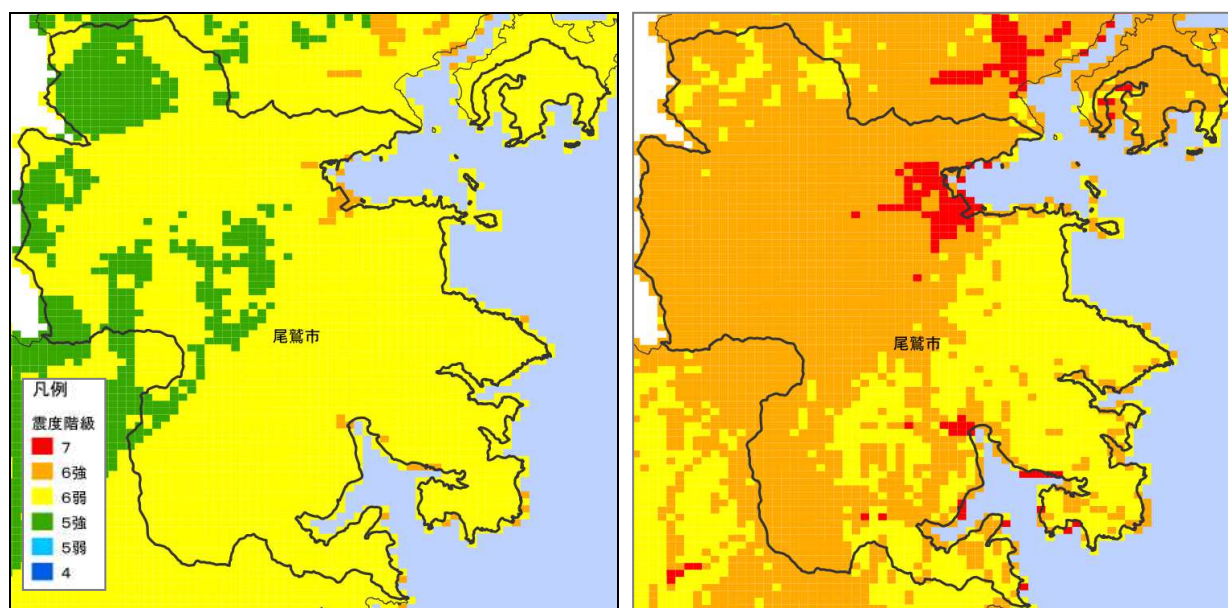
プレート境界型地震については、（1）過去最大クラスの南海トラフ地震、（2）理論上最大クラスの南海トラフ地震の2つの地震モデルを設定している。

なお、地震被害想定調査においては、内陸直下型地震についても県北部に地震モデルを設定しているが、プレート境界型地震と比較して本市への影響が小さいので対象外とする。

第2項 ハザード予測結果

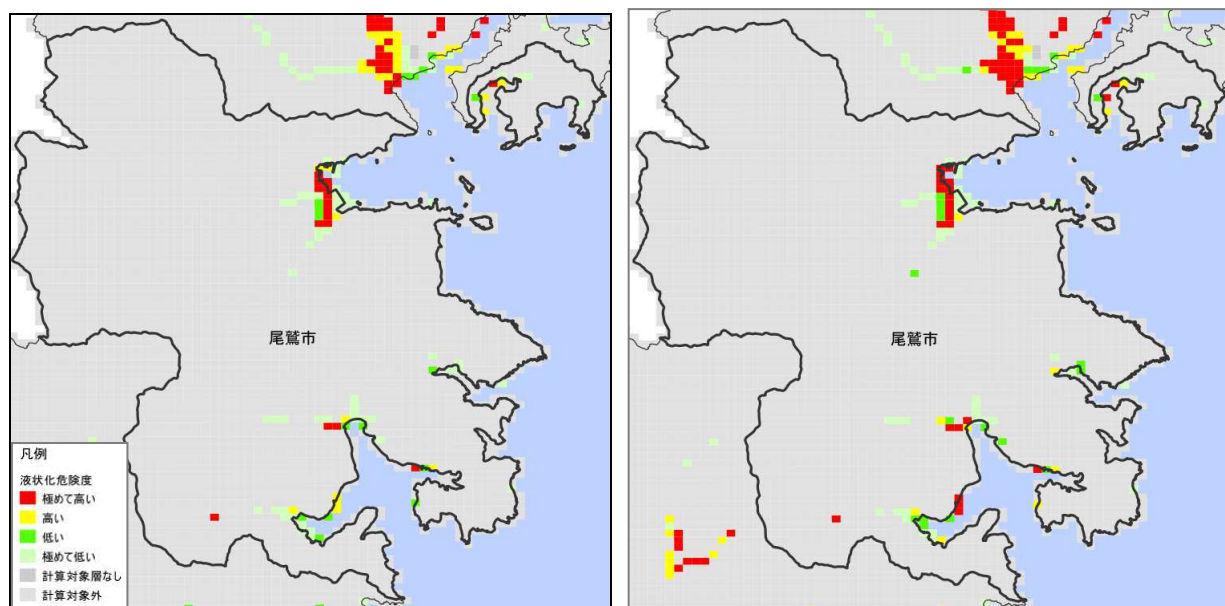
1 地震動

過去最大クラスでは市内全域が5強以上、尾鷲湾の低地等で震度6強が予測されている。また、理論上最大クラスでは市内全域が震度6弱以上、尾鷲湾及び賀田湾の低地等で震度7が予測されている。



2 液状化危険度

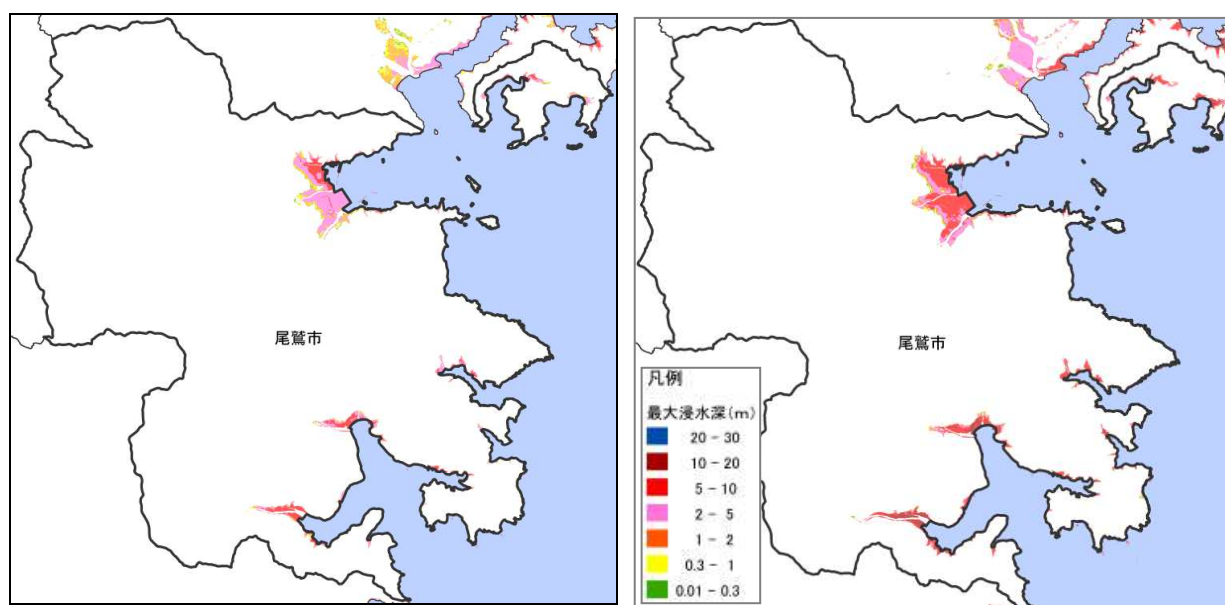
過去最大クラス及び理論上最大クラスともに、尾鷲湾及び賀田湾の低地等で液状化の危険度が高いと予測されている。



南海トラフ地震の液状化危険度予測図（左：過去最大クラス、右：理論上最大クラス）

3 津波

市内の低地部がほぼ全域浸水し、浸水が深いところでは過去最大クラスでは約 10m、理論上最大クラスでは約 17mになると予測されている。



南海トラフ地震の津波浸水予測図(左:過去最大クラス(堤防決壊の場合)、右:理論上最大クラス)

第3項 リスク予測結果

過去最大クラスでは約5千棟が全壊し、死者は6千人弱に上ると予測された。また、理論上最大クラスでは9千棟以上の全壊、焼失が発生し、死者は約6千人以上と予測された。

		過去最大クラス				理論上最大クラス			
全壊・ 焼失棟数	揺れ	約600棟				約6,100棟			
	液状化	－				－			
	津波	約4,300棟				約2,900棟			
	急傾斜地等	約50棟				約80棟			
	火災	－				約300棟			
	合計	約5,000棟				約9,500棟			
		炎上出火		残出火		炎上出火		残出火	
火災出火 件数	冬・深夜	－		－		約10件		－	
	夏・昼	－		－		約10件		－	
	冬・夕	－		－		約10件		約10件	
死者数 (人)	建物倒壊	約40人				約400人			
	津波※1	約5,600人				約6,300人			
	急傾斜地等	－				約10人			
	火災	－				約50人			
	ブロック塀等	－				－			
	合計	約5,700人				約6,700人			
自力脱出 困難者	深夜	約90人				約1,000人			
	昼	約60人				約700人			
	夕	約80人				約900人			
		直後	1日後	7日後	1月後	直後	1日後	7日後	1月後
水道	断水率	99%	99%	68%	15%	100%	100%	99%	97%
	断水人口	約1.9万	約1.9万	約1.3万	約2.9千	約2.0万	約2.0万	約1.9万	約1.9万
電力	停電軒数	約1.5万	約1.4万	約5千		約1.5万	約1.4万	約7.5千	
	停電率	92%	86%	31%		93%	89%	46%	
電話	不通回線数	約8.2千	約7.7千	約3.6千	約3.6千	約8.5千	約8.3千	約6.4千	約5.9千
	不通回線率	93%	89%	41%	41%	97%	95%	73%	67%
避難者数 (人)			約1.3万	約9.5千	約9.1千		約1.7万	約1.5万	約1.9万
		うち避難所	約8.1千	約6.3千	約2.7千		約1.1万	約1.1万	約5.8千
		うち避難所外	約4.5千	約3.2千	約6.3千		約6.1千	約4.5千	約1.3万
帰宅困難者		1,000人							
		1日～3日の計		4日～7日の計		1日～3日の計		4～7日の計	
給水不足※2		82ト		1,166ト		95ト		1,451ト	
食料不足※2		76,885食		103,282食		107,444食		156,594食	
毛布不足※2		14,502枚				20,063枚			
		冬深夜発災		夏昼発災		冬深夜発災		夏昼発災	
医療 対応	重傷者＋病院死者数	約700人		約500人		約1,400人		約1,500人	
	軽傷者	約600人		約400人		約1,200人		約1,600人	
瓦礫 発生 量	災害廃棄物	約30万ト				約60万ト			
	津波体積物	約10万～約30万ト				約20万～約40万ト			
	合計	約50万～約70万ト				約80万～約100万ト			

※1 早期避難率が低い場合

※2 市のみで対応する場合

第2節 調査・研究成果等の活用

地震発生メカニズムは複雑多様であり、ほぼ同時かつ広範囲にわたって大規模な被害を生ずる。このような災害に対して総合的、計画的な防災対策を推進するためには、災害要因の研究、被害想定等を行い、社会環境の変化に対応した防災体制の整備が必要となる。

市では、今後も国の中央防災会議の専門委員会、県の地震被害想定調査の結果等の災害の想定や、地震動・地盤の液状化・津波災害の軽減に対する各種技術や考え方等に関する情報を収集し、防災対策に活用する。

第2部 災害予防計画

第1章 自助・共助をはぐくむ対策の推進

第1節 市民や地域の防災対策の推進

第1項 計画目標

- 全ての市民が、地震発生時の「揺れ」から生命を守り、家族が地震発生後3日間以上を生き延びるための自助の備えと、津波からの避難対策に取り組んでいる。
- 市職員が災害対策要員としての知識と行動力を備えている。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 市民を対象とした地震・津波対策の普及・啓発	防災危機管理課	
2 地域コミュニティを対象とした地震・津波対策の普及・啓発	防災危機管理課	
3 市職員を対象とした地震に対する防災教育	防災危機管理課	

第3項 対策

1 市民を対象とした地震・津波対策の普及・啓発

市は、市民の自助の取組や自主防災会等の共助への参画を促進するため、県の実施する普及・啓発項目や市の独自の防災対策等について、次の手段で普及・啓発を図る。

なお、その際には、本市で発生した災害における教訓等を伝承させるように努める。

- (1) 津波浸水想定区域や避難場所を記載したハザードマップ、標高マップの作成、配布
- (2) 地震・津波への行動や備えを示したパンフレット、チラシの作成、配布
- (3) (1)(2)の資料や過去の災害教訓等の市ホームページへの掲載
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 防災講演会(研修会)等の実施
- (6) 広報おわせへの防災特集の定期的な掲載

2 地域コミュニティを対象とした地震・津波対策の普及・啓発

市は、地域における共助の取組を促進させるため、自治会・自主防災会等に対し県の実施する普及・啓発項目や市の独自の防災対策等について普及・啓発を図る。

また、地域の自主防災活動について支援を行う。

(1) 津波避難計画作成への支援

津波の浸水が想定される地域において、「地域における津波避難計画の作り方」、「個人の津波避難計画(Myまっぷラン)を活用した地域における津波避難計画策定の手引き」(三重県平成25年3月)等を提供し、地域独自の津波避難計画を作成するよう支援する。

(2) 避難所運営マニュアル作成への支援

避難所ごとに自治会・自主防災会及び学校管理者等が協議して避難所運営マニュアルを作成できるよう、検討会等の開催や「避難所運営マニュアル策定指針」(三重県 令和2年5月)

及び「尾鷲市避難所運営マニュアル」（令和3年5月）を提供して支援する。

（3）地区防災計画の作成支援

地区防災計画とは、地区の居住者及び事業者が行う自発的な防災活動に関する行動計画をまとめたもので、基本法第42条の2に基づいたものである。

市は、自治会・自主防災会等が地区防災計画を作成できるよう、「地区防災計画ガイドライン」（内閣府 平成26年3月）等の作成方法や事例等の資料を提供する。

（4）地域の防災訓練等への支援

地域で津波避難等の防災訓練を開催する場合に、警察署、消防署、消防団、学校管理者等と調整する等の支援を行う。

3 市職員を対象とした地震に対する防災教育

市は、市職員が地震・津波に対する知識や災害対策要員としての的確な判断、行動ができるよう、職員研修などを利用して、防災教育の徹底を図る。

また、災害時の事務マニュアルを各担当で作成し、その内容について職員に周知徹底を図る。

第2節 防災人材の育成・活用

第1項 計画目標

○女性や若者の防災人材及び災害ボランティアが育ち、地域の防災活動への参画が進むとともに、育成した防災人材が地域の防災活動を牽引している。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 防災人材の育成及び活動	防災危機管理課	
2 自主防災会構成員に対する教育・啓発	防災危機管理課	
3 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進市職員を対象とした地震に対する防災教育	防災危機管理課	
4 県の防災人材育成事業等への参画	防災危機管理課	

第3項 対策

1 防災人材の育成及び活動

市は、地域で実施される研修や啓発活動を通じ、防災活動を先導する防災人材の育成を図る。
また、自主防災会リーダーに対し、みえ防災コーディネーター養成講座への参画を促すなど、防災人材の活用を図る。

●みえ防災コーディネーター

みえ防災コーディネーターとは、地域や企業において、自主的に地域防災力向上に係る活動を行うとともに、県や市町の要請により、地域で実施される防災訓練や研修会、タウンウォッチングなどに出向き、講義や助言等を行うことにより地域の防災リーダーとしての役割を果たす者をいう。

尾鷲市に居住しているコーディネーターを会員とする「みえ防災コーディネーターおわせ」が結成されている。

2 自主防災会構成員に対する教育・啓発

市は、自主防災会リーダーと連携し、自主防災会を構成する地域住民の防災意識の向上や地域に応じた自主防災会活動の実施に必要な教育、啓発等を継続的に行う。

3 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

市は、県が実施する自主防災組織交流会等を活用するなどして、自主防災会の相互連携を促進する。

4 県の防災人材育成事業等への参画

市は、県が実施する防災人材育成事業等への市民参画を促進する。

第3節 自主防災会・消防団の活動支援及び活性化

第1項 計画目標

○自主防災会や消防団に対して適切な情報提供と共有がなされ、各々の活動が活性化してネットワーク化が進み、自主防災会活動カバー率の向上、消防団員数の増加が図られている。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 自主防災会の活動支援及び活性化の推進	防災危機管理課	
2 自主防災会の結成促進	防災危機管理課	自主防災会
3 消防団の育成及び結成化	防災危機管理課	消防本部、消防団

第3項 対策

1 自主防災会の活動支援及び活性化の推進

市は、自主防災会が災害時に適切な活動に取り組めるよう、地域防災力向上補助金を交付するとともに、組織の活性化に向けた支援を行う。

(1) 補助金の交付

市は、減災を目的とした事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

- ① 地震津波対策等を図る事業
- ② 防災資機材等の充実を図る事業
- ③ 防災意識の普及促進を図る事業
- ④ 自主防災組織等で管理し得る備蓄品等の充実を図る事業
- ⑤ その他市長が認める事業

(2) 住民総ぐるみの防災訓練

市は、自主防災会が中心となった避難訓練について、関係機関との調整等の支援を実施する。

また、折りたたみ式リヤカーや率先避難者用グッズ等防災資機材の自主防災会への配備を推進する。

(3) 住民主導型避難体制確立事業

市は、孤立する可能性のある地区について、住民主導で避難マップを作成するなど、住民主導の避難ルール作りを支援する。

(4) 防災講話等

市は、自主防災会の集まりにおいて、防災講話や指導等を実施する。

(5) 尾鷲市自主防災会連絡協議会

市は、自主防災会間のネットワーク化を図るため、尾鷲市自主防災会連絡協議会が実施する研修、訓練及び講演会等の開催を支援する。

なお、連絡協議会は、自主防災会による自主運営となっている。

(6) 県との連携

市は、県が実施する防災大賞表彰式や自主防災組織交流会の開催、防災活動事例集の配布等により、優良事例の共有や他地域の自主防災会との交流を図ることを促進する。

●自主防災会の活動内容

平常時	災害時
・地域の安全点検 ・避難路・避難場所の確認・点検 ・地域住民に対する防災知識の普及・啓発 ・防災資機材の整備・点検 ・自力で避難や移動が困難な方などの確認 ・防災訓練 ・防災計画に従ったまちづくり など	・避難誘導 ・初期消火 ・救出・救護 ・情報の収集・伝達 ・給水・給食 ・避難所の運営 ・地域の巡回・安全点検 ・地域の復旧・復興に向けた取組 など

自主防災リーダーハンドブック（三重県）より

2 自主防災会の結成促進

現在、町内会単位に自主防災会が結成されている。市は、新たに自主防災会の立上げの申請があった場合は、設立や補助金交付等の支援を行う。

また、町内会に加入していない市民等に対して、自主防災会への参加を呼びかける。

3 消防団の育成及び結成化

県は、消防団員入団促進キャンペーン月間（2月）に消防団員募集の働きかけを行うなど、三重県消防協会の協力を得ながら消防団の育成及び活性化を促進する。

市は、消防本部、県及び消防団と連携し、市民の消防団への参加・協力を促進するため、消防団活動の啓発や団員募集の働きかけなどを継続的に実施する。

第4節 ボランティア活動の促進

第1項 計画目標

○防災活動に取り組むNPO・ボランティア等と行政との円滑な関係が構築され、様々な分野のボランティアが自らの力を十分発揮しながら被災地支援に取り組める環境が整備されている。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
2 ボランティアの受入に係る協力関係・連携体制の構築	防災危機管理課 福祉保健課	尾鷲市社会福祉協議会

第3項 対策

1 災害ボランティアセンターの設立促進及び活動環境や活動条件の整備

市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを災害時に速やかに設立できるよう、市と連携してマニュアル等を整備し、ボランティアの受入体制や発災時に担う役割の整備を図る。

2 ボランティアの受入に係る協力関係・連携体制の構築

市社会福祉協議会は、市域を超えたボランティアの受入れや活用に係る協力・連携体制を平常時の交流を通して構築する。

そのため、県が実施する研修会や訓練等の交流の場に参加する。

3 災害ボランティア人材の育成等

市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを運営支援するボランティア等の人材育成を図るため、災害ボランティアコーディネーターの養成講座等を開催する。

また、「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等が実施する災害ボランティアの活用を担う人材の育成事業に参画を促す。

4 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援

市社会福祉協議会は、災害ボランティアに係る情報提供や研修会の実施等により、平常時におけるNPO・ボランティア等の活動を支援する。

5 住民・企業を対象とした災害ボランティアへの参画促進

市社会福祉協議会は、災害ボランティア活動の広報・啓発等により、住民及び企業の災害ボランティア等への参画を促進する。

第5節 企業・事業所の防災対策の促進

第1項 計画目標

○企業・事業所の事業継続計画（BCP）の策定及び地域と連携した日常的な防災対策の推進により、災害発生時の事業の継続や地域と一体となった防災活動の実施のための備えが整っている。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 防災計画や事業継続計画（BCP）の作成促進	商工観光課	尾鷲商工会議所
2 地域と連携した防災対策、防災活動の推進	防災危機管理課	
3 自衛消防組織の活動支援	防災危機管理課	消防本部
4 ライフライン事業者の対策		尾鷲市水道事業組合
5 企業・事業所の対策		尾鷲商工会議所

第3項 対策

1 防災計画や事業継続計画（BCP）の作成促進

市は、災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限にとどめ、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、各企業・事業所の防災計画や事業継続計画（BCP）の作成・点検を促進する。

特に、県と連携して、津波災害の危険性の高い臨海部の堤外地に立地する事業者に係る津波避難対策を含めたBCPの策定・点検の促進に努める。

2 地域と連携した防災・減災対策の推進

（1）地域との連携

市は、企業・事業所に対し、自主防災会等の行う地域の防災訓練等への参加を働きかけるなど、防災対策に関する連携が促進される環境を整備し、地域の防災力の向上を図る。

（2）協定の締結

市は、企業の社会貢献活動の1つとして、市や自主防災会等が企業・事業所と協働で災害対応を行うことができるよう避難所運営や救援物資の調達等に関する協定の締結に努める。

3 自衛消防組織の活動支援

市及び消防本部は、企業・事業所の自衛消防組織が行う防災訓練等の支援を行う。

4 ライフライン事業者の対策

ライフライン事業者は、ライフライン企業等関係機関・関係自治体により構成される「三重県ライフライン企業等連絡会議」において、構成員間の情報共有や協力関係の構築を図り、迅速かつ的確な復旧対策を検討する。

5 企業・事業所の対策

各企業、事業所は、次の対策を実施する。

(1) 防災計画や事業継続計画(BCP)の作成

各企業・事業所において、東日本大震災等大規模災害の教訓などをふまえた防災計画や事業継続計画(BCP)の作成・点検に努める。

特に、津波災害の危険性の高い臨海部の堤外地に立地する事業者については、津波避難対策を含めたBCPの策定・点検に努める。

また、南海トラフ特措法に基づき、水深30cm以上の浸水が想定される区域で、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令(平成15年政令第324号)第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する事業者は、津波から利用客や従業員などを守るため、津波避難計画等を定めた対策計画又は地震防災規程の作成、届出を行う。

(2) 企業・事業所内の安全確保及び備蓄の促進

事業所の施設の耐震化、設備や什器等の転倒・落下防止等、地震の揺れに対する安全性の確保や二次災害の防止対策を進めるとともに、従業員が帰宅困難になることを想定した飲料水・食料等の備蓄及び発災時の応急的な措置に必要な資機材の整備に努める。

(3) 自衛消防組織の充実強化

災害時に適切な防災活動が行えるよう、自衛消防組織の充実強化に努める。

(4) 従業員等への防災教育・防災訓練の実施

従業員等への防災教育を実施し、防災思想・知識の定着を図るとともに、防災訓練への参画を促進し、災害時の対応能力の強化に努める。

(5) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進

地域住民、自主防災会等の地域における様々な団体と協力し、地震災害の予防及び発災時の対策に備えるよう努める。

第6節 児童生徒に係る防災教育・防災対策の推進

第1項 計画目標

○すべての学校において必要な耐震対策や津波避難対策がなされ、児童生徒、教職員の安全が確保されるとともに、防災教育の徹底により、児童生徒の安全確保と家庭や地域への防災啓発が図られている。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 市立小中学校の防災対策の推進	教育総務課	
2 児童福祉施設等の防災対策の推進	福祉保健課	

第3項 対策

1 市立小中学校の防災対策の推進

(1) 校内の防災体制の整備、防災計画等の策定及び防災訓練の実施

各学校は、平素から災害に備えた防災体制を整備し、教職員の任務の分担及び相互の連携等を明確に定める。

また、東日本大震災の教訓をふまえ、各学校の立地状況に応じた避難計画等の防災計画を策定、見直しを図り、計画に沿った訓練を実施する。

(2) 学校施設の耐震化及び非構造部材の耐震対策

市は、学校施設の構造体の耐震化及び天井材等の非構造部材の耐震対策を行う。

(3) 学校施設の安全点検

学校施設の点検を行い、必要な補修を行う。

(4) 児童生徒の安全確保

各学校は、登下校時等の児童生徒の安全を確保するため、情報収集伝達方法、児童生徒の誘導方法、保護者との連携方法、その他登下校時の危険を回避するための方法等について必要な見直しを行うとともに、児童生徒、教職員、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

(5) 津波対策

各学校は、津波警報発表時等の避難計画を整備し、避難訓練の徹底を図る。

(6) 児童生徒への防災教育の推進

「尾鷲市津波防災教育の手引き」や県の「防災ノート」等を活用した防災教育を継続して行う。

特に、小学校等においては、津波体験談による学習、津波史跡調査、タウンウォッチング・防災マップ作成などの防災教育を行う。

(7) 教職員の学校防災人材の育成と活用

各学校は、学校防災リーダーを中心とした防災教育・防災対策を推進する。

また、全ての基本研修で防災研修を実施する。

(8) 家庭と連携した防災教育の推進

各学校は、津波避難行動計画を示したリーフレットや「防災ノート」の活用等による家庭と連携した防災教育に取り組む。

2 児童福祉施設等の防災対策の推進

児童福祉施設は、市立小中学校に準じた防災対策を講じるとともに、特に乳幼児に配慮した防災対策に取り組む。

放課後児童クラブは、児童の安全確保のための防災対策を推進する。市は、民間事業者に対する指導を図る。

第2章 安全な避難空間の確保

第1節 避難対策等の推進

第1項 計画目標

○避難場所等の整備が進み、住民一人一人が個別の避難計画を策定している。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 指定緊急避難場所の指定等	防災危機管理課	
2 指定避難所の指定等	防災危機管理課	
3 避難路の整備	防災危機管理課、建設課	
4 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の周知	防災危機管理課	
5 避難指示の基準の作成等	防災危機管理課	
6 避難誘導対策	防災危機管理課	
7 避難所運営対策	防災危機管理課	
8 ペット対策	防災危機管理課、市民サービス課	
9 避難所外避難者対策	防災危機管理課、福祉保健課	

第3項 対策

1 指定緊急避難場所の指定等

(1) 指定緊急避難場所の指定

市は、津波等の切迫した災害から住民等が緊急的に避難する場所のうち、災害対策基本法施行令で定める基準に適合するものを、災害種別ごとに指定緊急避難場所として指定する。

指定緊急避難場所の指定に当たっては、その適切性を津波浸水予測図等で確認するほか、観光客等地域外の滞在者についても考慮した避難場所の確保に努め、必要に応じて警察署及び他の防災関係機関と協議する。

なお、市は、既存の3階建て以上の避難場所には、地震自動開錠ボックスを設置し、施設内高所への避難を可能にしている。

(2) 津波避難ビルの指定等

市は、津波浸水予測図で浸水の可能性があると思われる地区で、高台等の避難場所がない地区について、ビル所有者との協定等による津波避難ビルの指定、津波避難施設の整備等を行う。

2 指定避難所の指定等

市は、被災者が一定期間滞在する避難所について、一定の生活環境が確保されることなど災害対策基本法施行令で定める基準に適合するものを指定避難所として指定し、整備を推進する。

指定に当たっては、その適切性を津波浸水予測図等で確認する。

また、要配慮者に配慮したバリアフリー化、トイレの洋式化や必要な資器材の備蓄を推進する。

3 避難路の整備

市は、避難経路を指定し、夜間避難に備えた市内防犯灯の無停電対策、手すりの設置、拡幅等、必要に応じた整備を行う。

また、自主防災会が主体となって高台等に避難する経路を整備することに対し、必要な支援を行う。

東紀州（紀北）広域防災拠点と尾鷲港を結ぶ都市計画道路尾鷲港新田線の整備の促進を図り、地域住民の円滑な避難のための避難路の確保に努める。

4 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の周知

市は指定した指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路について、ハザードマップ等により周知する。

また、避難経路等を表示した案内図や、三重県避難誘導標識設置指針に基づくピクトグラムを用いた案内標識の設置等により周知を図る。

5 避難指示の基準の作成等

市は、避難指示を行う場合に備え、地震及び津波の状況を勘案して、避難指示の基準や伝達手段について定めておくものとする。その際には、「避難情報に関するガイドライン」（内閣府、令和3年5月）を参考とする。

6 避難誘導対策

市は、県の実施する避難誘導対策に沿って、市職員、消防団、住民による避難誘導対策を検討する。特に、津波による浸水が予想される地区では、地域の住民、自主防災会が主体となった避難となるよう指導、支援を行う。

7 避難所運営対策

市は、「尾鷲市避難所運営マニュアル～災害時の避難所運営の手引き～」を活用して、県の「避難所運営マニュアル策定指針」及び「避難所運営マニュアル基本モデル」等を参考に、自主防災会、学校等と連携して指定避難所ごとの避難所運営マニュアルを作成できるよう支援する。

また、それに基づき、避難所運営訓練の実施を支援する。

8 ペット対策

市は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、犬や猫などのペット同行の避難者の受入体制について検討する。

また、飼い主に対して、普段からペットのしつけや健康管理を行うとともに、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、水や餌等のペット用避難用具等の常備に努めるよう啓発する。

9 避難所外避難者対策

車中泊等やむを得ず避難所に滞在することができない被災者を想定し、避難所運営における避難所外避難者対策を推進する。

第2節 避難行動要支援者対策の推進

第1項 計画目標

○地域において避難行動要支援者の避難支援体制の構築や、避難所運営における要配慮者対策が図られるとともに、社会福祉施設等との連携による福祉避難所の指定が進むなど、要配慮者の避難対策に最大限配慮した地域づくりが進んでいる。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 避難行動要支援者の対策	防災危機管理課、福祉保健課	
2 福祉避難所の指定	防災危機管理課、福祉保健課	

第3項 対策

1 避難行動要支援者の対策

市は、「尾鷲市避難支援プラン全体計画（暫定版）」（平成22年3月）等に基づいて、防災関係機関、福祉関係者、自主防災会等と連携して、避難行動要支援者の避難体制を構築する。

（1）避難支援等関係者の範囲

避難支援等関係者は、市、自主防災会、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、消防団、福祉サービス事業者、消防本部、尾鷲警察署とする。

（2）避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者は、次のとおりとする。

- ア 要介護認定3～5を受けている者
- イ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者
- ウ 療育手帳A・Bを所持する知的障害者
- エ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- オ 市の生活支援を受けている難病患者
- カ その他、当該者及びその世帯の世帯主が名簿への記載を希望する者で市長が必要と認める者

（3）名簿作成に必要な個人情報及び入手方法

名簿には、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他連絡先、避難支援等を必要とする事由を記載する。

名簿作成に当たっては、次の台帳に登録されている者の情報を活用する。名簿の更新は、毎年実施する。

- ① 要介護・要支援認定台帳及び緊急連絡カード
- ② 身体障害者手帳交付台帳
- ③ 療育手帳交付台帳
- ④ 精神障害者保健福祉手帳交付台帳

（4）名簿の提供及び情報の漏洩防止

名簿は、消防本部、警察署等の防災関係機関に提供する。

また、名簿掲載者の中で情報提供の同意を得た者については、自主防災会に名簿を提供する。その場合、個人情報保護について誓約書等の提出を受ける。

市で保管する名簿は、電子情報で保管する場合はパスワード等を使用して管理し、紙媒体で保管する場合には施錠付きの保管庫に保管するなど、情報管理に十分配慮する。

(5) 避難支援プランの作成

名簿掲載者のうち、情報提供の同意を得た者については、記載された避難行動要支援者について、自主防災会及び民生委員・児童委員等とともに状況を調査し、避難支援プラン・個別計画を作成する。

避難支援プラン・個別計画は、市、避難行動要支援者本人、避難支援者、自主防災会、消防団、民生委員・児童委員等が共有する。

(6) 円滑に避難できるための情報伝達の配慮

情報伝達は、同報系防災行政無線及びエリアワンセグによる放送、防災メールのほか、ファクシミリ、電子メール、広報車等様々な手段を確保する。

(7) 避難支援等関係者の安全措置

津波到達時間によっては、支援が困難な場合があることを避難行動要支援者に説明する。

また、消防団員等の支援者は、周囲に避難を呼びかけ率先避難者となることとする。

2 福祉避難所の指定

市は、要配慮者を収容するための福祉避難所を指定する。指定に当たっては、市の公共施設のほか、民間の施設も利用できるよう福祉事業者等との協定を締結する。

第3節 観光客・帰宅困難者対策の推進

第1項 計画目標

○観光関係団体等と、観光客や帰宅困難者への対応措置ができる体制がとられている。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 観光客対策	商工観光課	
2 帰宅困難者対策	商工観光課	

第3項 対策

1 観光客対策

市は、尾鷲観光物産協会等と災害時における観光客の安全確保対策を検討する。

また、駅やホテル、旅館等にハザードマップ等を掲示するなどの啓発を行う。

特に、既存又は新たに整備しようとする集客交流施設など、観光客などの利用が多数見込まれる場所について、津波による浸水が予想される場合は、津波避難施設又は津波避難場所の整備、避難経路の確保等の対策を図る。

2 帰宅困難者対策

市は、旅館・ホテルや飲食店等の施設等を帰宅困難者の一時休憩場所又は一時避難所として利用できるよう尾鷲観光物産協会等と連携する。

また、帰宅困難者に飲料水や道路情報等の提供する場所や方法等を検討する。

第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進

第1節 建築物等の防災対策の推進

第1項 計画目標

○防災上重要な公共施設における耐震化等の対策が進み、どの時間に地震が発生しても、揺れによる負傷者を出さず、公共施設の機能を維持できるよう整備されている。また、応急仮設住宅の調査・調達・供給体制が構築されている。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 建築物の耐震化	財政課、建設課、教育総務課	尾鷲建設事務所
2 公共施設の移転等	財政課	
3 密集市街地に係る地震防災対策	建設課	
4 応急仮設住宅供給体制の整備	建設課、防災危機管理課	

第3項 対策

1 建築物の耐震化

(1) 公共施設

市は、公共施設については、災害時に防災拠点として機能するよう、避難場所をはじめとする公共施設の耐震性の調査を行い、地震防災上必要な改修又は補強を実施する。

また、屋内運動場や校舎等における天井材、外壁や内壁等の非構造部材等についても耐震化を図る。

(2) 一般建築物

市は、病院、社会福祉施設、学校、劇場等多人数が集合する建築物及び事業所施設、地震時に通行を確保すべき道路として三重県建築物耐震改修促進計画で指定された道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物については、耐震性の確保を図るよう指導する。

また、一般の住宅については、昭和56年5月31日以前に建築されるなど一定の要件を満たす木造住宅については、無料耐震診断や補強設計・補強工事に掛かる費用の補助を実施する。

(3) ブロック塀、石垣等対策

市は、ブロック塀については、正しい施工のあり方及び既存のものの補強の必要性について啓発を行う。

県（尾鷲建設事務所）は、建築基準法等による建築基準が遵守されるよう建築確認窓口等にて指導する。

(4) 耐震診断の義務づけと結果の公表

要安全確認計画記載建築物について耐震性の確保を図るよう指導する。

(5) 技術者の養成

市は、既存建築物の耐震診断、耐震改修等を推進するため、関係団体が開催する建築士等に対する講習会への参加を促し、技術者の養成を図る。

また、余震による二次災害の防止を図るため、体制整備及び判定士の養成に努める。

(6) 被災建築物応急危険度判定士の養成及び実施体制の整備

県は、被災建築物応急危険度判定士養成講習会を実施し、判定士の養成に努める。また、市は被災建築物応急危険度判定士養成講習会等の実施に協力し、市内の建築士や土木技術者等の参加を促進する。県及び市は、被災建築物応急危険度判定制度について、日頃から住民への周知に努める。

2 公共施設の移転

市は、津波浸水区域等の危険区域内にあり、かつ耐震基準を満たさない公共建築物について、耐震化のみでは十分な安全を確保できない場合は、危険区域外への移転、建替えを促進する。

また、新たに建設する公共建築物については、避難所として利用することを考慮し、適切な機能を備えた施設を整備するよう努める。

3 密集市街地に係る地震防災対策

市は、地震発生時に、建物の倒壊や火災の発生により、特に大きな被害が予測される密集市街地において建物の更新を図り、避難場所、避難路、公園等の防災施設を、その地域特性に応じて整備するように努める。

4 応急仮設住宅供給体制の整備

市は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能用地を把握するとともに、小原野市有地を応急仮設住宅用地として確保する。

また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間の空家等を把握する体制の整備に努める。

5 中部電力尾鷲三田火力発電所跡地に係る防災対策

中部電力尾鷲三田火力発電所の跡地活用を含めた「おわせSEAモデル構想」において、避難経路等の防災面での整備を検討する。

第2節 公共施設等の防災対策の推進

第1項 計画目標

○地震・津波災害からの避難、救助、消火、復旧等の対策が的確かつ速やかに進められるよう、道路、海岸、港湾、漁港、河川に係る公共施設の耐震化や多重化等の対策が進んでいる。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 道路・橋梁の防災・減災対策	建設課	
2 海岸の防災・減災対策	水産農林課	尾鷲建設事務所、尾鷲農林水産事務所
3 港湾の防災・減災対策	建設課	尾鷲建設事務所
4 漁港の防災・減災対策	水産農林課	尾鷲農林水産事務所
5 河川の防災・減災対策	建設課	尾鷲建設事務所

第3項 対策

1 道路・橋梁の防災・減災対策

(1) 道路

市は、救援活動や緊急物資輸送のルート確保等を考慮して、近畿自動車道紀勢線など高規格幹線道路と連携した市内幹線道路のネットワークの構築に努める。

市内の都市計画道路については、地域住民の理解と協力を得ながら、地域の活性化や都市防災、避難ルートなどの方針をふまえ、まちづくりを考慮した総合的な道路の形成を図る。

(2) 橋梁

市は、「尾鷲市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、安全性や信頼性を確保した道路サービスの提供を目的として、予防的な修繕及び計画的な架替えを実施する。

2 海岸の防災・減災対策

(1) 施設の耐震性向上対策

県・市は、海岸保全施設について、大規模地震発生時の津波からの被害軽減を図るため、老朽化等により脆弱化した箇所の補強対策及び堤防基礎地盤の液状化対策等の耐震対策を進める。さらに、地震被害想定調査の結果をもとに、津波対策の検討を進める。

(2) 水門等の点検整備

県・市は、毎年出水期に先立ち、水門、門扉の操作等について支障のないよう点検整備を行う。

3 港湾の防災・減災対策

(1) 防災拠点施設の整備

県は、大規模地震発生時に緊急物資や避難者等を輸送するため、整備されいてる耐震強化岸壁背後に港湾緑地等、防災拠点となる施設の整備に努める。

尾鷲港においては、耐震強化岸壁を活用した災害時の海上輸送体制の構築を図る。

(2) 水門等の点検整備

県は、毎年出水期に先立ち、水門の操作等に支障がないよう、点検整備を行う。

4 漁港の防災・減災対策

(1) 防災拠点漁港の整備

県は、三木浦漁港において、耐震強化岸壁を整備したことから、三木浦漁港を活用した海上輸送体制の構築を図る。

(2) 水門等の点検整備

県及び市は、毎年定期的に、水門等の操作等に支障がないよう、点検整備を行う。

5 河川の防災・減災対策

(1) 水門等の点検整備

県は、毎年出水期に先立ち、水門、堰堤等の門扉の操作等について支障のないよう点検整備を行う。

第3節 危険物等の防災対策の推進

第1項 計画目標

○危険物施設等について耐震性が確保され、津波に対しても事業者において被害予測をふまえた流出等の被害を最小限にとどめるための具体的対策が講じられている。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 危険物施設		消防本部
2 高圧ガス施設、火薬類施設		県・紀北地域活性化局
3 毒物劇物施設		県

第3項 対策

1 危険物施設

消防本部は、消防法等に基づき危険物対策を実施する。

(1) 管理監督者に対する指導等

消防法等関係法令に基づき、立入検査、保安検査等を実施し、施設の維持管理等について管理監督者に対し指導する。

(2) 輸送業者等に対する指導等

危険物等の移動について、立入検査等を実施し、輸送業者等の指導を行う。

(3) 取扱作業従事者に対する指導等

危険物等の取扱作業従事者の資質向上を図るため、保安講習等を実施し、事故の発生及び災害防止について指導する。

(4) 施設の耐震化・耐浪化の促進

施設の耐震化・耐浪化の強化を促進する。

(5) 防災訓練の実施等の促進

施設の特異性に応じた防災訓練の実施を促進するとともに、安全対策に関する情報を地域に積極的に発信するよう指導する。

2 高圧ガス施設、火薬類施設

県は、災害時に高圧ガス施設、火薬類施設が被災して二次災害が発生する等の不測の事態に備え、施設の管理監督者及び高圧ガス、火薬類等の取扱作業従事者に対し、次のとおり指導する。

(1) 管理監督者に対する指導等

高圧ガス保安法、火薬類取締法等関係法令に基づき、立入検査、保安検査等を実施し、施設の維持管理等について管理監督者に対する指導を行う。

(2) 輸送業者等に対する指導等

高圧ガス等の移動について、路上点検等を実施し、輸送業者等の指導を行う。

(3) 取扱作業従事者に対する指導等

高圧ガス、火薬類等の取扱作業従事者の資質向上を図るため、保安講習等を実施し、事故の発生及び災害拡大について指導する。

(4) 施設の耐震化・耐浪化の促進

高圧ガス施設等の耐震化・耐浪化の強化を促進する。

3 毒物劇物施設

県は、災害時に毒物劇物が流出又は飛散する等不測の事態に備え、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者に対し、次のとおり指導する。

(1) 毒物劇物保有状況等の把握

毒物劇物保有状況及び事故処理剤・治療用薬剤備蓄状況等を把握するよう指導する。

(2) 危害防止規定の策定

毒物劇物使用・保有施設の危害防止規程（事故処理マニュアル）を策定し、これに基づく指導を行う。

(3) 安全管理者を対象とした講習

毒物劇物使用・保有施設の安全管理者を対象とした講習会を実施する。

(4) 防災訓練の実施等の促進

施設の特異性に応じた防災訓練の実施を促進するとともに、安全対策に関する情報を地域に積極的に発信するよう指導する。

第4節 地盤災害防止対策の推進

第1項 計画目標

○地盤災害の対策に資する事業が着実に進められ、発生した場合に特に大きな人的被害をもたらす可能性が高い地盤災害への対策が適切に講じられている。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 土砂災害警戒区域等の把握	防災危機管理課、建設課	
2 土砂災害の防止対策		尾鷲建設事務所、尾鷲農林水産事務所
3 警戒避難体制の整備	防災危機管理課	尾鷲建設事務所
4 ため池の改修	水産農林課	尾鷲農林水産事務所
5 宅地災害の防止		尾鷲建設事務所
6 液状化対策	建設課	
7 道路の土砂災害の防止		尾鷲建設事務所、紀勢国道事務所

第3項 対策

1 土砂災害警戒区域等の把握

市は、県が指定する土砂災害警戒区域等を把握し、土砂災害ハザードマップ等により市民に周知する。

2 土砂災害の防止対策

県は、土砂災害の防止として、次の対策を実施する。また、市は県の取組に協力する。

(1) 砂防事業

土石流による災害を防止するため、砂防堰堤や溪流保全工等の砂防設備を効果的・効率的に整備する。

(2) 地すべり対策事業（農林水産部、県土整備部）

地すべりは、危険箇所の判定が難しいため、地形及び地質調査、地表移動量調査並びに地下水調査等を慎重に行ったうえで適切な対策を実施する。

(3) 急傾斜地崩壊対策事業（県土整備部）

傾斜が30度かつ高さが5m以上の急傾斜地のうち、人家に被害を及ぼすおそれのある箇所について、被害規模や緊急性等を総合的に勘案のうえ、急傾斜地崩壊防止施設を順次整備する。

(4) 総合的な土砂災害対策

土石流、地すべり及びがけ崩れといった土砂災害から人命を守るため、従来から実施してきた施設整備などのハード対策だけでなく、市の警戒避難体制を支援するシステムの整備や、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定などソフト対策を併せて推進する。

(5) 治山事業

山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区及び崩壊土砂流出危険地区といった山地災害危険地区について土砂流出防止、土砂崩壊防止及び水源かん養等森林のもつ国土保全機能の高度発揮を図り、山地に起因する災害の未然防止のため、計画的に事業を実施する。

3 警戒避難体制の整備

市は、警戒避難体制の整備に向け、次の事項について明確に定める。

特に、土砂災害警戒区域に指定された区域については、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した土砂災害ハザードマップ等の配布その他の必要な措置を講じる。

- ① 避難場所の設置
- ② 避難指示の発令時期、決定方法
- ③ 気象情報及び異常現象並びに避難指示の連絡方法
- ④ 避難誘導責任者
- ⑤ 避難場所の位置及び避難指示の住民への周知
- ⑥ 土砂災害警戒区域等の把握
- ⑦ 土砂災害警戒区域等のパトロール
- ⑧ その他必要事項

4 ため池の改修

市は、老朽化が著しく決壊の危険性があるなど、防災上の緊急度が高いため池の改修工事を推進する。

5 宅地災害の防止

(1) 計画・方針

県は、がけ崩れ、土砂の流出、擁壁の倒壊等の宅地災害を未然に防止するため、都市計画法に基づく開発許可制度、三重県宅地開発事業の基準に関する条例等により安全かつ良好な宅地の確保を図る。

(2) 宅地造成への対応

県は、宅地造成工事については、都市計画区域及びその他の区域に区分して、それぞれ一定規模以上の面積について、災害防止に重点をおいた技術基準に基づき、審査のうえ許可及び完了検査を実施する。

また、宅地災害が発生するおそれがある場合には、改善指導等を行う。

(3) 宅地災害防止事業

県は、次の事業を実施する。

① 宅地防災月間の選定

梅雨期及び台風期に備え、地域住民をはじめ市及び宅地開発事業者に注意を促し、必要な防災対策を講じさせるため、5月を宅地防災月間と定め、期間中は開発施工区域内を中心に巡視を計画的に行い、現地で適切な指導を行う。また、広報活動を実施して県民へのPRに努める。

② がけ地近接等危険住宅移転事業の推進

土砂災害特別警戒区域内、災害危険区域又は建築基準法第40条の適用区域に存する危険な既存不適格住宅の移転を推進し、安全な住環境の整備に努める。

(4) 被災宅地危険度判定士の養成及び実施体制の整備

県は、被災宅地危険度判定士養成講習会を実施し、判定士の養成に努める。また、市は被災宅地危険度判定士養成講習会等の実施に協力し、市内の建築士や土木技術者等の参加を促進する。県及び市は、被災宅地危険度判定制度について、日頃から住民への周知に努める。

6 液状化対策

(1) 地盤データ等に基づく液状化危険度の把握

市は、詳細な地盤データ等に基づく液状化危険度を把握して関係機関との共有を図る。

(2) 被害防止対策の実施

市は、公共施設の設置に当たり地盤改良等による被害防止対策等を適切に実施するほか、大規模開発に当たっては関係機関と十分な連絡・調整を図る。

(3) 小規模建築物に対する啓発

県は、個人住宅等の小規模建築物について、建築確認申請窓口等における住民等への啓発や、液状化対策に有効な基礎構造等についての周知等に努める。

市も同様にパンフレット等を用いて周知に努める。

7 道路の土砂災害の防止

県及び中部地方整備局は、管理道路について崩壊、落石等の危険箇所の防災対策を実施する。

第4章 緊急輸送体制の確保

第1節 緊急輸送体制の整備

第1項 計画目標

○南海トラフ地震の被害想定や広域的な応援・受援計画、救援物資等の供給計画等に基づき、陸上及び海上、航空輸送に係る緊急輸送ネットワークの見直し及び整備が着実に進められている。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 緊急輸送ネットワークの確保	防災危機管理課	
2 陸上輸送対策	建設課	尾鷲建設事務所
3 航空輸送対策	防災危機管理課	
4 海上輸送対策	水産農林課	尾鷲農林水産事務所
5 運送事業者との連携	防災危機管理課	

第3項 対策

1 緊急輸送ネットワークの確保

市は、緊急輸送活動のために確保すべき道路・港湾・漁港等、防災上の拠点及び輸送拠点について定め、それらが発災時にも機能するよう関係機関に整備を要請する。

2 陸上輸送対策

(1) 緊急輸送道路の指定

市は、防災拠点や避難所の整備・指定状況、物資等集積拠点の整備・指定状況、県の緊急輸送道路の指定状況等を勘案し、市の緊急輸送道路を指定する。

(2) 緊急輸送道路機能の確保

道路管理者は、国、県、市、建設事業者と連携して中部版「くしの歯作戦」を含む道路啓開体制の整備を推進するとともに、道路警戒の実施にあたり、国が整備した尾鷲南パーキングを尾鷲南防災基地とする。更に、広域進出拠点としての有効利用、及び熊野尾鷲道路に設置された緊急退出路を利用した啓開計画を国と調整する。

市は県と連携して、緊急輸送道路沿いの要安全確認計画記載建築物の耐震化等の促進を図る。

市は、発災後に交通規制が実施された場合の一般車両運転者の責務等について、平時から周知を図る。

3 航空輸送対策

市は、臨時ヘリポートを孤立のおそれのある各地区に指定するとともに、災害時に有効に利用できるよう関係機関や住民等への周知を図る。

また、必要に応じ通信機器等必要な機材を備蓄するよう努める。

4 海上輸送対策

市及び県は、漁港における障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保等支援体制

の整備を図る。

また、三重県水難救済会との協定を活用した船舶による物資の輸送を検討するとともに、訓練を通じて連携を図る。

三木浦漁港について、業務継続計画（BCP）により、海上輸送対策を行う。

5 運送事業者との連携

市は、県トラック協会紀北支部をはじめとする運送事業者等との連携体制を構築する。

第5章 防災体制の整備

第1節 災害対策機能の整備・確保

第1項 計画目標

- どの時間帯に地震が発生しても、必要な職員を早期に確保して市災対本部を速やかに立ち上げ、迅速で適切な応急対策活動を展開できる体制が整備されている。
- 発災時の公的施設等の用途が明確に定められており、的確に災害対応に当たることができる体制が整っている。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 災害対策本部機能等の整備・充実	防災危機管理課	
2 職員参集体制の整備・充実	防災危機管理課	
3 職員への防災教育・防災訓練の実施	防災危機管理課	
4 消防力の強化	防災危機管理課	消防本部

第3項 対策

1 災害対策本部機能等の整備・充実

(1) 災害対策本部施設及び設備の整備

市は、災害対策本部として機能を確保するために、庁舎の自家発電設備等の整備による非常電源、衛星携帯電話等の通信手段の確保に努める。

(2) 物資・機材の備蓄

市は、応急対策や復旧対策を実施する際に必要な物資・機材等、さらには、市職員用の食料、飲料水や仮設トイレ、寝袋等物資の備蓄に努める。

(3) 代替機能の確保

本部が被災した場合の代替本部や、災害発生現場に近い地区のコミュニティセンター等を現地災害対策本部として活用し、機動的な災害対策活動が行えるよう、施設、人員、備蓄物資を含めた体制を検討する。

2 職員参集体制の整備・充実

市は、勤務時間外に地震が発生し、短時間での津波の到達と津波警報の長時間にわたる発表が見込まれる際の初動対策要員の確保対策を検討する。

3 職員への防災教育・防災訓練の実施

市は、市職員に対し、職員研修等を利用して、地震防災教育の徹底を図るものとする。
また、災害時に迅速、的確な行動がとれるよう担当課が災害時のマニュアルを作成し、その内容について所属職員に周知徹底を図る。

4 消防力の強化

消防本部及び市は、「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」を充足するため、消防組織の充実強化を図り、消防用施設等の整備に努める。

(1) 消防職員・消防団員の充実・資質向上等

消防職員の充実及び資質の向上を図るとともに、地域における消防防災の中核である消防団について、機能別分団や青年・女性層の参加促進など活性化を図るほか、育成教育、装備の充実を推進し、減少傾向にある消防団員の確保に努める。

(2) 消防用設備の整備の推進等

消防自動車等の消防設備の整備を推進するとともに、地震防災に関する知識の啓発、情報の伝達、延焼防止活動及び救助活動等の被害の防止又は軽減に必要な消防防災活動を有効に行うことができる消防用施設の整備を推進する。

(3) 消防用水の確保対策

地震災害時において、消防の用に供することを目的とする耐震性貯水槽等の貯水施設や取水のための施設を整備するとともに、人工水利と自然水利の適切な組合せによる水利の多元化を推進する。

(4) 救助・救急機能の強化

災害時の職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を促進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保

第1項 計画目標

○どの時間帯に地震が発生しても、災対本部等が必要な情報収集と伝達ができる体制が整っている。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 災害情報の収集・伝達体制の整備	防災危機管理課	津地方気象台
2 被害情報の収集・伝達体制の整備	防災危機管理課、政策調整課	
3 通信設備の優先利用の手続き	防災危機管理課	

第3項 対策

1 災害情報の収集・伝達体制の整備

市は、災害関連情報の収集・共有と住民等への伝達体制の整備を図る。

また、災害情報の収集及び伝達にあたっては、情報通信技術その他の先端的な技術の活用に努める。

特に、要配慮者や孤立地区の住民、帰宅困難者等への確実な情報伝達体制の整備を図れるようにする。

また、県の防災情報システムを活用した災害関連情報の共有の徹底を図る。道路啓開に係る情報については、くしの歯防災システムへの登録を図る。

市は、正確な防災情報を迅速に伝えられる伝達手段を確保するため、防災行政無線のデジタル化整備を図る。

2 被害情報の収集・伝達体制の整備

(1) 情報通信施設の整備

市は、災害に強い無線回線網を構築し、回転型WEBカメラや、IP電話による映像及び音声での情報収集体制を構築している。

また、エリアワンセグ放送を活用して、市災対本部から映像、音声、文字放送による情報伝達システムを構築している。

今後は、これらのシステムの保守点検の徹底、設備等の計画性を持った更新等、適切な管理に努める。

(2) 被災者安否情報提供窓口の設置検討

市は、災害発生時に被災者の安否に関する情報について照会があった場合、照会者に対する回答を行う体制について検討する。

(3) 非常電源の確保

市は、災害時の停電対策として非常用発電機やバッテリーを設置し、非常時の通信の運用確保を図る。

3 通信設備の優先利用の手続き

市は、通信設備の優先利用（基本法第57条）及び優先使用（同法第79条）について最寄りのNTT西日本等とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定める。

第3節 医療・救護体制・機能の確保

第1項 計画目標

○医療関係機関を含めた災害時の医療・救護を円滑に提供する体制が整っている。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 医療・救護体制の整備	福祉保健課、尾鷲総合病院	紀北医師会
2 医療・救護機能の確保	尾鷲総合病院	

第3項 対策

1 医療・救護体制の整備

(1) 救護所設置候補地の事前指定

市は、尾鷲総合病院、紀北医師会等と協議して、災害時の救護所設置場所として、医療機関及び公共施設等を候補地として選定する。

また、診療所をはじめとする民間医療機関の活用についても検討する。

(2) 自主救護体制の確立

市は、医療救護班の編成・派遣について、尾鷲総合病院、紀北医師会等と協議し、自主救護体制の計画を定める。軽微な負傷者等に対しては、自主防災会等による応急救護に関する計画を定める。

また、地域ごとに設置されている地域災害医療対策会議に参加し、情報共有に努める。

(3) 救急搬送体制

市は、災害時の救急搬送について消防機関等との連携に努める。

(4) 医薬品等の確保体制

市は、救護所等で使用する医薬品の調達方法をあらかじめ確認する。

2 医療・救護機能の確保

市は、尾鷲総合病院の施設の耐震化を計画的に進めるとともに、水や燃料の優先的な供給等、ライフラインの確保について協定を締結するなどの取組を進める。

第4節 応援・受援体制の整備

第1項 計画目標

○広域応援受入のための拠点整備がなされ、発災直後からの応援受入ができる体制が整っている。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 県内市町間の応援・受援に係る計画の策定及び体制の整備	防災危機管理課、総務課	
2 県外市町村との災害時連携体制の構築	防災危機管理課、総務課	
3 防災関係機関の受援体制の整備	防災危機管理課、総務課	消防本部
4 応援協定団体の受援体制の整備	防災危機管理課、総務課	

第3項 対策

1 県内市町間の応援・受援に係る計画の策定及び体制の整備

市は、三重県市町災害時応援協定に基づき、円滑な応援・受援対策に必要な計画をあらかじめ策定し、体制の整備を図るとともに、協定に基づく防災訓練の実施・協力に努める。

2 県外市町村との災害時連携体制の構築

市は、県外市町村との相互応援協定の締結を推進し、応援・受援体制の構築を図る。

また、締結済みの相互応援協定については連携体制を整備するとともに、防災訓練を実施する。

3 防災関係機関の受援体制の整備

市及び消防本部は、国等からの応援が円滑に受けられるよう、応援部隊の展開、宿営、ヘリポートの離発着、物資の搬送等の活動を行う拠点の確保など受援に必要な対策の検討・実施に努める。

4 応援協定団体の受援体制の整備

市は、協定先からの応援が円滑に受けられるよう救援活動拠点の確保や受援計画等の策定を検討する。さらに、連携強化を図るための防災訓練に努める。

第5節 物資等の備蓄・調達・供給体制の整備

第1項 計画目標

○大規模災害に備えた物資の備蓄・調達・受入・供給に係る計画が整備され、計画に沿った備蓄や関係機関との事前調整が整っている。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 市の備蓄体制の確立	防災危機管理課	
2 事業者・団体等との協力体制の構築	防災危機管理課	
3 市民等への啓発	防災危機管理課	

第3項 対策

1 市の備蓄体制の確立

市は、公的備蓄と流通在庫備蓄との特徴を考慮して、必要な備蓄品目、必要数量、実施主体を明確にした調達計画を策定して備蓄する。

備蓄に当たっては、孤立することを考慮して各地区に分散して配備する。

備蓄品目は、次のとおりである。備蓄目標と備蓄状況については、資料編に示す。

●市の主な備蓄品目

① 食料	② 飲料水	③ 毛布
④ 簡易浄水器	⑤ 簡易トイレ	⑥ 救援表示シート

2 事業者・団体等との協力体制の構築

市は、災害時に必要な食料や生活必需品を扱う事業者や事業者団体等との物資等の調達協定等の締結を推進する。

また、救援物資等が大量に集積する場合を想定し、物資等の荷役・仕分け、搬送等に係る協力体制を構築する。

3 市民等への啓発

(1) 家庭における災害用備蓄の促進

市は、市民に対して各家庭における発災後3日分以上、できれば1週間以上の食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄をするように啓発する。

事業所に対しても、従業員及び来訪者等を含めた備蓄を啓発する。

(2) 地域における災害用備蓄の促進

市は、自主防災会に対して、避難場所等に食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄を図るよう啓発する。

(3) 市は、本節に掲げる物資の備蓄状況について、毎年1回市民に公表する。

第6節 ライフライン防災対策推進

第1項 計画目標

○ライフライン関係機関の有機的な連携体制が構築され、必要な情報共有や防災対策活動がなされて、総合的なライフライン対策に取り組んでいる。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 水道施設	水道部	
2 電力施設		中部電力P G
3 L P ガス		三重県紀北L P ガス協議会
4 鉄道		J R 東海
5 バス		三重交通

第3項 対策

1 水道施設

市は、水道施設被害を最小限にとどめ、早期復旧を図るための事前対策を実施する。

(1) 耐震性の強化

水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、最新の基準・指針等に基づき、十分な耐震設計及び耐震施工を行う。

(2) 施設管理図書の整備

被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動が行えるよう、施設管理図書の整備、保管を図る。

(3) 応急給水・復旧のための体制整備

水道施設の点検整備を定期的に行うとともに、緊急遮断弁や応急給水用資機材等の適切な保守点検に努める。

また、応急給水・復旧用資機材及び人員の配備等の体制を整備するとともに、給水車への応急給水設備を設置し、水道水を供給できる体制を確保することに努める。

(4) 津波浸水対策の実施

県の地震被害想定調査結果による津波浸水予測の結果を参考に、浸水が予想される施設・設備等の浸水対策を検討する。

2 電力施設

中部電力P Gは、次の事前対策を実施する。

(1) 設備面の災害予防

① 施設の耐震対策及び耐火対策

災害に強い電力供給体制を確保できるよう、施設・設備の耐震性強化や防火対策を講じる。

② 施設・設備のバックアップ対策

主要伝送路のループ化、多ルート化等による施設・設備のバックアップ体制の強化を図る。

③ 災害対策用資材等の確保

早急な電力の復旧を図るため、機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

(2) 災害対策体制の整備

① 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

② 情報伝達体制の確立

施設・設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定める。

また、県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

(3) 災害時の広報体制の整備

復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

(4) 広域応援体制の整備

大規模災害の発生に備え、防災体制を確立するとともに、隣接する電気事業者等からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするようあらかじめ措置方法を定めておく。

3 LPガス

三重県紀北LPガス協議会（LPガス販売事業者）は、次の事前対策を実施する。

(1) 設備面の災害予防

LPガス充填所を管理する事業者は、充填所の耐震対策を促進するとともに、自家発電設備を設置する等により、LPガスの安定的な供給体制の構築に努める。

各販売事業者は、容器の転倒防止用鎖の点検を充実させるとともに、点検の結果、劣化したものについては、交換を速やかに行う。また、耐震性機器の設置を促進する。

(2) 情報伝達体制の確立

販売事業者相互の連絡網を整備し、応援体制を強化するとともに、各地域LPガス協議会内による緊急動員体制を整備する。

また、市災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

(3) 防災広報活動

地震発生時における容器バルブの閉止等、二次災害の防止措置について啓発活動を行う。

4 鉄道

JR東海は、次の事前対策を実施する。

(1) 平常時の防災・減災対策

① 施設の耐震性強化

地震に対する被害軽減や安全性を高めるため、施設の耐震性の強化を計画的に進める。

② 災害対策用資材等の確保

早急な運転再開を図るため、建設機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

③ 防災教育及び防災訓練の実施

従業員及び関係者に対し次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

(2) 災害対策体制の整備

① 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

② 情報伝達体制の確立

- ・地震・津波情報等の把握及び関係部署、駅、列車等への情報伝達方法等をあらかじめ定める。
- ・災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

③ 運転基準及び運転規制区間の設定

地震発生時の運転基準及び運転規制区間をあらかじめ定め、発生時にはその震度により運転規制等を行うとともに、安全確認を行う。

津波浸水予想区域内にあつては、乗客乗員の避難手法・手順・体制等をあらかじめ定める。

(3) 災害時の広報体制の整備

運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

5 バス

三重交通は、バス交通について次の事前対策を実施する。

(1) 平常時の防災・減災対策

① 防災教育及び防災訓練の実施

従業員及び関係者に対し防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

(2) 災害対策体制の整備

① 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

② 情報伝達体制の確立

- ・地震・津波情報等の把握及び関係部署、車両等への情報伝達方法等をあらかじめ定める。
- ・災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。
- ・鉄道不通区間のバスによる代替輸送等について、あらかじめ連絡手段や輸送方法等を鉄道事業者と検討する。

③ 運転基準及び運転規制区間の設定

地震発生時の運転基準等をあらかじめ定め、発生時にはその震度により運転規制等を行うとともに、安全確認を行う。

津波浸水予想区域内にあつては、乗客乗員の避難手法・手順・体制等をあらかじめ定める。

(3) 災害時の広報体制の整備

一般乗合旅客自動車運送事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

第7節 防災訓練の推進

第1項 計画目標

- 市災対本部の機能が十分に発揮され、災害対応力が段階的に高められていく訓練を実施している。
- 住民・地域等が主体となる自助・共助から防災関係機関が連携する公助までの一連の訓練を、発災直後から応急対策時期までの地域特性に応じた様々な場面を想定して実施している。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 市の防災訓練	防災危機管理課	
2 自主防災会等を対象とした防災訓練	防災危機管理課	

第3項 対策

1 市の防災訓練

(1) 市総合防災訓練

市は、地震・津波・土砂災害等を想定し、自主防災会、消防団、消防本部、警察署、防災関係機関等が参加する総合訓練を実施し、防災計画等を検証する。

また、実施に当たっては、要配慮者、女性、事業所など多様な主体の参画促進に努める。

(2) 国・県の防災訓練への協力・参画

市は、国・県の実施する防災訓練等への協力と参画に努める。

(3) 災害対策本部運営訓練

市は、市災対本部の運営について職員の判断力の向上や行動計画の確認を行うため、地震・津波・土砂災害等を想定した図上訓練等を実施する。

2 自主防災会等を対象とした防災訓練

市は、自主防災会が主体となった避難、消火、救護等の防災訓練等を実施する。

実施に当たっては、防災行政無線等による警報音の放送や、率先避難者による避難誘導、リヤカーを活用した避難行動要支援者の避難、夜間避難訓練等、様々な想定を設定して実施するよう指導する。

第8節 災害廃棄物処理体制の整備

第1項 計画目標

○南海トラフ地震の被害想定に基づき、災害廃棄物処理計画が策定され、広域的な大規模災害時に適正かつ迅速に災害廃棄物処理を行うための体系が構築されている。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 災害廃棄物処理計画の策定	環境課	
2 広域的な協力体制の整備	環境課	
3 廃棄物処理施設の災害対策	環境課	

第3項 対策

1 災害廃棄物処理計画の策定

市は、災害時に発生する廃棄物を適正かつ迅速に処理を行い、早期に復旧するため、「尾鷲市災害廃棄物処理計画」を策定する。

計画の策定に当たっては、県の地震被害想定による災害廃棄物量の算定をもとに、発災直後の初動体制、仮置場候補地、具体的な処理方法、関係機関・団体等との連携など、災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための事項について明記する。

2 広域的な協力体制の整備

(1) 三重県災害等廃棄物処理応援協定

市は、災害時におけるごみ、し尿等の一般廃棄物の処理を円滑に実施するための応援活動について締結した「三重県災害等廃棄物処理応援協定」に基づき、尾鷲ブロック幹事として県と必要な調整を行い、広域的な協力体制の確保に努める。

(2) 応援体制の整備

市は、震災による処理施設、機材等の不足に対応するため、県内市町相互はもとより、他府県や民間団体等についても応援体制の整備を推進する。

(3) 仮置場の候補地の選定

市は、災害廃棄物等を、一時的に集積するための仮置場候補地を選定する。

3 廃棄物処理施設の災害対策

市は、尾鷲市清掃工場と尾鷲市クリーンセンターについて、耐震化、不燃堅牢化、浸水・停電・断水時の対策等、平素から災害対策を実施する。

また、被害が生じた場合に備えて必要な手順を定め、資機材の備蓄を確保する。

第3部 災害応急対策計画

第1章 災害対策本部機能の確保

第1節 活動体制の整備

第1項 活動方針

○市職員が災害対策要員としての知識と行動力を備えている。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 市災対本部の設置	各班	
2 職員の配備	各班	

第3項 対策

1 市災対本部の設置

市内に大規模な震災が発生し、又は津波の来襲のおそれがある場合は、市災対本部を設置し、各防災関係機関及び区域内の公共的団体並びに住民の協力を得て活動する。

(1) 設置

地震・津波に伴う市災対本部の設置基準は、次のとおりとする。

- ① 三重県南部に気象業務法に基づく大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき
- ② 尾鷲市に震度4以上の地震があったとき
- ③ 県内（尾鷲市を除く）に震度5弱以上の地震があったとき
- ④ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）以上が発表されたとき
- ⑤ その他地震に関する災害で、市長が必要と認めたとき

(2) 廃止

尾鷲市に震災の拡大するおそれなくなり、災害応急対策がおおむね完了したと本部長（市長）が認めた場合、市災対本部を廃止する。

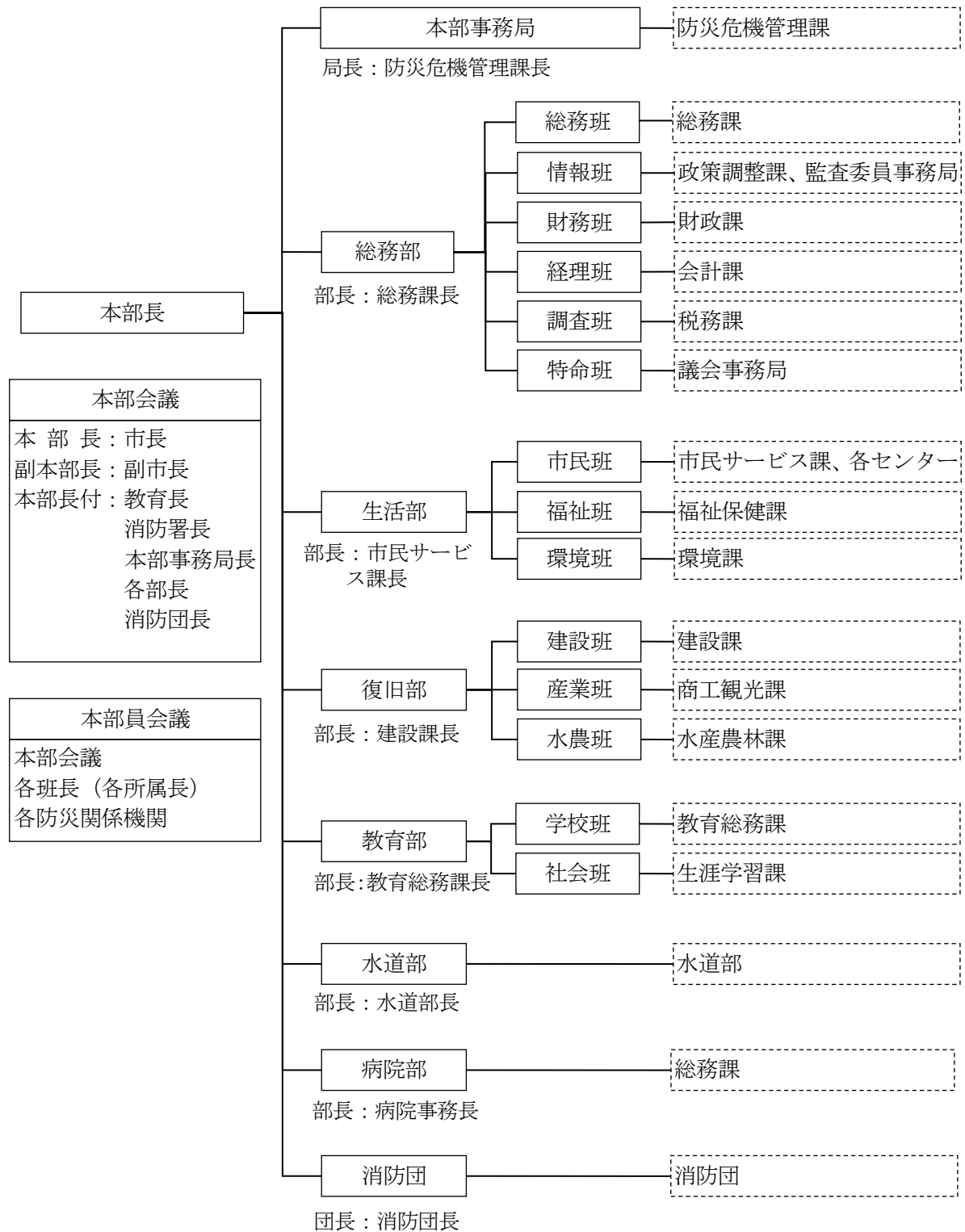
(3) 現地災害対策本部の設置

本部長が必要と認めた場合に設置するものとする。

(4) 県緊急派遣チームとの連携

県災対本部から緊急派遣チームの支援要員が派遣されている場合には、連携して活動を行う。

●災害対策本部組織図



●災害対策本部事務分掌表

■本部事務局（局長：防災危機管理課長）

局	構成部署	所掌事務
本部事務局 (防災危機管理課長)	防 災 危 機 管理課	・地震・気象情報等の収集、警報等の伝達に関する事。 ・本部室の設置、本部会議の庶務、本部長命令等の発信に関する事。 ・災害対策の総合調整に関する事。 ・国・県等への要請、報告に関する事。 ・非常通信の統括に関する事。 ・避難指示の発令に関する事。

■総務部（部長：総務課長）

班	構成部署	所掌事務
総務班 (総務課長補佐 又は係長)	総務課	・職員の動員・配備、食料等の支援に関する事。 ・災害派遣職員等の受入に関する事。 ・本部事務局の支援に関する事
情報班 (政策調整課長)	政策調整課 監 査 委 員 事務局	・本部長の秘書に関する事。 ・通報等の受信、各部・関係機関からの各種情報のとりまとめに関する事。 ・災害広報、報道機関との連絡調整に関する事。 ・災害視察者の対応に関する事。 ・復興計画に関する事。
財務班 (財政課長)	財政課	・車両、船舶、燃料等の調達及び配分又は供給に関する事。 ・災害対策予算に関する事。
経理班 (会計課長)	会計課	・災害対策資金の出納に関する事。 ・義援金の募集・受付・保管に関する事。
調査班 (税務課長)	税務課	・被害の概況調査に関する事。 ・被害家屋認定調査及び被災者台帳に関する事。 ・市税の減免措置に関する事。
特命班 (議会事務局長)	議 会 事 務 局	・本部長特命事項の遂行に関する事。 ・議会との連絡調整に関する事。

■生活部（部長：市民サービス課長）

班	構成部署	所掌事務
市民班 (市民サービス課長補佐 又は係長)	市民サービス課	・避難所の開設・運営の取りまとめに関する事。 ・住民の安否情報（避難者情報含む）の取りまとめ、問合せ等の対応に関する事。 ・遺体の安置、埋火葬に関する事。 ・ペット対策に関する事。 ・災害相談総合窓口の設置、運営に関する事。 ・罹災証明書の発行に関する事。
福祉班 (福祉保健課長)	福祉保健課	・救護所の設置、運営に関する事。 ・要配慮者（高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦等）の支援に関する事。

地震・津波対策編 第3部 災害応急対策計画
第1章 災害対策本部機能の確保

		・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・応急保育に関すること。 ・被災者の保健衛生に関すること。 ・災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること。 ・災害弔慰金、被災者生活再建支援金等の支給に関すること。 ・義援金の募集・受付・配分・支給に関すること。
環境班 (環境課長)	環境課	・仮設トイレ等の調達・配置、し尿の収集・処理に関すること。 ・災害廃棄物の収集・仮置き・処理に関すること。 ・環境汚染・放射線等のモニタリング、応急対策に関すること。

■復旧部（部長：建設課長）

班	構成部署	所掌事務
建設班 (建設課長補佐 又は係長)	建設課	・道路、河川、港湾等の警戒、被害調査及び応急対策・復旧に関すること。 ・緊急輸送道路の確保に関すること。 ・水防活動、土砂災害の警戒及び応急対策に関すること ・建築物及び宅地の危険度判定に関すること。 ・被災家屋の応急修理、住居障害物の除去に関すること。 ・応急住宅の確保、管理に関すること。
産業班 (商工観光課長)	商工観光課	・滞留旅客の一時滞在、帰宅支援に関すること。 ・商工業・観光業の被害把握、応急対策・復旧に関すること。 ・被災失業者の雇用に関すること。
水農班 (水産農林課長)	水産農林課	・漁港の警戒、被害調査及び応急対策・復旧に関すること。 ・ため池・農業用水路の氾濫、山地災害等の警戒、二次災害防止に関すること。 ・食料・生活必需品の調達・管理、避難所等への供給に関すること。 ・救援物資の募集、物資集積拠点の開設・運営に関すること。 ・農林畜産業（農地及び農林施設含む）・水産業（漁港・漁船及び水産施設含む）の被害把握、応急対策・復旧に関すること。

■教育部（部長：教育総務課長）

班	構成部署	所掌事務
学校班 (教育総務課長補佐又は係長)	教育総務課	・児童生徒の一時預り、被災児童生徒の調査に関すること。 ・応急教育、学用品の調達に関すること。 ・炊き出しの協力（調理場・器具の提供等）に関すること。
社会班 (生涯学習課長)	生涯学習課	・臨時ヘリポートの開設・管理に関すること。 ・文化財の被害把握、応急対策に関すること。

■水道部（部長：水道部長）

構成	所掌事務
水道部	・応急給水に関すること。 ・水道施設の緊急点検、被害調査、応急対策・復旧に関すること。

地震・津波対策編 第3部 災害応急対策計画
第1章 災害対策本部機能の確保

■病院部（部長：総合病院事務長）

構成	所掌事務
総務課	・地域災害拠点病院としての災害医療及び助産活動に関すること。

■消防団（団長：消防団長）

構成	所掌事務
消防団	・水防活動、消防活動に関すること。 ・避難誘導、行方不明者の捜索に関すること。 ・火災調査等の協力に関すること。

■各班共通事務

担 当	所掌事務
本部連絡員 （部ごとに部長が指名）	・部内の情報収集・集約、本部事務局への報告に関すること。 ・部内への指令等の伝達に関すること。 ・部内の所掌事務の進捗管理に関すること。 ・部内の体制等の調整及び本部事務局との調整に関すること。
各班共通	・管理施設に避難所が設置される場合の避難所の開設・管理の協力に関すること。 ・管理施設の保全及び利用者の安全確保に関すること。 ・管理施設の点検、被害調査及び応急対策・復旧に関すること。 ・所掌事務に必要な情報の収集・伝達及び記録に関すること。 ・所掌事務に必要な資機材の調達に関すること。 ・所掌事務に係る機関、団体との連絡、調整に関すること。 ・所掌事務に係る問い合わせ、相談等への対応に関すること。 ・所掌事務に係る専門ボランティアとの連絡調整に関すること。 ・避難が長期化した場合の避難所運営の協力（派遣職員の全庁的ローテーション等）に関すること。

2 職員の配備

（1）配備基準

段階	配備内容	配備時期
準備体制	配備体制により規定された職員が情報連絡活動等を円滑に行い、状況に応じ警戒体制に移れる体制	① 「三重県南部」に津波注意報が発表されたとき ② 県内（尾鷲市を除く。）に震度5弱以上の地震があったとき ③ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき ④ その他地震に関する災害が予想される場合で、市長（本部長）が認めたとき
警戒体制	相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合で、所掌する応急対策を迅速的確に行うことができる体制	① 尾鷲市に震度4以上の地震があったとき ② 「三重県南部」に津波警報が発表されたとき

地震・津波対策編 第3部 災害応急対策計画
第1章 災害対策本部機能の確保

非常体制	甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市の総力をあげて応急対策活動にあたることができる体制	① 市全域にわたって地震に関する甚大な災害が発生又は予想されるときで、市長（本部長）が必要と認めたとき ② 「三重県南部」に大津波警報が発表されたとき（自動参集） ③ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき
備考	1 各部各班は、上記の配備基準及び配備人員基準表（次表参照）に基づいて各段階に配備する職員の名簿をあらかじめ作成し、各人に周知しておくものとする。 2 災害の状況や職員の参集状況等により、各班の職員の配置に偏りがある場合は、配置調整を行うものとする（本項「（2）職員の配置調整」参照）。 3 その他災害に即応するため、上記の体制によりがたいと認められる場合には、臨機応変の体制をとるものとする。	

●配備人員基準表

部 名	班 名	配 備 区 分					課 名
		準備体制			警戒体制	非常体制	
		①	②	③ ④			
本 部 事 務 局		4	5	6	全員	全員	防 災 危 機 管 理 課
総 務 部	総 務 班	1	2	2	全員	全員	総 務 課
	情 報 班	1			全員	全員	政 策 調 整 課 監 査 委 員 事 務 局
	財 政 班	2			全員	全員	財 政 課
	経 理 班				全員	全員	会 計 課
	調 査 班				全員	全員	税 務 課
	特 命 班			1	全員	全員	議 会 事 務 局
生 活 部	市 民 班	1	2	2	全員	全員	市 民 サ ー ビ ス 課
	福 祉 班	3		3	全員	全員	福 祉 保 健 課
	環 境 班			3	全員	全員	環 境 課
復 旧 部	建 設 班	1	2	1	全員	全員	建 設 課
	産 業 班	1	1	1	全員	全員	商 工 観 光 課
	水 農 班	1	1	1	全員	全員	水 産 農 林 課
教 育 部	学 校 班	2	2		全員	全員	教 育 総 務 課
	社 会 班				全員	全員	生 涯 学 習 課
水 道 部		3	2	2	全員	全員	水 道 部
病 院 部				2	全員	全員	総 合 病 院

(2) 職員の配置調整

各部各班の職員の配置に偏りがある場合は、次の配置調整を行う。

① 部内の配置調整

各部長は、部内の職員の参集状況等を踏まえ、また、被害状況や所管業務のニーズを考慮し、部内各班の職員の配置を調整する。この場合、市長（本部長）に速やかに報告する。

② 部門間の配置調整

各部長は、他の部から職員の応援を求める場合、市長（本部長）に職員の臨時シフトを要請する。

- ・総務課長（総務部長）は、各部長からの職員応援要請、被害状況及び各種災害対策のニーズ、各部各班の職員の参集・配置状況等の情報を踏まえ、シフト候補職員を選定し、本部長に提示する。
- ・本部長及び関係部長は、シフト候補職員を協議し、本部会議で決定する。
- ・関係部長及び班長は、シフトが決定した職員にその旨を通知し、業務の引き継ぎを指示する。

(3) 勤務時間外における職員の招集

勤務時間外における職員の招集連絡は、各課緊急連絡網により行うものとする。

また、同報系防災行政無線による緊急放送等が行われた場合、市職員は速やかに登庁するものとする。

- ① 近距離通勤者は、直ちに登庁すること。
- ② 遠距離通勤者は、可能な方法にて速やかに登庁すること。ただし、各地区センター管内の職員は最寄りの各地区センター又は指定された場所に登庁し、各地区センター長の指示に従うものとする。
- ③ その他の場合は、市災対本部の指示を得て決定するものとする。

第2節 通信機能の確保

第1項 活動方針

- 災害時の広範囲にわたる輻輳や通信途絶等への対応として、通信手段を確保する。
- 無線通信機器や通信施設が損傷し、機能が低下若しくは停止した場合には、実態を早急に把握し、緊急の点検整備、応急復旧に努める。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 通信の確保	本部事務局、総務班	
2 通信途絶時の対応	本部事務局、総務班	

第3項 対策

1 通信手段の確保

市が災害発生時に使用する通信手段は、次のとおりである。

(1) 三重県防災通信ネットワーク

地上系及び衛星系無線は、県及び他市町、消防、警察、拠点病院等医療機関、国と通信可能である。

有線系設備は、市、消防へ気象情報等を伝達するためのブロードバンドネットワークで、大容量データ通信が可能である。

(2) 三重県防災情報提供プラットフォーム

インターネット回線を使い、県と他市町との間で被害情報等の収集・共有を行い、管理する防災情報システムである。県民に防災・災害に関する情報を提供する防災みえHP、県民に気象・地震・津波情報を提供するメール配信サービスから構成される。

(3) 尾鷲市防災行政無線

同報系は、市災対本部から市民へ個別受信機、屋外スピーカー等により情報を伝達する。

移動系は、市災対本部から市有車両等に配備する無線機と伝達するものである。

(4) 無線LANシステムによる映像による情報収集システム

無線回線網を構築し、回転型WEBカメラや、IP電話による映像及び音声での通信を行う。

また、市災対本部のスタジオからエリアワンセグ放送を活用して文字、音声、映像での情報伝達を行う。

(5) アマチュア無線

尾鷲ロールコールクラブとの協定に基づき、各地区のアマチュア無線と情報連絡を行う。

2 通信途絶時の対応

市は、県災対本部への被害状況等の報告が困難な場合又は困難になることが予想される場合は、県災対本部に対する「非常時の通信に関する応援協定」に基づく相互通信の要請や、地方部に対する地方部派遣チームの派遣の要請により、連絡体制の確保を図る。

第3節 自衛隊・海上保安庁への災害派遣要請

第1項 活動方針

○市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、自衛隊及び海上保安庁の支援を必要とする場合、迅速に派遣要請等を行う。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 県への自衛隊災害派遣の要求	本部事務局、総務班	
2 海上保安庁の応急措置の実施要請の要求	本部事務局、総務班	
3 自衛隊の活動		自衛隊
4 海上保安庁の活動		海上保安庁

第3項 対策

1 県への自衛隊災害派遣の要求

(1) 要求の手続き

市長は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じたときは、紀北地域活性化局長等を経由し、知事へ派遣要請を求める。

ただし、事態が急を要するときは、知事へ直接電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。

なお、市長が、知事に派遣要請を求めることができない場合には、その旨及び市の地域に係る災害の状況を陸上自衛隊第33普通科連隊長に通知することができる。

ただし、この場合、市長は、事後速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

また、内閣総理大臣に地震防災派遣を要請し、現に派遣が行われている場合において、災害が発生し引き続き災害派遣が必要な場合は、知事に上記派遣要請を求める。

●災害派遣の基準（3原則）

- | |
|--|
| ①公共性：公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。 |
| ②緊急性：差し迫った必要性があること。 |
| ③非代替性：自衛隊の部隊が派遣される以外に適切な手段がないこと。 |

(2) 派遣部隊の受入体制の整備

市は、自衛隊からの派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮する。

- ① 派遣部隊と市との連絡窓口及び責任者の決定
- ② 作業計画及び資機材の準備
- ③ 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備
- ④ 住民の協力
- ⑤ 派遣部隊の誘導

(3) 受入拠点

受入拠点は、東紀州（紀北）広域防災拠点及び尾鷲南防災基地（熊野尾鷲道路尾鷲南インター付近）とする。中継拠点とするヘリポートは、東紀州（紀北）広域防災拠点又は市立運動

場とする。

(4) 連絡員の派遣

市は、災害時及び警戒宣言が発令された場合、調整・連絡のため市災対本部に連絡幹部の派遣を要請する。

(5) 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費は、自衛隊と県及び市が協議して負担区分を決める。

(6) 派遣部隊の撤収要請

市長は、派遣目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、知事その他関係機関の長及び陸上自衛隊第33普通科連隊長等と十分協議を行ったうえ、知事へ撤収要請を行う。

2 海上保安庁の応急措置の実施要請の要求

(1) 要求の手続き

市長は、災害応急対策のため、海上保安庁の応急措置の実施を必要とするときは、要請する事項を明らかにして、紀北地域活性化局長等を経由し、知事へ応急措置の実施要請を求める。

ただし、事態が急を要するときは、知事へ直接電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。

なお、市長が知事に応急措置の実施要請を求めることができない場合は、直接海上保安部又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船もしくは航空機を通じ、第四管区海上保安本部長に対して要請することができる。この場合、市長は、事後速やかにその旨を知事に連絡しなければならない。

●支援要請事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送② 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供③ その他、県が行う災害応急対策の支援 |
|--|

(2) 応急措置の実施部隊の受入体制の整備

市は、海上保安庁からの応急措置の実施部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮する。

- ① 応急措置の実施部隊と市との連絡窓口及び責任者の決定
- ② 作業計画及び資機材の準備
- ③ 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備
- ④ 住民の協力
- ⑤ 応急措置の実施部隊の誘導

(3) 経費の負担区分

応急措置の実施部隊が活動に要した経費は、海上保安庁と県及び市が事前に協議して負担区分を決める。

(4) 応急措置の撤収要請

市長は、応急措置目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、知事その他関係機関の長及び第四管区海上保安本部長等と十分協議を行ったうえ撤収の要請を行う。

3 自衛隊の活動

(1) 自主派遣

災害の発生が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、陸上自衛隊第33普通科連隊長又は航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。

(2) 活動範囲

自衛隊の活動の範囲は、次のとおりである。

●災害派遣の範囲

項 目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難指示等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(防衛省防災業務計画より)

(3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限（基本法第63条～第65条、第76条及び第94条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官及び海上保安官が、その場にいない場合に限り次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市長等に通知しなければならない。

- ① 自衛隊緊急車両の通行を妨害する車両・その他物件の移動命令、車両・物件の破損
- ② 避難の措置・立入
- ③ 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限禁止及び退去命令
- ④ 他人の土地等の一時使用等

- ⑤ 現場の被災工作物等の除去等
- ⑥ 住民等を応急措置の業務に従事させること

4 海上保安庁の活動

(1) 海難等の救助活動

海上保安庁は、海難等の救助活動を行う。

また、原則として、救助活動に必要な資機材を携行する。

第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報・相談体制の確保と運用

第1項 活動方針

- 津波の発生に関する情報について、速やかに情報を収集し、即時に市民に情報提供する。
○災害関連情報の提供等に当たっては、要配慮者に配慮し、市民や地域の協力を積極的に求める。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 地震・津波情報	本部事務局、総務班	津地方気象台
2 情報伝達系統	本部事務局、総務班	
3 津波警報等発表時の緊急措置	本部事務局、総務班	
4 被害情報等の収集と報告	本部事務局、情報班	
5 広報・広聴	情報班	
6 安否情報の提供	市民班	
7 相談窓口の設置	市民班	

第3項 対策

1 地震・津波情報

(1) 地震情報

気象庁は、地震発生後、新しいデータが入るにしたがって、順次、情報を発表する。

情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・津波注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。 それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から10分後程度で1回発表）。
遠地地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を、地震発生から概ね30分以

地震・津波対策編 第3部 災害応急対策計画
第1章 災害対策本部機能の確保

情報の種類	発表基準	内 容
	測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）	内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 （国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表）
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合 や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データを基に、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表

（2）津波に関する情報

① 津波警報等の種類と発表される津波の高さ

気象庁は、地震が発生してから約3分（一部の地震については最速2分程度）を目標に、大津波警報、津波警報又は津波注意報を、津波予報区単位で発表する。

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の区分	発表される津波の高さ	
			数値 での発表	定性的表現 での発表
大津波警報 （特別警報）	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<予想される津波の最大波の高さ	10m超	巨大
		5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m	10m	
		3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m	5m	
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m	3m	高い
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m	1m	（表記なし）

② 津波情報の種類

津波警報・注意報を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報等の種類と発表される津波の高さの表に記載）を発表
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

③ 津波予報の種類

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、次の内容を津波予報で発表する。

発表される場合	内 容
津波が予想されないとき(地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報で発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報で発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

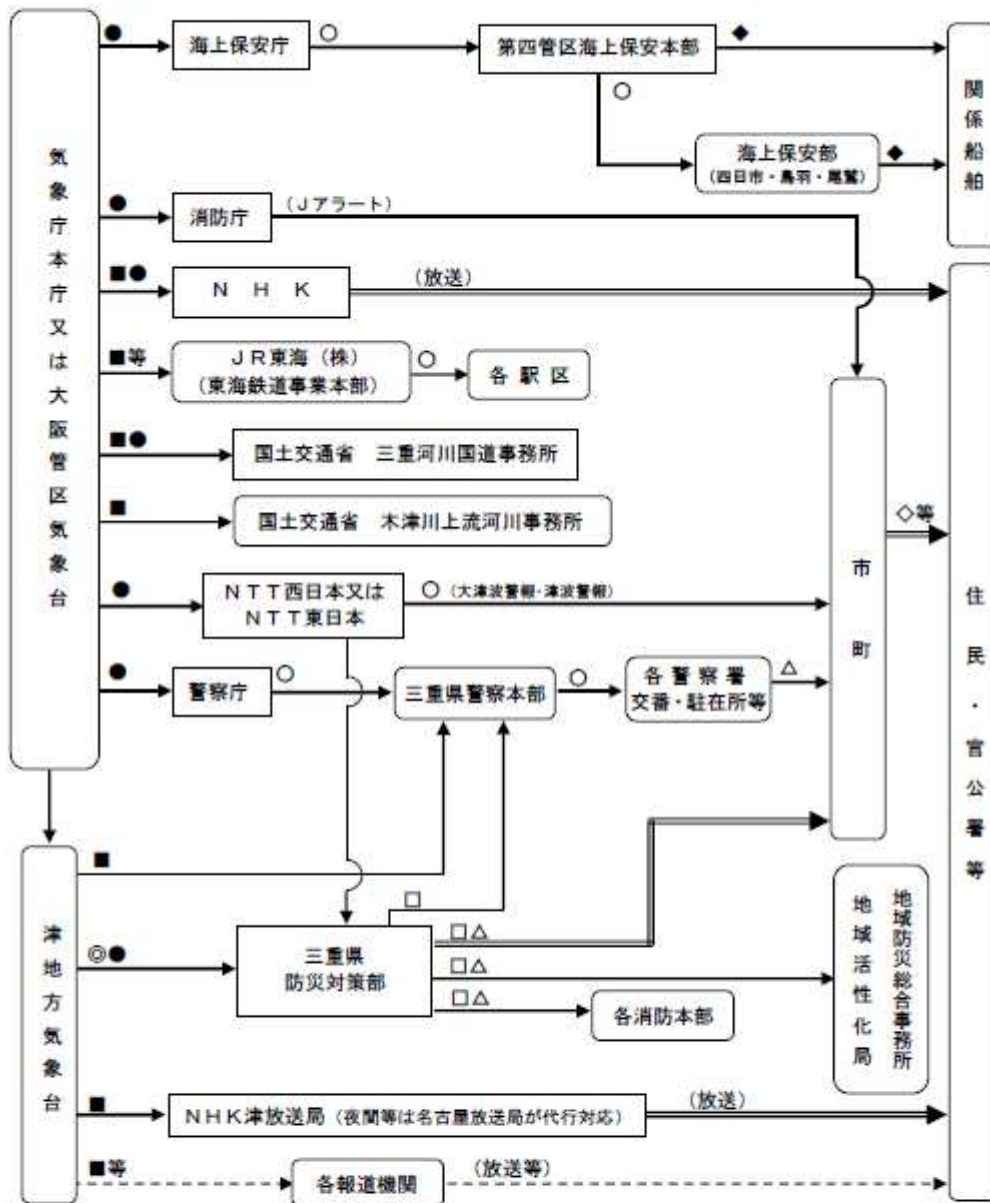
(3) 南海トラフ地震に関連する情報の種類及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合(調査中) ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合(巨大地震警戒・巨大地震注意)
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く) ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります。

南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
巨大地震警戒	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において Mw8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	○南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において Mw7.0 以上、Mw8.0 未満の地震が発生したと評価した場合 ○想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側 50 km 程度までの範囲で Mw7.0 以上の地震が発生したと評価した場合 ○ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合
調査終了	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

2 津波警報等伝達系統

津波警報等伝達系統図



	凡 例
□	気象業務法第15条の法令による 気象官署からの警報事項の通知機関
→	気象業務法第15条の法令による 通知系統
---	気象業務法第13条の法令による 周知系統
→	三重県地域防災計画、協定、その他 による伝達系統
⇒	気象業務法第15条の2による特別警 報の通知もしくは周知の措置の系統

	凡 例
◎	防災情報提供システム(専用回線)
■	防災情報提供システム(インターネット)
●	気象庁専用回線(ADESS 回線等)
○	専用の電話・FAX
△	一般の加入電話・FAX
□	三重県防災通信ネットワーク
◇	市町防災行政無線
◆	無線通報等

津波警報等発表時の緊急措置

市長は、津波警報の発表時又は強い地震が発生して津波の危険性がある場合、浸水の可能性が認められる地域に避難指示を発令する。

詳細は、第4章第1節によるものとする。

3 被害情報等の収集と報告

(1) 被害情報等の収集

市は、定点カメラ映像、避難所等のＩＰ電話等や、消防本部、警察署、自主防災会等から市域の被害状況等を把握する。

(2) 被害情報等の報告

市は、災害が発生した場合は、防災情報システムを通じて県災対本部にその状況等を報告する。

県災対本部と連絡がとれない状況にある時は、直接消防庁へ報告する。

●消防庁への連絡先

① 平日9:30～17:45（消防庁応急対策室）

N T T回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL 03-5253-7527	TEL 90-49013	TEL 8-7-048-500-90-49013
FAX 03-5253-7537	FAX 90-49033	FAX 8-7-048-500-90-49033

② 夜間・休日（消防庁消防防災・危機管理センター）

N T T回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL 03-5253-7777	TEL 90-49102	TEL 8-7-048-500-90-49102
FAX 03-5253-7553	FAX 90-49036	FAX 8-7-048-500-90-49036

(3) 緊急派遣チーム等との連携

県災対本部及び地方部から緊急派遣チーム等の支援要員が派遣されている場合は、必要に応じて情報の収集、報告事務等に有効活用する。

(4) 異常現象の通報

津波の発生を予見させるような異常情報を発見したものは、速やかに避難行動をとり身の安全を確保するとともに、市や消防等防災関係機関に通報するよう努める。

市及び消防本部等は、相互に連絡し情報を共有する。

4 広報・広聴

(1) 広報活動

市は、次の手段で広報活動を実施する。広報に当たっては、要配慮者に配慮したわかりやすい情報伝達に努める。

- ① 同報系防災行政無線、エリアワンセグによる一斉放送
- ② 広報車による巡回広報
- ③ 防災メールの配信、ホームページへの掲載
- ④ 災害広報紙の発行

(2) 広報内容

広報内容は、次のとおりである。

- ① 災害発生状況（被害状況）
- ② 気象状況

- ③ 市災対本部に関する情報
- ④ 救助・救出に関する情報
- ⑤ 避難に関する情報
- ⑥ 被災者の安否に関する情報
- ⑦ 二次災害危険性に関する情報
- ⑧ 主要道路状況
- ⑨ 公共交通機関の状況
- ⑩ ライフラインの状況
- ⑪ 医療機関及び救護所等の状況
- ⑫ 給食・給水、生活必需品等の供給に関する情報
- ⑬ 公共土木施設状況
- ⑭ 防疫・衛生に関する情報
- ⑮ 教育施設及び学生、児童生徒に関する情報
- ⑯ ボランティア及び支援に関する情報
- ⑰ 住宅に関する情報
- ⑱ 民心の安定及び社会秩序維持のための必要事項

(3) 放送の要請

市は、報道機関（ケーブルテレビを除く。）による放送を必要とする場合は、原則として知事を通じて依頼する。

ただし、やむをえない場合は、放送局へ直接依頼し、事後に知事に報告する。

(4) 取材活動への対応

市は、取材活動は本部長の許可を得た者のみとし、電話による取材は受け付けないことを基本とする。避難所等における被災者への取材は、地域の自主防災会等が許可したもののみとする。

また、市災対本部内への立入り、取材は原則禁止する措置をとるとともに、避難者等のプライバシー等に配慮をするよう報道機関に要請する。

5 安否情報の提供

市は、被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があったときは、避難者名簿、行方不明者名簿、被災者台帳等を活用し、照会された市民等の安否情報を確認する。

回答の際は、被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮するほか、照会に対して適切に回答し、又は備えるため、必要な限度で当該情報を利用し、必要に応じて関係自治体、警察等に対して、被災者に関する情報提供を求める。

6 相談窓口の設置

市は、生活支援等の申込みや各種の相談、要望の聴取に対応するため、被災者のニーズにより災害相談窓口を設置し、必要な要員を配置する。相談窓口は、市役所のほか地区のセンター等に設置する。

相談要員は、市職員のほか、法律、福祉等の関係団体等に専門家の派遣を要請して配置する。

第5節 広域的な応援・受援体制の整備

第1項 活動方針

○県、国に対する要請、各協定等に基づく要請による応援要員・救援物資等の受入れを迅速に行い、被災者への救援を実施する。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 各協定等に基づく応援要請	本部事務局、総務班	
2 応援部隊の受入れ	総務班	

第3項 対策

1 各協定等に基づく応援要請

市は、県内市町、全国の市町村と締結した相互応援協定に基づき、物資や人員等の応援を要請する。

●自治体との協定

協定名	締結先
三重県市町災害時応援協定	三重県内市町
上北山村と尾鷲市における災害等相互応援に関する協定	奈良県上北山村
災害時相互応援協定	福井県大野市
災害時相互応援協定	大阪府摂津市
災害時における相互応援及び防災に関する相互協力に関する協定	岩手県釜石市
災害時相互応援協定	静岡県袋井市

2 応援部隊の受入れ

(1) 連絡要員の受入れ

市は、市災対本部内に応援自治体等の受入窓口及び連絡員との調整スペースを設置する。

また、連絡員と活動エリア、活動内容、活動期間等を調整して決定するほか、活動内容に応じた実施要領を作成し、担当者間での業務の引継ぎを確実に行う。

(2) 受入拠点

市は、次の施設に受入拠点を設定する。

●受入場所

応援自治体活動拠点	東紀州(紀北)広域防災拠点
消防活動拠点	市立運動場

第6節 国・その他広域的な応援・受援体制の整備

第1項 活動方針

- 災害応急対策を実施するに当たり、災害対策要員が不足する場合には、国等に対し、職員の派遣を要請し、又は派遣のあつせんを求め、要員を確保する。
- 応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、従事命令、協力命令を発し、災害対策要員を確保する。
- 県、国に対する要請、各協定等に基づく要請による応援要員・救援物資等の受入れを迅速に行い、被災者への救援を実施する。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 国及びその他の地方公共団体への職員の派遣要請等	本部事務局、総務班	
2 従事命令等	本部事務局、総務班	

第3項 対策

1 国及びその他の地方公共団体への職員の派遣要請等

市長は、災害応急対策を実施するに当たり、災害対策要員が不足する場合には、次により国又は他の都道府県の職員の派遣要請、派遣のあつせんを求める。

●防災関係機関等への応援要請

要請先	内 容	根拠法令
知 事	応援の要求、応急措置の実施	基本法 68 条
	指定地方行政機関・特定公共機関の職員の派遣要請	基本法第 29 条 2
	指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方行政機関、特定公共機関の職員の派遣あつせん	基本法第 30 条
	職員の派遣、特定地方独立行政法人の職員の派遣	基本法第 30 条 2 地方自治法第 252 条の 17
他市町村長	応援の要求	基本法第 67 条

2 従事命令等

知事は、基本法第71条第1項の規定に基づき、災害が発生した場合において、基本法第50条第1項第4号から第9号までに掲げる事項について応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、救助法（第7条、第8条）の規定の例により、従事命令、協力命令を執行することができる。

市長は、知事から基本法第71条第2項の規定に基づき、当該事務及び当該事務を行うこととする期間の通知を受けた場合においては、当該期間において当該事務を行わなければならない。

なお、市長が行うこととなった知事の権限に属する事務の実施に係る損失補償、実費弁償、損害補償は、知事が自ら権限を行使した場合と同様に、県が行わなければならない。

●基本法第50条第1項第4号から第9号までに掲げる事項

- ① 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- ② 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- ③ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- ④ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ⑤ 緊急輸送の確保に関する事項
- ⑥ ①から⑤までの事項及び警報の発令伝達、避難指示、消防、水防、救難、救助等に関する事項を除く災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

●基本法第71条第1項の規定による知事の権限

- 1 従事命令（救助法第7条関係）
従事命令は、次に掲げる範囲の者に対し発することができる（救助法施行令第10条）
 - ① 医師、歯科医師又は薬剤師
 - ② 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士又は歯科衛生士
 - ③ 土木技術者又は建築技術者
 - ④ 大工、左官及びとび職
 - ⑤ 土木業者、建築業者及びこれらの従事者
 - ⑥ 鉄道業事業者及びその従事者
 - ⑦ 軌道経営者及びその従事者
 - ⑧ 自動車運送事業者及びその従事者
 - ⑨ 船舶運航事業者及びその従事者
 - ⑩ 港湾運送事業者及びその従事者
- 2 協力命令（救助法第8条関係）
協力命令は、救助を要する者及びその近隣の者に対して発することができる。

第7節 災害救助法の適用

第1項 活動方針

○救助法に基づく救助実施の必要が生じた場合、速やかに所定の手続きを行う。

第2項 対策項目

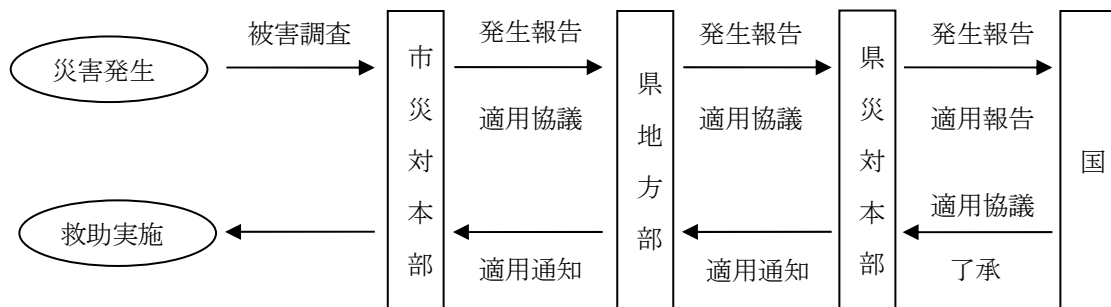
対策項目	市担当	関係機関
1 適用手続き	本部事務局	
2 適用基準	—	
3 救助法事務の実施	各班	

第3項 対策

1 適用手続き

市は、被害調査を実施し、県地方部に被害を報告する。救助法の適用基準に該当する場合は、県地方部と適用の協議を実施する。

適用の手続きは、次のとおりである。



2 適用基準

救助法の適用基準は、災害救助法施行令（本節において、以下「施行令」という。）第1条に定めるところによるが、本市における具体的適用基準は、おおむね次のとおりとする。

（1）適用の要件

- ① 災害のため一定規模以上の被害が生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。
- ② 救助法による救助の要否は、市町村単位で判定すること。
- ③ 原則として同一の原因による災害であること。

（2）適用基準

- ① 市の区域内において、50世帯以上の住家が滅失したこと（施行令第1条第1項第1号）
- ② 県の区域内において、1,500世帯以上の住家が滅失し、市の区域内において25世帯以上の住家が滅失したこと（施行令第1条第1項第2号）
- ③ 県の区域内において7,000世帯以上の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生する等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令に定める特別の事情がある場合であって、多数の住家が滅失したこと（施行令第1条第1項第3号）
- ④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣

府令で定める基準に該当すること（施行令第1条第1項第4号）

(3) 被災世帯の算定基準

① 住家の滅失等の認定

「災害の認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」に基づく被害認定方法を用いる。

② 住家の滅失等の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たり、全壊、全焼、流失等住家が滅失した世帯は、生活を一にする実際の生活単位をもって1世帯とするものであるが、住家が半壊又は半焼した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

3 救助法事務の実施

(1) 救助法による救助の種類

① 避難所及び応急仮設住宅の供与

② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

④ 医療及び助産

⑤ 被災者の救出

⑥ 被災した住宅の応急修理

⑦ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

⑧ 学用品の給与

⑨ 埋葬

⑩ 死体の捜索及び処理

⑪ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

※⑦の生業資金の貸与等については、公的資金による長期かつ低利の貸付制度が整備・拡充されてきたことから、現在では運用されていない。

(2) 実施責任者

知事から委任を受けた市長は、委任された救助の実施責任者となる。

市長は、知事から委任を受けた救助を実施するとともに、その実施状況について知事へ報告する。

(3) 経費の支弁及び国庫負担

救助法が適用になった場合の費用負担については、次のとおりである。

① 県の支弁：救助に要する費用は県が支弁する。

② 国庫負担：①の費用が100万円以上となる場合、当該費用の県の標準税収入見込額の割合に応じ、次のとおり国庫負担金が交付される。

標準税収入見込額に占める災害救助費の割合	国庫負担
標準税収入見込額の2/100以下の部分	50/100
標準税収入見込額の2/100を超え、4/100以下の部分	80/100
標準税収入見込額の4/100を超える部分	90/100

第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧

第1節 緊急交通・輸送機能の確保

第1項 活動方針

- 南海トラフ地震発生後は、甚大な被害が想定されるため、防災活動の拠点となる広域防災拠点施設や災害拠点病院等への緊急輸送・搬送ネットワークを確保する。
- 津波災害が想定される場合の沿岸部からの避難路確保のための交通規制等を的確に行う。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 道路被害情報の収集	建設班、情報班	
2 道路の啓開	建設班	尾鷲警察署、消防本部、自衛隊、紀勢国道事務所、尾鷲建設事務所
3 交通規制		尾鷲警察署
4 緊急通行車両の確認等	財政班	
5 海上及び港湾・漁港の対策	産業班	尾鷲海上保安部、尾鷲建設事務所、尾鷲農林水産事務所

第3項 対策

1 道路被害情報の収集

(1) 市の道路パトロール

市は、地震発生後、市管理の道路について道路パトロールを実施する。

なお、津波が押し寄せることを考慮して、津波警報・注意報や潮位情報、他地域の津波被害情報等に十分留意し、パトロール員等の安全確保を優先してパトロールを行う。

交通の障害となるような事態を発見したときは、危険を防止するための簡単な障害物の除去、標識、バリケード設置等の応急措置を講ずる。

(2) 関係機関等からの情報収集

市は、道路パトロールからの報告以外に次の方法で市内の道路の被害状況及び通行の可否情報について収集する。

- ① 国道、紀勢自動車道、県道の情報は、紀勢国道事務所、尾鷲建設事務所、警察署から、くしの歯防災システム又は聞き取りにて情報を収集する。
- ② 地区の道路の情報は、高所カメラの映像、消防署・消防団からの報告、避難所のＩＰ電話による自主防災会等からの報告

2 道路の啓開

(1) 道路管理者の措置

市は、市管理の道路について、尾鷲市建設業協会等に協力を要請し、道路上の障害の除去及び応急復旧を行う。

その他道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急を要するとき、又は県公安委員会から要請を受けたときは、区間を指定して運転

者等に対し車両の移動等を命令する。

また、運転者がいない場合等は、自ら車両の移動等を行う。

くしの歯作戦で計画した道路啓開ルートは、くしの歯作戦拠点事務所（尾鷲建設事務所）と情報共有し、拠点事務所の指示により三重県建設業協会尾鷲支部が啓開作業を行う。

（2）警察、消防、自衛隊の措置

警察官は、基本法76条の3第1項により交通規制を実施した通行禁止区域等において路上放置車両等が通行の障害となった場合は、基本法の規定に基づき移動等の措置を取って輸送機能等の確保を図る。

なお、消防吏員及び自衛官は、消防用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り、警察官のとることのできる措置を行うことができる。

ただし、消防吏員のとった措置については、直ちに尾鷲警察署長に通知しなければならない。

3 交通規制

警察は、災害が発生した場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため、通行の禁止及び制限を行う必要があると認めたときは、次によりこれを行う。

（1）交通規制方針

交通の混乱を防止し、緊急交通路を確保するため、次の方針により実施する。

- ① 緊急交通路の迅速な確保
- ② 被災状況により、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両等以外の車両の通行禁止又は制限
- ③ 被災地域への一般車両の流入制限
- ④ 道路障害及び交通状況を把握して、通行の禁止、迂回路の指示等危険防止及び混雑緩和の措置を執る。

（2）交通規制の実施要領

大規模災害等の発生に際しては、次の交通規制等を実施する。

① 道路交通法（以下「道交法」という。）に基づく警察署長等の交通規制

警察署長及び高速道路交通警察隊長は、発災後、直ちに道路の被害状況を調査し、被災地周辺の幹線道路や浸水区域への流入抑制を図る。

② 基本法に基づく交通規制

公安委員会は、緊急交通路を確保するため、基本法第76条第1項に基づき必要な交通規制を実施する。

警察署長及び高速道路交通警察隊長は、緊急交通路に指定された路線において、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止又は制限並びに迂回路における整理誘導を行う。

③ 道交法に基づく公安委員会による交通規制

上記の交通規制実施後、被災の状況及び通行実態等からみて、更に交通規制の必要があると認めるときは、上記交通規制を解除し、改めて公安委員会の権限に基づく車種、時間等を指定した車両の通行を禁止又は制限する。

④ その他の交通規制

道路の亀裂、損壊、橋梁落下その他交通に支障のある箇所については、一義的には道路管理者が実施するが、警察本部においても、必要に応じて危険防止のための交通規制を実施する。

⑤ 交通規制の周知等

交通規制を実施した場合は、報道機関、日本道路交通情報センター及び交通情報板等を通じ規制の区間及び迂回路等を広報するほか、立看板、案内図等を掲出し、交通規制の内容について周知徹底を図る。

4 緊急通行車両の確認等

市は、事前届出済証の交付を受けている市有車両について、尾鷲警察署、災害時に設置される交通検問所及び紀北地域活性化局等において、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受ける。

また、新たに市の応急対策に従事する関係機関・団体等の車両について、緊急通行車両の確認を申し出て、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受ける。

5 海上及び港湾・漁港の対策

尾鷲海上保安部、県及び市は、海上交通等の確保のために、次の対策を実施する。

(1) 船舶交通の整理、指導

海上交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。

(2) 船舶交通の制限等

海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限又は禁止する。

(3) 必要な措置

海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

(4) 水路の安全確保

水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

(5) 航路標識の保全

航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

第2節 水防活動

第1項 活動方針

○地震後の河川、海岸等の護岸・堤防における危険箇所を早期に把握し、必要な応急措置を講ずる。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 門扉開閉操作	消防団	尾鷲建設事務所、尾鷲農林水産事務所
2 監視、警戒体制の整備	建設班、消防団	
3 応急復旧	建設班	消防本部

第3項 対策

1 門扉開閉操作

県又は消防団は、津波警報等の発令を確認次第、水位の変動を監視し、尾鷲港の門扉開閉操作を行う。

また、手動による操作が必要な箇所については、操作員の安全が確保できない場合は、避難をすることを優先する。

2 監視、警戒体制の整備

地震発生に伴い、海岸保全施設へ津波が押し寄せるとともに、河川を遡上すること等が想定されることから、水防活動の実施に当たっては、津波警報・注意報や潮位情報、他地域の津波被害情報等に十分留意し、水防作業員等の安全確保を優先することを前提とした上で、次の対策を実施する。

(1) 巡視

水防管理者（市長）は、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防計画に基づき、区域内の河川・海岸等を巡視する。水防上危険と認められる箇所を発見したときは、河川、海岸等の施設管理者に報告して必要な措置を求める。

(2) 非常警戒

水防管理者は地震動又は津波等により水防施設の被害が予測される場合、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防区域を監視及び警戒するとともに、安全が確認された後、工事中の箇所やその他特に重要な箇所を重点的に巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、海岸等の施設管理者に連絡をして、水防作業を開始する。

3 応急復旧

堤防等が決壊したときは、水防管理者、消防本部は、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、排水等を行う。

また、施設管理者は、二次災害の発生を抑止するため、早期に応急復旧工事を行う。

第3節 ライフライン施設の復旧・保全

第1項 活動方針

○被災者の生活確保のために、市の水道施設及びライフライン施設の迅速な応急復旧を行う。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 水道施設	水道部	
2 電力施設		中部電力P G
3 L P ガス		三重県紀北L P ガス協議会
4 鉄道		J R 東海
5 バス		三重交通

第3項 対策

1 水道施設

市は、水道施設の復旧を次のとおり実施する。

(1) 被害情報の収集と応急復旧に向けた準備

① 被害状況の把握等

発災後、水道施設について、施設の損傷及び機能の確認のため、職員を招集のうえ、被害状況の把握に努める。

② 応急復旧用資機材の確保

応急復旧活動に必要な資機材を確保する。

(2) 施設の応急対策活動

① 応急復旧計画の策定

被害状況の迅速な把握のもと応急復旧計画を策定し、尾鷲水道事業組合等の協力を得て、応急復旧体制を確立する。

② 水道施設の復旧

- ・水道施設の復旧作業においては、浄水場などの基幹施設、主要な幹線管路及び医療施設等緊急を要する施設に接続する配水管など重要施設から優先的に実施する。
- ・管路の破損に伴う漏水などによる二次災害の発生や被害拡大を防止するため、仕切弁の閉栓や配水ポンプ停止などの応急措置を実施する。
- ・配水管の復旧に際しては、必要に応じ共同栓や仮設管の布設により給水を開始する。

③ 住民への広報

水道施設の被害状況、断水状況、施設復旧の見通しなどについて、広報車、同報系防災行政無線等を活用して広報を実施し、住民の不安解消に努める。

(3) 応援協定に基づく応急復旧活動

① 県内水道事業者による協定に基づく応援要請

単独での復旧作業が困難な場合は、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、ブロック内市町又は県に応援を要請し、水道施設の応急復旧に係る応援活動を実施する。

なお、市は、東紀州ブロックのブロック代表者となっており、ブロック内の水道施設の被害状況や断水状況等の情報を収集・集約し、必要に応じてブロック内市町又は県に応援

を要請する。

② 県外水道事業者への応援要請

県は、県内の水道事業者のみでは応援が不足する場合には、日本水道協会三重県支部（事務局：津市水道局）は、「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」に基づく県外水道事業者の応援を要請することとなっている。

2 電力施設

中部電力PGは、電力施設の復旧を次のとおり実施する。

（1）災害対策活動の実施

① 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ・関係部署等への情報伝達体制の確保
- ・施設・設備等の被害状況の把握
- ・県災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
- ・県災対本部、関係機関等への被害状況、復旧状況等の報告

② 情報収集

地震発生後、施設・設備の被害状況を速やかに把握する。

③ 利用者等に対する広報

災害によって停電が発生した場合、広報車及びインターネットにより地域の利用者に広報するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等による広報活動を行う。

（2）復旧方針

① 大規模災害時等においては、ヘリコプター等を使用し、災害規模の早期把握を実施するとともに、電力供給設備の巡視を行う。

② 変電設備は、供給力確保を重点に重要度、被害状況を勘案して復旧方針を立てる。

③ 送配電設備は、被害を受けた線路の重要度、被害状況を勘案し、保安上支障のない限り仮復旧及び他ルートからの送電、又は発電機車等の活用で順次送電区域を拡大し、早期復旧を図る。

（3）広域応援体制の整備

施設・設備が被災し、電力供給能力が不足する場合は、隣接する電気事業者等への応援を要請し、電力供給を行う。

3 LPガス

三重県紀北LPガス協議会（LPガス販売事業者）は、次の対策を実施する。

（1）緊急対策

① 協会員及び市災対本部、関係機関等との連絡体制を確保する。

② ガス貯蔵施設等の被害状況、安全確認を行う。

③ LPガス使用需要家よりガス漏洩等緊急出動の要請を受けた協会員は、その受信の際、容器の元バルブの閉止を指示し、速やかに出動し、漏えい部分の修理を行う。

④ その他、LPガス消費設備の安全総点検を行う。

⑤ 安全確認後、早期ガス供給を開始する。

（2）中期対策

① 危険箇所からの容器の引上げ

② 緊急性の高い病院等へのLPガスの供給

- ③ 避難所への生活の用に供するL P ガスの供給
- ④ 一般家庭へ安全総点検後、早期L P ガスの供給

(3) L P ガスの供給

市は、「災害時におけるL P ガス等の調達に関する協定」に基づき、三重県紀北L P ガス協議会に対しL P ガスの供給要請を行う。

4 鉄道

J R 東海は、次の対策を実施する。

(1) 地震時の運転基準及び運転規制区間

地震発生時及び津波警報等発表時には、あらかじめ定める運転基準等に基づき運転規制等を実施するとともに安全確認を行う。

(2) 災害対策活動の実施

① 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ・ 関係部署、駅、列車等への情報伝達体制の確保
- ・ 施設、旅客等の被害状況の把握
- ・ 県災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
- ・ 県災対本部、関係機関等への被害状況、運行状況等の報告

② 旅客等に対する広報

災害時の旅客の不安感を除き、動揺及び混乱を防止するため、駅構内掲示、放送等により次の事項を利用客に案内する。

- ・ 災害の規模
- ・ 被害範囲
- ・ 被害の状況
- ・ 不通線区
- ・ 開通の見込み等

③ 救護、救出及び避難

- ・ 駅、列車等に救護及び救出に必要な器具等をあらかじめ整備する。
- ・ 災害による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、最寄りの消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。
- ・ 災害による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出及び救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を輸送指令に速報し、連絡を受けた輸送指令は県、関係市町村、警察、消防等に協力を依頼する。

④ 代替輸送計画

災害による列車の運転不能線区の輸送については、次に掲げる代替・振替輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

- ・ 折り返し運転の実施及び運転不能線区の実代行輸送
- ・ 迂回線区に対する臨時列車の増強及び他社線との振替輸送

⑤ 応急復旧対策

災害の復旧に当たっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画を立て実施する。

⑥ 利用者に対する広報

運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送、新聞やインターネットホームページ等により周知を図る。

5 バス

三重交通は、次の対策を実施する。

(1) 地震時の運転規制

地震発生時及び津波警報等発表時には、あらかじめ定める運転基準等に基づき運転規制等を実施するとともに安全確認を行う。

(2) 災害対策活動の実施

① 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ・ 関係部署、車両等への情報伝達体制の確保
- ・ 施設、乗客等の被害状況の把握
- ・ 県災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
- ・ 県災対本部、関係機関等への被害状況、運行状況等の報告

② 乗客等に対する広報

災害時の乗客の不安感を除き、動揺及び混乱を防止するため、次の事項を乗客等に案内する。

- ・ 災害の規模
- ・ 被害範囲
- ・ 被害の状況
- ・ 不通区間
- ・ 開通の見込み等

③ 救護、救出及び避難

- ・ 車両等に救護及び救出に必要な器具等をあらかじめ整備する。
- ・ 災害による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、最寄りの消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。
- ・ 災害により乗客等に多数の死傷者が発生した場合、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出及び救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を輸送指令に速報し、連絡を受けた輸送指令は県、関係市町村、警察、消防等に協力を依頼する。

④ 利用者に対する広報

一般乗合旅客自動車運送事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送、新聞やインターネットホームページ等により周知を図る。

⑤ 鉄道の代替輸送

災害により鉄道事業者において運転不能線区が生じている場合は、鉄道事業者とあらかじめ定める方法により、バスによる代行輸送等を行う。

第4節 公共施設等の復旧・保全

第1項 活動方針

- 市民の生命・身体の保護を図るため、公共施設等の緊急点検・巡視を実施して被害状況を把握することで、二次災害を防止する。
- 災害時に孤立の可能性のある地区への交通路の確保を優先する。
- 被災者の生活基盤を確保する公共施設の迅速な応急復旧を行う。
- 農林水産施設に対する被害を軽減し、拡大を防止する。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 道路、橋梁の応急復旧活動	建設班	紀勢国道事務所、尾鷲建設事務所
2 河川・海岸施設の応急復旧活動	建設班	尾鷲建設事務所 尾鷲農林水産事務所
3 港湾の応急復旧活動		尾鷲建設事務所
4 漁港の応急復旧活動	水農班	尾鷲農林水産事務所
5 漁業用施設の応急復旧活動	水農班	尾鷲農林水産事務所
6 農業用施設の応急復旧活動	水農班	尾鷲農林水産事務所
7 林業用施設の応急復旧活動	水農班	尾鷲農林水産事務所

第3項 対策

1 道路、橋梁の応急復旧活動

市は、「第1節 緊急交通・輸送機能の確保」に基づいて道路、橋梁の被害情報を収集し、尾鷲市建設業協会等の協力を得て、緊急輸送に使用する幹線道路を最優先に復旧する。

2 河川・海岸施設の応急復旧活動

県及び市は、河川・海岸施設について次のとおり応急復旧活動を実施する。

(1) 被害情報の収集

「第2節 第3項 2 監視・警戒体制の整備」に準じ、被害情報の収集を図る。

(2) 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

管理施設の被害情報等をふまえ、職員のほか水防計画や建設業者との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

(3) 施設の復旧活動

河川・海岸施設の復旧に当たっては、津波からの作業員等の安全確保等に十分配慮したうえで、障害物の除去や応急復旧の実施等必要な応急措置を講じる。

(4) 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、立入禁止等の応急的な安全確保対策を施した上で、ホームページ等を通じて危険箇所を施設利用者に周知する。

3 港湾の応急復旧活動

県は、港湾（尾鷲港、三木里港、賀田港）について、次のとおり応急復旧活動を実施する。

(1) 被害情報の収集

地震による津波の発生が予想されることから、津波警報・注意報や潮位情報、他地域の津波被害情報等に十分留意し、施設の被害情報を確認する作業員等の安全確保を最優先することを前提とした上で、可能な限り速やかな被害情報の収集を図る。

(2) 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

県管理施設の被害情報等を踏まえ、職員のほか建設業者との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

(3) 施設の復旧活動

港湾施設の復旧に当たっては、津波からの作業員等の安全確保等に十分配慮したうえで、速やかに岸壁、物揚場等港湾施設の補修や補強を行うとともに、二次災害を防止するため、崩壊した構造物等の障害物の除去や船舶の航行に支障のないよう標識、照明等の設置等を行う。

(4) 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を施した上で、県ホームページ等を通じて危険箇所を施設利用者に周知する。

4 漁港の応急復旧活動

市及び県は、「3 港湾の応急復旧活動」に準じて漁港の応急復旧活動を実施する。
三木浦漁港について、業務継続計画（BCP）により、海上輸送対策を行う。

5 漁業用施設の応急復旧活動

市及び県は、漁業用施設についての的確な被害情報の収集を図り、応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等に努め、応急復旧の実施等必要な措置を講じる。

6 農業用施設の応急復旧活動

市及び県は、施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため速やかに復旧計画を策定し、復旧方法等について、県災対本部から助言を得るとともに、応急復旧工事に着手する。

特に、ため池施設については、決壊による二次災害を防止するため、地震発生後、速やかに点検を行い、下流の避難対策や応急措置等、適切な対策を行う。

また、独自での応急復旧が困難な場合は、県災対本部に応援要請を行う。

7 林業用施設の応急復旧活動

市及び県は、施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため速やかに復旧計画を策定し、復旧方法等について、県災対本部から助言を得るとともに、応急復旧工事に着手する。

また、独自での応急復旧が困難な場合は、県災対本部に応援要請を行う。

第5節 ヘリコプターの活用

第1項 活動方針

○大規模地震発生後は、甚大な被害が想定され、陸上及び海上での災害応急対策活動に支障が生じることから、ヘリコプターを活用した上空からの情報収集、救出救助活動、人員搬送活動、物資輸送活動等を行う。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 県防災ヘリコプターの要請	本部事務局、総務班	消防本部
2 ヘリコプターの受入れ	本部事務局、総務班、社会班	消防本部

第3項 対策

1 県防災ヘリコプターの要請

市及び消防本部は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、「三重県防災ヘリコプターに関する支援協定」に基づき、県に対しヘリコプターの応援要請を行う。

(1) 要請の要件

県防災ヘリコプターを要請する要件は、次のとおりである。

- ① 災害が、隣接する市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- ② 市の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合
- ③ その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、防災ヘリ以外に適切な手段がなく、防災ヘリによる活動が最も有効な場合

(2) 要請の方法

三重県防災航空隊に電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- ① 災害の種別
- ② 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- ③ 災害発生現場の気象状態
- ④ 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- ⑤ 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- ⑥ 応援に要する資器材の品目及び数量
- ⑦ その他の必要事項

2 ヘリコプターの受入れ

市は、ヘリコプターの運航が安全かつ確実に行えるよう、場外離着陸場の確保等、受入体制を整える。

(1) 受入体制

現場指揮官を決定し、選定した場外離着陸場に派遣する。現場指揮官は、施設の管理者とともに、グラウンド等の点検など受入準備を行う。

なお、ヘリコプターの管制は、自衛隊の派遣部隊に要請する。

(2) 場外離着陸場

市は、傷病者を拠点病院へ搬送したり、緊急の空輸物資を受け入れるヘリの場外離着陸場を確保する。次の場所を候補地とする。

●場外離着陸場の候補地

地区	場外離着陸場の候補地
尾鷲	市立運動場、東紀州(紀北)広域防災拠点(※)、尾鷲高等学校光が丘グラウンド
須賀利	須賀利西ノ浜網干場
賀田	輪内中学校グラウンド、賀田駅前用地
曾根	曾根埋立地
九鬼	九鬼網干場、九鬼R311埋立地
三木里	熊野尾鷲道路三木里IC横用地
古江	古江漁港

第3章 救助・救急及び医療・救護活動

第1節 救助・救急及び消防活動

第1項 活動方針

- 発災後、72時間の救助・救急活動に人的・物的資源を優先的に配分し、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防本部と連携した体制を構築する。
- 消防本部及び消防団は、同時多発火災や延焼拡大から住民の生命・身体を保護する。
- 発災後は、要救助者が多数発生し、救助機関のみでは対応が困難なため、消防団や自主防災会、市民、事業者が、可能な限り救助・救急、消火活動に当たる。
- 活動に当たっては、防災ヘリコプター等を有効に活用する。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 救助・救急活動の実施及び調整	消防団	消防本部、尾鷲警察署
2 消防機関の体制	消防団	消防本部
3 消防活動	消防団	消防本部
4 応援・受援		消防本部
5 惨事ストレス対策		消防本部

第3項 対策

1 救助・救急活動の実施及び調整

消防署、消防団及び警察署が中心となって救助・救急活動を実施する。

救助・救出活動が困難な場合は、県、他の市町、自衛隊、海上保安部等に応援を要請する。

この場合、消防本部が全体のオペレーションを調整する。

市は、消防本部と連携して要救助者の情報を把握し、救助機関との情報共有を図る。

2 消防機関の体制

(1) 配備体制

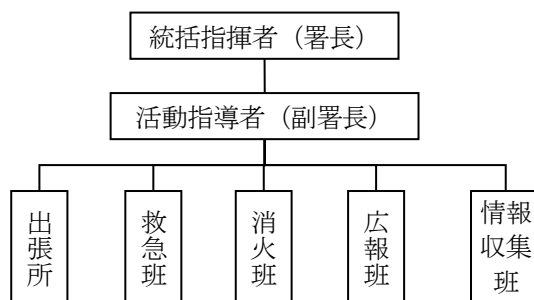
消防署、消防団の配備体制は、次によるものとする。

●配備体制

配備区分	配備時期	配備人員
準備体制	①津波注意報が発表されたとき。	署～ 全職員（署・所） 団～ 班長以上の職 団長・副団長（署・所） 班長以上の分団員（分団車庫）
警戒体制	①三重県南部に、津波警報が発表されたとき。 ②震度4以上の地震が発生したとき。 ③震度4以下の地震においても、災害が発生し、又は予想されるとき。	署～ 全職員（署・所） 団～ 全団員 団長・副団長（署・所） 全分団員（分団車庫）
非常体制	①市全域に重大な災害が発生したとき、又は二次災害が各所に発生したとき。 ②三重県南部に大津波警報が発表されたとき。	署～ 全職員（署・所） 団～ 全団員 団長・副団長（署・所） 全分団員（分団車庫）

(2) 消防署の組織及び任務

消防署の組織及び任務は、次のとおりである。

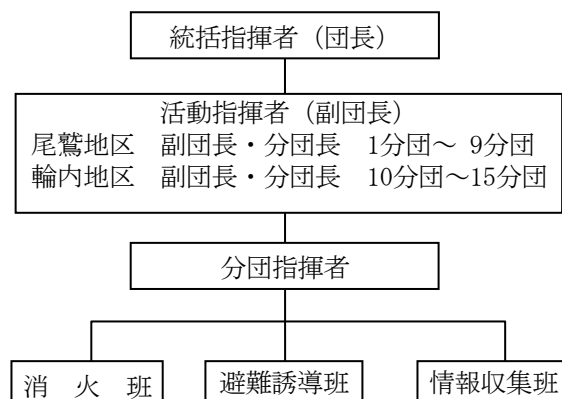


●消防署の任務

種 別	活 動 内 容
統括指揮者 活動指揮者	○ 地域防災計画に基づく、市対本部及び地震災害警戒本部との連絡調整並びに消防活動の全般的な指導
情報収集班	○ 南海トラフ地震に関連する情報の収集と正確な情報伝達並びにテレビ・ラジオの報道の聴取 ○ 通信網の確保 ・他署との混信が予想されるため、本部と調整する。 ・無線の交信は、すべて基地局で統制する。 ・出張所のNTT回線不能時の対策 ・無線機器の配備及び予備電源の確保 ○ 非常電源による電源の確保 ○ 災害状況等の消防本部並びに市対策本部への報告 ○ 各分団への情報伝達並びに指示を明確に伝達 ○ 発災時の被害状況の収集
広 報 班	○ 巡回広報車による津波情報・地震予知情報等の住民への広報活動 ○ 避難場所の確認と、被災状況の取材 ○ 住民への避難指示の広報活動 ○ 出火防止の広報を兼ね火災等の発見に努める。
消 火 班	○ 資機材の点検・車両の点検・非常電源装置並びに照明器材の点検 ○ 積載器具の増強並びに燃料の確保 ○ 地理・水利の確認 ・道路状況（損壊、障害物等）の確認 ・水利状況（消火栓・防火水槽・耐震性防火水槽・防火井戸・自然水利）の確認 ○ 救助活動を必要とする場合は、消火班で業務を遂行する。 ○ 延焼火災は同時多発した場合は、人命の安全を優先した出動体制を図る。
救 急 班	○ 救急資機材の点検 ○ 救急業務が多発した場合、人命の安全を優先した出動体制を図る。 ○ 救急が多発した場合、代替車の確保と消火隊からの応援隊員を確保しておく。
出 張 所	○ 団長・副団長の指揮所とする。 ○ 消防団との連携による消防活動を行うものとする。 ○ 情報収集及び情報伝達の活動を行うものとする。 ○ 人命救助を優先した活動を行うものとする。

(3) 消防団の組織及び任務

消防団の組織及び任務は、次のとおりである。



●消防団の任務

種 別	活 動 内 容
統括指揮者 活動指揮者	○ 団長及び副団長・本部分団長は、地域防災計画に基づく市災対本部及び地震対策警戒本部並びに消防署との連絡調整を密にし、各分団への指示・命令を的確に伝達するものとする。
分団指揮者	○ 団本部（団長）並びに消防署との連絡を密にし、担当区域の消防活動に万全を期するものとする。 ○ 警戒時間が長期化する場合は、適宜任務の交替を行い統括指揮者（団長）の指示のもと、必要団員を残し自宅待機させるものとする。
情報収集班	○ 統括指揮者（団長）指示・命令等的確な情報入手に努めるものとする。 ○ 消防署からの情報を的確に入手するものとする。 ○ 無線機器の配備を明確にするとともに、無線機器の点検及び予備電池の確認を行うものとする。 ○ 無線取扱いに精通した団員を通信担当に就かせるものとする。 ○ 配備体制が整った場合は、消防署にその旨を無線で通報するものとする。
避難誘導班	○ 各分団の担当区域を巡回し、地震情報・津波情報及び火の元点検の広報活動を行うものとする。 ○ 担当区域の避難場所を確認しておくものとする。 ○ 住民を安全に避難させるため、避難道路の障害物を排除しておくものとする。 ○ 避難に当たっては、自治会等と相互に協力するものとする。 ○ 住民への避難指示については、団本部及び消防署との連絡を密にするものとする。
消 火 班	○ 資機材の点検・車両の点検・非常電源装置及び照明機材の点検 ○ 積載器具の増強及び燃料の確保 ○ 地理・水利・樋門防潮扉等の確認 ・道路状況（損壊、障害物等）の確認 ・水利状況（消火栓・防火水槽・防火井戸・自然水利）の確認 ・樋門防潮扉等の閉鎖については、本部からの指示命令又は付近の状況等よく判断して行動するものとする。 ○ 消防活動に当たっては、署所・団との連絡を密にし、住民・自治会等との相互協力と、指示指導を行うものとする。

3 消防活動

(1) 消火活動の実施

市及び消防本部は、地震直後に発生することが想定される同時多発火災による被害を軽減するための消防活動の主体として、管内で火災等の災害が発生した場合に、住民に対し、初期消火活動の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼び掛けを行うとともに、住民の避難時における安全確保及び延焼防止活動を行う。

また、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握し、重点的な部隊の配置を行うなど迅速に対応する。

(2) 救急活動

市及び消防本部は、消防署の救急車又は医療機関、運輸業者等の協力を求めて救急活動を実施する。

多数の傷病者が発生し、他市町の応援を必要とする場合は、消防活動同様、協定に基づき、県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。

(3) 資機材の調達

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとする。

市は、その他必要に応じて、尾鷲市建設業協会等に要請し、救助・救急活動のための資機材を確保する。

4 応援・受援

(1) 協定に基づく応援要請

市及び消防本部は、災害の規模が大きく他市町の応援を必要とする場合等に、「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内消防相互応援隊の応援出動を要請する。

また、災害の状況により、県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。

この場合において、県災対本部と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請する。

(2) 協定に基づく応援出動

市からの要請又は県からの指示があった場合、県内消防相互応援隊を結成・応援出動するとともに、防災関係機関との連携を図る。

なお、あらかじめ消防相互応援協定を締結している近隣市町は、当該協定の定めるところにより応援出動する。

(3) 活動拠点の確保

市は、自衛隊、海上保安部、警察及び消防機関等救助機関の部隊の展開、宿営等のための拠点となる施設・空地等を確保する。

拠点は、「第1章 第5節 広域的な応援・受援体制の整備」及び「第1章 第3節 自衛隊・海上保安庁への災害派遣要請」による。

5 惨事ストレス対策

消防本部は、救助・救急活動又は消防活動を実施した職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとし、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第2節 医療・救護活動

第1項 活動方針

- 大規模地震が発生した場合に、急性期から中長期にわたる円滑な医療・救護活動を展開する。
- 発災後は、救護所、災害拠点病院、災害医療支援病院等をはじめとして人的被害を最小限に抑えることができる体制を速やかに整える。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 医療情報の収集・共有	福祉班、病院部	紀北医師会
2 医療・救護活動	福祉班、病院部	紀北医師会、消防本部
3 医薬品等の確保	福祉班、病院部	紀北薬剤師会
4 被災者への医療・救護活動	福祉班、病院部	紀北医師会、尾鷲歯科医師会、紀北薬剤師会
5 医療施設の応急復旧	病院部	

第3項 対策

1 医療情報の収集・共有

市は、尾鷲総合病院及び診療所等の被災状況、負傷者等の収容状況等の情報を把握し、紀北医師会及び尾鷲総合病院との情報共有に努める。

2 医療・救護活動

(1) 医療機関による医療の実施

市長は、救護所の設置もしくは医療救護班が到着するまでの間に、被災地の医療機関によって医療を実施することが適当なときは、尾鷲総合病院及び市内の医療機関に傷病者の対応を要請する。

(2) 救護所の設置

市は、被災状況に応じて、尾鷲総合病院及び紀北医師会等と協議して、救護所の設置を行う。救護所の設置予定箇所は次のとおりである。

救護所を開設した場合は、住民に対して、救護所の設置場所について広報する。

●救護所設置予定箇所

地区	設置予定箇所
旧市内	◎福祉保健センター、◎尾鷲総合病院（ロビー又は駐車場でのエアテント等使用）、尾鷲小学校、矢浜小学校、向井小学校、宮之上小学校
輪内	◎三木浦漁村センター、元九鬼中学校、賀田小学校、輪内高齢者センター
須賀利	◎コミュニティセンター、元須賀利小学校

◎は優先的に開設する場所

救護所においては、医療のトリアージや応急処置を行う。また、避難所の設置が長期間にわたると見込まれる場合は、避難所に救護所を併設する。

(3) 医療救護班の派遣

市は、紀北医師会との協定に基づいて、医療救護班の編成を要請し、救護所に派遣する。
また、紀北薬剤師会に薬剤師の派遣を要請する。

なお、対応が困難な場合は、県地方部長に県の医療救護班等の派遣を要請する。ただし、緊急を要する場合は、隣接する地域に医療救護班の派遣要請等を行う。

(4) 患者搬送及び収容

消防本部は、救急車及び救急隊員等を災害現地に出動させ、傷病者を医療機関等に搬送する。救急車で搬送し難い場合は、自主防災会が救護所等まで自力で搬送する。

また、市長は、緊急性があり、ヘリコプター以外に適切な手段がないときは、知事に対しヘリコプターの派遣を要請する。

(5) 後方医療機関の収容

市は、救護所で対応できない重症者等を尾鷲総合病院（災害拠点病院）に収容する。

尾鷲総合病院で対応が困難な場合は、他医療圏域の災害拠点病院に収容するよう地方部長を通じて要請する。

(6) 船舶の利用

市は、大規模な災害により被災地の医療施設が不足する場合は、県を通じて海上保安部の船舶の供用を要請する。

3 医薬品等の確保

市は、医療・救護活動で使用する医薬品、血液製剤等の供給を紀北薬剤師会、県に要請する。

4 被災者への医療・救護活動

(1) 避難者の健康管理

市は、避難者のインフルエンザ等の感染症、エコノミークラス症候群等の予防及び健康状態の管理を行うため、避難所に救護所を設置し、医療救護班による巡回を行う。

医療救護班は、紀北医師会、尾鷲歯科医師会、紀北薬剤師会等に要請して編成する。

(2) 透析患者の対応

市は、尾鷲総合病院及び県からの情報に基づき、透析施設の被災状況や稼働状況等を把握し、透析患者からの問い合わせ等に対応する

また、必要に応じて、市外の透析医療機関への移送及び宿泊施設の確保を県に要請する。

(3) こころのケア

市は、保健所に設置される相談窓口の紹介や、保健所と連携して、精神科医、臨床心理士、保健師、児童相談所職員等によるこころのケア対策を実施する。

5 医療施設の応急復旧

市は、尾鷲総合病院の応急復旧に必要な自家発電用の燃料や水等について、優先供給を要請する。

第4章 避難及び被災者支援等の活動

第1節 避難指示及び避難場所・避難所の確保・運営

第1項 活動方針

- 津波警報等に基づく避難指示は、あらゆる手段を尽くして市民への広報に取り組む。
- 要配慮者をはじめとする避難所への入所者の安全・安心が確保されるよう避難所の開設・運営を実施する。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 避難指示	本部事務局、総務班	
2 警戒区域の設定	本部事務局、総務班	
3 避難指示の伝達	本部事務局、総務班	
4 避難の誘導	消防団	消防本部、尾鷲警察署
5 避難所の開設	市民班	
6 避難所の運営	市民班、産業班	
7 在宅避難者等への対応	市民班、産業班	
8 広域避難	本部事務局、総務班	

第3項 対策

1 避難指示

(1) 避難指示の判断

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

この場合、市長は、その旨を知事に報告する。（基本法第60条）

なお、市長不在時においては、代理規定に基づき、避難指示の発出に係る判断に遅れが生じることがないように適切に対応する。

(2) 避難指示の基準

避難指示の基準は、おおむね次のとおりとする。

●避難指示の基準

分類	基準
避難指示	・三重県南部に津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表されたとき ・強い地震（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認めるとき ・土砂災害等地盤災害が発生する可能性が生じたとき ・家屋倒壊等により火災が発生して拡大延焼が見込まれるとき ・危険物質が流出拡散し、又はそのおそれがあるとき ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき

(3) 避難指示の内容

避難指示は、次の項目から必要な情報を明示して行うこととする。

① 要避難対象地域	② 避難場所	③ 避難理由
④ 避難経路	⑤ 避難時の注意事項等	

(4) 避難指示の解除

市長は、避難指示の解除の基準は、津波注意報又は津波警報の解除が発表されるなど、津波による被害発生のおそれがないと判断された時点で解除する。

なお、避難指示の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

2 警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

3 避難指示の伝達

(1) 関係機関への通知

市は、避難指示を発表したときは、消防本部、消防署、消防団、尾鷲警察署、漁業協同組合等に通知し、住民等への避難指示、誘導等を要請する。

(2) 避難指示の伝達

避難指示は、次の手段で伝達する。

- ① 同報系防災行政無線、エリアワンセグによる一斉放送
- ② 広報車による巡回放送
- ③ 防災メール、緊急速報メール（エリアメール）
- ④ 県を通じた放送機関の放送要請

なお、津波浸水予測区域内での広報活動（広報車の巡回等）については、予想される津波の規模や到達時間等を考慮し、安全が確保されることを前提に行う。

4 避難の誘導

(1) 緊急避難

津波の緊急避難の場合は、原則として、自主防災会、事業所、施設管理者等がそれぞれ実施する。指定緊急避難場所への避難は徒歩を原則として誘導する。

市、消防本部、消防団、警察署等は、津波の安全が確保された交差点等の交通の要所等で避難誘導にあたる。

(2) 二次避難

津波等の危険が解消され、指定緊急避難場所から指定避難所に移動する際に、避難者が自力で移動できない場合は、車両、船舶等によって行う。

被災地が広域で大規模な避難者の移送を要し、市において措置できないときは、県に避難者移送の要請をする。

(3) 避難行動要支援者の避難支援

避難行動要支援者の避難は、別に定める個別避難支援プランに基づき行う。

5 避難所の開設

市は、災害による被害を受け、又は受けるおそれがある場合で、避難しなければならない住

民を一時的に收容し、保護するため、避難所を開設する。

(1) 開設場所

開設場所は、指定避難所とする。

なお、要配慮者については、福祉避難所を開設するとともに、その受入状況に応じて、被災地内外を問わず、宿泊施設を避難所として借り上げるなど多様な避難所の確保や、1.5次避難・2次避難の避難先となり得る施設について、県との情報共有に努める。

(2) 収容者

住居が全壊（焼）、流出、半壊（焼）等の被害を受け、あるいは受けるおそれがあるため避難した者で、一時的に避難所に收容する必要のある者に対して行う。

(3) 避難所の設置報告及び收容状況報告

市は、避難所を設置したときは、直ちに開設状況等について、次により知事に報告する。

- ① 避難所開設の日時及び場所
- ② 箇所数及び收容人員
- ③ 開設期間の見込

(4) 安全確認

市は、避難所の開設及び避難の促進に際して、余震による建築物の倒壊等から生ずる二次災害を軽減・防止するために、必要に応じて県と連携し、また、三重県建築士会紀北支部との協定に基づく協力を得て、避難所等の被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施する。

(5) 船舶の利用

市は、大規模な災害により避難所が不足する場合、県に対し、一時的な避難施設として船舶の調達を要請する。

6 避難所の運営

避難所の運営及び管理に当たっては、避難所運営マニュアルに沿って行うが、特に次の点に留意して、適切な管理を行う。

(1) 避難所の管理体制

避難所の管理は、自主防災会の組織を母体とした避難者による自治を基本とし、市は、その運営を支援する。

(2) 食料の配布

食料等の配布に当たっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別によるニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士などを活用する。

(3) 女性への配慮

避難所の運営に積極的に女性を参画させるとともに、男女のニーズなど多様な視点等に配慮する。

特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

(4) 生活環境の整備

避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保にも配慮する。

また、三重県公衆浴場業生活衛生同業組合に入浴施設の提供を要請する。

(5) 健康管理

避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。

(6) 要配慮者への配慮

要配慮者について、必要と認められる者から順次、福祉避難所に移送するとともに、避難所での生活については、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、常に良好な衛生状態を保つよう心がける。

また、必要に応じて救護所の設置、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施するとともに、県の協力も得ながら、保健師、管理栄養士等の専門職を派遣する。

(7) 自宅での生活の継続

避難者の自宅について、県と連携して被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施し、判定結果に応じて避難者に帰宅を促すとともに、自宅に戻れない避難者についても、縁故先への避難や応急仮設住宅、公営住宅、民間住宅等を斡旋する等の支援により移住を促し、避難所開設期間の短期化を図るよう努める。

(8) 帰宅困難者

帰宅困難者については、交通情報等の提供により早期の帰宅を促す。

(9) ペット同行避難

ペットの同行避難者に対しては、ペットの管理場所を指定し、給餌等については飼い主責任で飼育するものとする。

(10) 避難所外避難者対策

ボランティア団体等の協力を得て避難所外避難者の把握に努めるとともに、避難所外避難者に対しても、情報の伝達食料等の救援物資の配布、いわゆるエコノミークラス症候群対策等の健康管理方法に配慮した対応に努める。

7 在宅避難者等への対応

市は、指定避難所以外に自宅、地区の集会場等で避難生活を余儀なくされている被災者を把握し、避難所の避難者と同様の生活支援に努める。

8 広域避難

(1) 協定による広域避難の要請

市は、市外への広域的な避難等が必要であると判断した場合、あらかじめ締結している相互応援等の協定に基づき、協定先に受入れを要請する。

(2) 広域一時滞在

市は、基本法第86条の8の規定に基づき、県内の他の市町への避難者の受入れを要する場合は、当該市町と直接協議し、広域避難の協議に際しては、市は避難住民の氏名・住所・支援状況等の情報を、避難先の市町村に対して提供する。

また、他の都道府県の市町村へ避難者の受入れを要する場合は、県に対して当該他の都道府県との協議を求める。

第2節 要配慮者対策

第1項 活動方針

- 自主防災会は、避難行動要支援者の安全確保や避難を支援する。
- 市は、要配慮者利用施設の被災状況、入所者の状況を直ちに収集し、関係機関等への情報提供を行う。
- 被災施設や要配慮者のニーズを的確に把握し、関係機関等が連携して支援にあたる。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 要配慮者の状況把握・避難支援	福祉班	
2 避難所での支援	市民班、福祉班	
3 福祉避難所の開設	福祉班	
4 保健・福祉対策等	福祉班	
5 外国人支援	情報班	

第3項 対策

1 要配慮者の状況把握等・避難支援

(1) 避難行動要支援者の避難支援

自主防災会、民生委員・児童委員、消防団等は相互に連携し、平時から把握している避難行動要支援者の安否確認や避難支援を行う。

(2) 要配慮者の被災情報の把握

市は、避難所にて要配慮者の避難状況や安否を確認する。

(3) 要配慮者利用施設、福祉避難所の被災状況把握

市は、市内の社会福祉施設及び福祉避難所開設予定施設の被災状況を把握する。

2 避難所での支援

市は、避難所に避難した要配慮者の生活支援のため、避難所内に専用スペースを指定するほか、障がい者用仮設トイレ、携帯トイレ、間仕切りなどの資機材を確保する。

また、市は避難所のみならず、在宅避難者や車中泊避難者に対しても、その状況を把握し、福祉サービスや情報の提供に努める。

3 福祉避難所の開設

市は、公共施設のほか、協定に基づいて次の施設に福祉避難所を開設し、要配慮者を収容する。市内で対応ができない場合は、市外での収容を県に要請する。

また、重度在宅難病患者で入院等の調整が必要なケースを把握した場合は、保健所へ情報提供を行うとともに、協力して必要な支援を行う。

●福祉避難所開設予定施設

公共施設	聖光園、輪内高齢者サービスセンター、くろしお学園おわせ分校
民間施設	特別養護老人ホームあさひ、軽費老人ホーム尾鷲長寿園、特別養護老人ホームスバル台、ケアハウスきらら、小規模特別養護老人ホームあかつき、ショートステイサンライフ、グループホームわらべ、あいあい日向グループホーム、あいあい日和グループホーム、グループホームあいあい（以上、災害協定による。）

4 保健・福祉対策等

市は、保健師、管理栄養士、社会福祉士、介護福祉士、児童相談員、ケースワーカー等の専門家を確保し（ボランティアを含む。）、避難所及び福祉避難所に派遣して要配慮者の心身の健康確保、必要な福祉サービスの提供、情報提供を行う。

また、県に三重県聴覚障害者支援センターによる手話通訳者・要約筆記者の派遣、管理栄養士の派遣等を要請する。

5 外国人支援

市は、外国人雇用企業、国際交流関係団体等の協力を得て、外国人の被災・避難状況の確認に努める。

また、県が設置する「みえ災害時多言語支援センター」による多言語での情報提供及び通訳・翻訳の支援、相談等の実施、その他の国際交流関係団体、NPO等の協力を得て、通訳・翻訳ボランティア等の確保に努める。

第3節 学校における児童生徒の安全確保

第1項 活動方針

○地震発生時には、学校関係者、防災関係機関が協力して、児童生徒の安全確保に万全を期する。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 学校における児童生徒の安全確保	学校班	
2 登下校時の児童生徒の安全確保	学校班	
3 夜間・休日等における対応	学校班	
4 学校の被害状況の把握、情報提供	学校班	

第3項 対策

1 学校における児童生徒の安全確保

小中学校の教職員は、地震による校舎の損壊や津波警報発表等により校内にとどまることが危険であると判断した時は、あらかじめ定める避難場所へ児童生徒を誘導する。

児童生徒の安全が確保された後は、児童生徒及び教職員の安否確認を行い、市災対本部に対し安否情報を報告し、行方不明者等がいる場合は警察、消防等に通報する。

市は、IP電話等を使用し、各学校の状況を把握する。

2 登下校時の児童生徒の安全確保

登下校時においても、1と同様の措置をとる。

3 夜間・休日等における対応

小中学校の教職員は、地震発生を確認次第、参集基準に従い登校し、安全を確保しつつ被害情報の収集に努める。

地震により児童生徒に被害が見込まれる場合は、児童生徒又はその保護者等に連絡を取り、安否及び所在の確認に努め、市に対し安否情報を報告する。

4 学校の被害状況の把握、情報提供

市は、小中学校の人的被害及び施設の被害状況を各学校から収集し、整理する。

また、児童生徒の保護者に対し、メール等を活用して安否情報や避難状況等を提供するとともに、ホームページ等により施設の被害状況等の公表に努める。

第4節 ボランティア活動の支援

第1項 活動方針

- 市社会福祉協議会を中核として現地災害ボランティアセンターを設置し、市内外からのボランティアの受入体制を確立する。
- 被災者の多様なニーズに対応するため、専門性をもつ様々なNPO・ボランティア団体、企業等やボランティアが連携して支援活動を行う。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 災害ボランティアセンターの設置	福祉班	尾鷲市社会福祉協議会
2 一般ボランティアの受入・支援		尾鷲市社会福祉協議会
3 専門ボランティアの受入・支援	各班	尾鷲市社会福祉協議会
4 災害支援団体との連携	福祉班	尾鷲市社会福祉協議会

第3項 対策

1 現地災害ボランティアセンターの設置

市社会福祉協議会は市と連携し、福祉保健センター1F（ボランティア室、ロビー）に現地災害ボランティアセンターを設置する。また、必要に応じて、被災現場近くにサテライト拠点を設置する。

現地災害ボランティアセンターは、みえ災害ボランティア支援センター等と連携し、地域内外からのボランティアを円滑に受け入れる。

2 一般ボランティアの受入・支援

市社会福祉協議会は、現地災害ボランティアセンターで、ボランティアニーズの把握、ボランティアの受入と活動先の調整等を行う。

専門性をもつNPO・ボランティア団体、企業等が効果的に活動を行うことができるよう情報提供など必要な支援を行う。

なお、ボランティア活動についてはその自主性を尊重し、活動方針や運営については現地災害ボランティアセンター自らの決定にゆだねる。

3 専門ボランティアの受入・支援

市は、関連する団体等に専門ボランティアを要請し、受入れを行う。

4 災害支援団体との連携

市は、市社会福祉協議会やボランティアコーディネーター等と定期的に協議を行い、市からの要請事項、情報提供等を行い、ボランティアが効果的に活動を行うことができるよう支援する。

第5節 防疫・保健衛生活動

第1項 活動方針

- 感染症発生未然防止のため、避難所、浸水地区及び衛生状態の悪い地区を中心に予防対策を実施する。
- 食品危害の発生を防止するため、総合的な食品衛生対策を実施する。
- 災害時における感染症の流行、健康被害等を未然に防止するとともに、被災者への健康相談等により心身の安定を図る。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 実施体制		
2 防疫活動	福祉班	尾鷲保健所
3 避難所の衛生維持	市民班	
4 保健活動	福祉班	尾鷲保健所
5 食品衛生監視		尾鷲保健所
6 ペット対策		尾鷲保健所、県獣医師会

第3項 対策

1 実施体制

市は、被災地の防疫についての計画の策定及び実施を実施する。

2 防疫活動

(1) 疫学調査及び健康診断等

市は、県が行う疫学調査に協力する。

(2) 感染拡大の防止

市は、県が行う感染症のまん延を防止するため必要な措置に対して協力する。

(3) 臨時予防接種の実施又は実施指示

市は、県の指示により、予防接種法第6条の規定による臨時の予防接種を行う。

(4) 消毒及びねずみ昆虫等の駆除

市は、浸水地域や避難所等において、消毒やねずみ昆虫の駆除を行う。防疫用消毒薬等防疫用資機材が不足する場合は、県に要請する。

3 避難所の衛生維持

市は、避難所の生活環境を確保し、衛生状態の保持に努める。

4 保健活動

(1) 健康管理支援

市は、保健所と連携して被災者の心身の健康状態と生活環境の実態を把握し、計画的・継続的支援を行う。

特に、要配慮者への支援や被災者の多様な健康問題に対応するため、紀北医師会等の関係機関に応援要請を行う。

(2) 栄養・食生活支援

- ① 関係機関・部署と連携を図りながら、避難所等での栄養・食生活支援活動を行う。
 - ・要配慮者（高齢者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児等）に対する栄養相談・指導
 - ・避難所での共同調理、炊き出し等への指導助言
 - ・避難所、応急仮設住宅等の被災者に対する食事相談・指導
- ② 栄養・食生活支援活動を行う管理栄養士・栄養士が不足する場合には、県又は近隣市町に応援要請を行う。

5 食品衛生監視

災害時の飲料水の汚染、食料品の腐敗等による食品から健康被害の発生を防止するため、必要に応じ、県が実施する食品衛生対策に協力する。

6 ペット対策

市は、県獣医師会（紀州支部）の助言・協力を得て、避難所に隣接した場所に、飼い主責任を基本としたペットの管理場所及び救護所を設置するよう努める。

県と県獣医師会等は、放浪動物や負傷動物の救護を行う。

また、特定動物（クマ、ライオン等の国が定めた危険動物）が逸走し、飼い主責任による対応が困難な場合、県と協力して対応する。

第6節 災害警備活動

第1項 活動方針

- 警察及び海上保安部は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに警備体制を確立し、情報収集に努める。
- 警察及び海上保安部は、住民等の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動を実施する。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 警察の災害警備活動		尾鷲警察署
2 海上保安部の災害警備活動		尾鷲海上保安部
3 市の警備体制	市民班	

第3項 対策

1 警察の災害警備活動

尾鷲警察署は、災害警備本部を設置し、次の活動を実施する。

- (1) 災害情報の収集・連絡等
- (2) 救出救助活動
- (3) 避難誘導
- (4) 緊急交通路の確保
- (5) 身元確認等
- (6) 二次災害の防止
- (7) 危険箇所等における避難誘導等の措置
- (8) 社会秩序の維持
- (9) 被災者等への情報伝達活動
- (10) 相談活動
- (11) ボランティア活動の支援

2 海上保安部の災害警備活動

尾鷲海上保安部は、海上における犯罪の予防、混乱の防止を図るため、情報の収集、警戒、取締りを行う。

3 市の警備

市は、尾鷲警察署及び尾鷲海上保安部との緊密な連携を確保する。

特に、被災地、避難所における犯罪等を防止するため、避難所の自治組織、自治会・自主防災会等と連携し、避難者への注意喚起、不審者の通報、被災地の巡回等を実施する。

第7節 遺体の取扱い

第1項 活動方針

○大規模地震発生時には、多数の死者、行方不明者が発生することが想定されるため、これらの捜索、収容、検視・検案・身元確認、引渡し、埋火葬等を的確に実施する。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 遺体の捜索	消防団	消防本部、尾鷲警察署、尾鷲海上保安部
2 検視場所・遺体安置所の開設	市民班	尾鷲警察署
3 遺体の収容・処理	市民班	紀北医師会、尾鷲歯科医師会、日本赤十字社
4 遺体の埋火葬	市民班	

第3項 対策

1 遺体の捜索

(1) 実施者及び方法

市災害対策本部において消防機関、尾鷲警察署、自衛隊、海上保安庁等救助機関と連携し、救助活動に必要な舟艇その他機械器具等を借り上げて実施する。

(2) 応援の要請

市は、被災その他の条件により捜索が実施できないとき、又は遺体が流失等により他市町にあると認められるとき等にあつては、隣接市町又は遺体漂着が予想される市町に直接捜索応援の要請をする。

なお、応援の要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- ① 遺体が埋没し、又は漂着していると思われる場所
- ② 遺体数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴及び持物等
- ③ 応援を求めた人数又は舟艇器具等
- ④ その他必要な事項

2 検視場所・遺体安置所の開設

市は、尾鷲警察署と調整を図り、被災状況に応じて必要な検視場所、遺体安置所を開設する。開設予定箇所は、次のとおりである。

●検視場所・遺体安置所開設予定箇所

市 施 設	尾鷲市斎場、武道館
民 間 施 設	葬儀会館おぐら（※県葬祭業協同組合加盟店）

3 遺体の収容・処理

救助救急活動の実施等を通じて遺体を発見したときは、市は速やかに尾鷲警察署等と連携して指定された検視場所・遺体安置所に収容するとともに、検視・検案・身元確認を実施し、必要に応じ次の方法により遺体を処理する。

(1) 実施者及び方法

市災害対策本部市民班は、尾鷲警察署及び日本赤十字社三重県支部と連携しながら、遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置をし、埋火葬までの間、開設した遺体安置所に安置する。ただし、市において実施できないときは、他の市町災対本部医療班の出動応援を求める等の方法により実施する。

(2) 遺体保存用資機材の確保

市は、検視・検案・身元確認を行い埋火葬等の措置をするまでの間、遺体を一時保存するため、県葬祭業協同組合との協定に基づき、棺や遺体保存袋、ドライアイス等の遺体保存用資材を確保する。

ただし、市が確保することが困難な場合は、県に対し応援を要請する。

4 遺体の埋火葬

(1) 埋火葬

市は、尾鷲市火葬場の稼動状況を把握し、埋葬許可書に基づいて火葬を実施する。尾鷲市火葬場で処理できない場合は、三重県広域火葬計画に基づき対応する。

ただし、火葬が困難な場合等は、一時的な土葬を検討する。

(2) 遺体の搬送

市は、埋火葬場までの搬送車両が不足する場合は、車両の手配を県に要請する。

第5章 救援物資等の供給

第1節 緊急輸送手段の確保

第1項 活動方針

○大規模地震が発生した場合、災害応急対策活動に多くの活動要員、救援物資、応急復旧用資機材等を輸送する必要があるため、これらの要員、物資等の輸送手段を確保する。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 市有車両の確保	財政班	
2 輸送ルートの情報収集・伝達	本部事務局、情報班	
3 輸送手段の確保	財政班	日本貨物鉄道、日本郵便、県トラック協会、尾鷲海上保安部

第3項 対策

1 市有車両の確保

市は、輸送手段が十分確保できないときは各課が所有する公用車を集中的に管理する。

2 輸送ルートの情報収集・伝達

市は、市内の道路の情報を県、警察署等から収集し、輸送ルートを選定する。広域的な輸送ルートについては、交通規制等の道路情報を県に問い合わせる。

なお、市内の緊急輸送道路は、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と防災上の拠点となる施設等を結ぶ路線を指定する。

●市内の緊急輸送道路

- | |
|---|
| <p>① 国道・県道等
紀勢自動車道、熊野尾鷲道路、国道42号、国道425号、国道311号、主要地方道賀田港中山線、県道中井浦九鬼線、県道三木里インター線、県道尾鷲港尾鷲停車場線、臨港道路4号</p> <p>② 市道
坂場銀杏町線、尾鷲港新田線、古戸野日尻野線、三木浦盛松線</p> |
|---|

3 輸送手段の確保

市は、次の手段で輸送手段を確保する。

(1) 指定公共機関、指定地方公共機関への要請（基本法第86条の18）

市は、日本貨物鉄道、日本郵便、県トラック協会に要請する。

(2) 協定事業者への要請

市は、協定を締結している事業者に要請する。市で確保できない場合は、県を通じて県トラック協会、赤帽三重県軽自動車運送協同組合に要請する。

(3) 自衛隊への要請

上記の輸送が困難なとき、又は急を要するときは、自衛隊の災害派遣部隊に要請する。

(4) 海上輸送の要請

市は、海上輸送については、協定事業者、国（国土交通省中部運輸局）、自衛隊及び海上保安庁に要請する。

第2節 救援物資等の供給

第1項 活動方針

- 非常用備蓄等にもかかわらず、災害の規模により食料及び生活必需品等（以下「物資等」という。）の不足が生じた場合、被災者に早期に必要な物資等を供給する。
- 市は備蓄物資が確保できない避難者に対し、市が備蓄している物資等を供給するとともに、そのために必要となる物資等の緊急調達を行う。
- 孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、物資等の円滑な供給に十分配慮する。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 備蓄の活用	水農班	
2 避難所等における必要物資品目・量の把握	水農班	
3 食料の調達・供給活動	水農班、学校班	
4 生活必需品等の調達・供給活動	水農班	
5 物資集積場所の開設・運営	水農班	
6 燃料の確保	財政班	三重県紀北LPガス協議会

第3項 対策

1 備蓄の活用

市民は、災害発生後3日間は、家庭内備蓄で充当することとする。市の備蓄は、緊急避難等で家庭内備蓄を持ち出すことが困難な被災者等に供給する。

2 避難所等における必要物資品目・量の把握

市は、避難所において必要な物資の状況について情報収集を行い、調達が必要となる物資の品目・量を、物資調達・輸送調整支援システム等を活用し、的確に把握する。その際に、避難所以外の被災者の必要量も把握するよう努める。

3 食料の調達・供給活動

（1）避難者に対する食料供給

市は、次の方法で食料を確保する。

- ① 弁当、パン、飲料等を協定締結事業者から確保する。乳児に対しては、粉ミルクを調達する。
- ② 全国からの救援物資（パン等）を受け入れる。
- ③ 赤十字奉仕団（婦人会）、自主防災会（避難者）と連携して小中学校の施設を活用して炊き出しをする。食材、燃料及び調理器具等は、協定締結事業者から確保する。
- ④ 自衛隊の炊き出しを要請する。
- ⑤ 市で調達が不可能又は必要数量を確保できない場合は県に要請する。ただし、米穀については、県と締結している「災害救助用米穀の緊急引渡しについての協定書」に基づき、農林水産省所管部局に直接、連絡要請する。

●県地域防災計画が示す食料供給計画

食料の供給はおおむね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。食料は原則として、1日3回提供する。

- ・地震発生～12時間以内：住民による自己確保備蓄食料又は避難所等の保存食
- ・地震発生12時間後～：協定締結団体等から調達したおにぎり、パン等簡単な調達食
- ・地震発生24時間後～：協定締結団体等からの調達食又は自衛隊等による配送食
- ・地震発生72時間後～：住民、ボランティア、自衛隊等による現地炊飯（炊き出し）

（2）配慮事項

給食は、被災者の健康状態に大きな影響を与えることから、食料の備蓄、輸送、配食、給食の実施等に当たっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士等の活用に努める。

また、糖尿病や腎臓病患者などに対する食事については、可能な限りカロリーや栄養素などに配慮して提供する。

4 生活必需品等の調達・供給活動

市は、次の方法で生活必需品を確保する。

- ① 協定締結事業者から確保する。
- ② 全国からの救援物資を受け入れる。
- ③ 市で調達が不可能又は必要数量を確保できない場合は県に要請する。

なお、要配慮者に配慮して必要な生活必需品の確保に努める。

●県地域防災計画が示す生活必需品等供給計画

生活必需品等の供給はおおむね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。

- ・地震発生～24時間以内：医薬品（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの）、乳幼児用粉ミルク、又は乳児用液体ミルク、おむつ（乳幼児用、成人用）、毛布、仮設トイレ、携帯・簡易トイレ（※必要に応じて）感染防止資機材（マスク、消毒液、簡易ベット、間仕切り等）等
- ・地震発生24時間後～：日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレトーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ等）、衣料品（作業着、下着、靴下、運動靴等）、炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）、食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等）、光熱材料（ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等）、その他（ビニールシート、ブルーシート等）など

5 物資集積場所の開設・運営

（1）物資集積場所の開設

市は、全国からの救援物資を受け入れるため、物資集積場所を開設する。

（2）物資の受入れ

救援物資を受け入れる場合、ルールを次のように設定する。

- ① 個人等からの小口の物資は受入れ対象外とする。
- ② 自治体、企業、団体からのまとまった量の救援物資は、申し出があった時点で登録制とし、市からの連絡により供給を受ける。

(3) 物資の管理

救援物資の管理が市職員で対応できる場合は、ボランティア等の協力を得て、受入れ、管理を行う。

大量の物資を管理する場合は、民間物流事業者に協力を要請する。

6 燃料の確保

市は、災害応急対策活動に必要となる車両や自家発電設備、及び災害拠点病院等重要拠点における燃料が不足する場合には、県石油商業組合に加盟している販売所業者から確保する。

また、炊き出し等に使用するプロパンガスの供給を、三重県紀北L Pガス協議会に要請する。

第3節 給水活動

第1項 活動方針

- 市は、断水等により飲料水を得られない被災者を的確に把握し、応急給水活動を行う。
○水道施設の復旧が長引く場合は、生活を考慮し、段階的に給水量を増加するよう努める。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 家庭内備蓄の活用		
2 給水体制の確立	水道部	
3 給水活動	水道部	

第3項 対策

1 家庭内備蓄の活用

市民は、災害発生から3日間は家庭内備蓄の水で対処することとする。

2 給水体制の確立

(1) 需要の把握

市は、水道施設の破損等により水の供給が停止した場合、給水の必要な地域、給水活動の規模を決定するため、需要の把握を行う。

(2) 応援要請

市は、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、ブロック代表者としてブロック内の応急給水活動について調整にあたる。応援が必要な場合は、ブロック内市町又は県に応援を要請する。応援を要請した場合は、宿泊施設等の確保や作業及び役割分担計画の策定など、受入体制を確立する。

3 給水活動

(1) 優先給水

尾鷲総合病院、救護所設置場所等の重要施設に対して優先的に給水する。

(2) 給水方法

避難所を給水拠点として浄水場等から給水車により被災者が持参したポリタンク、バケツ等に給水する。

また、水道施設の復旧状況に応じて、仮設給水栓を設置するなど、順次、給水場所の拡大、給水量の増加を図る。

(3) 給水量

1人1日3リットルを目安とするが、地震発生からの日数別の応急給水目標水量は、次を基準とする。

●応急給水目標水量

地震発生 からの日数	目標水量	用途
～3日まで	1人1日3リットル	生命維持に最低限必要な水量
～7日	1人1日20リットル	炊事、洗面等最低限の生活水量
～14日	1人1日100リットル	生活用水の確保
～28日	被災前給水量(1人1日250リットル)	応急復旧完了

(4) 給水広報

断水状況、応急給水状況、飲料水の衛生対策等について、同報系防災行政無線、エリアワ
ンセグ放送、防災メール、ホームページ、広報車、災害広報紙等を活用して広報を行い、住
民の不安解消に努める。

第6章 特殊災害対策

第1節 海上災害への対策

第1項 活動方針

○海域において、津波が来襲又は来襲するおそれがある場合及び地震による陸上での流出油事故が海域に及ぶ場合、船舶及び沿岸地域の人命、財産並びに水産資源を災害から保護する。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 情報の伝達	本部事務局、情報班	尾鷲警察署、尾鷲海上保安部、消防本部
2 応急対策活動	各班	尾鷲警察署、尾鷲海上保安部、消防本部
3 災害救助活動	各班	尾鷲警察署、尾鷲海上保安部、消防本部
4 流出油防除応急対策活動	各班	尾鷲警察署、尾鷲海上保安部、消防本部

第3項 対策

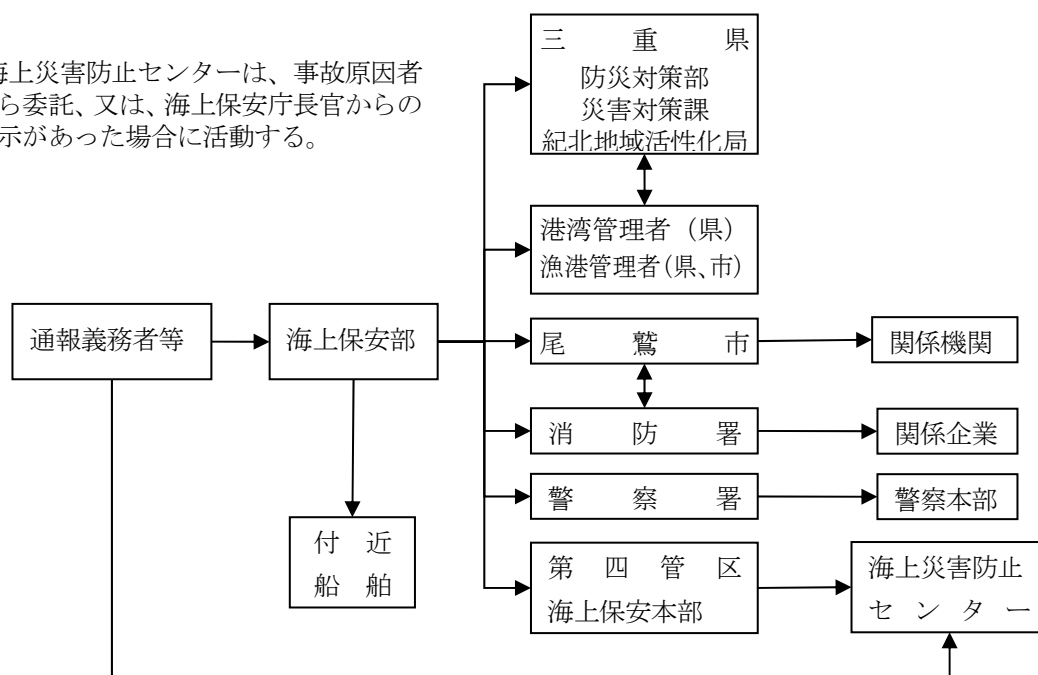
1 情報の伝達

(1) 関係機関への連絡

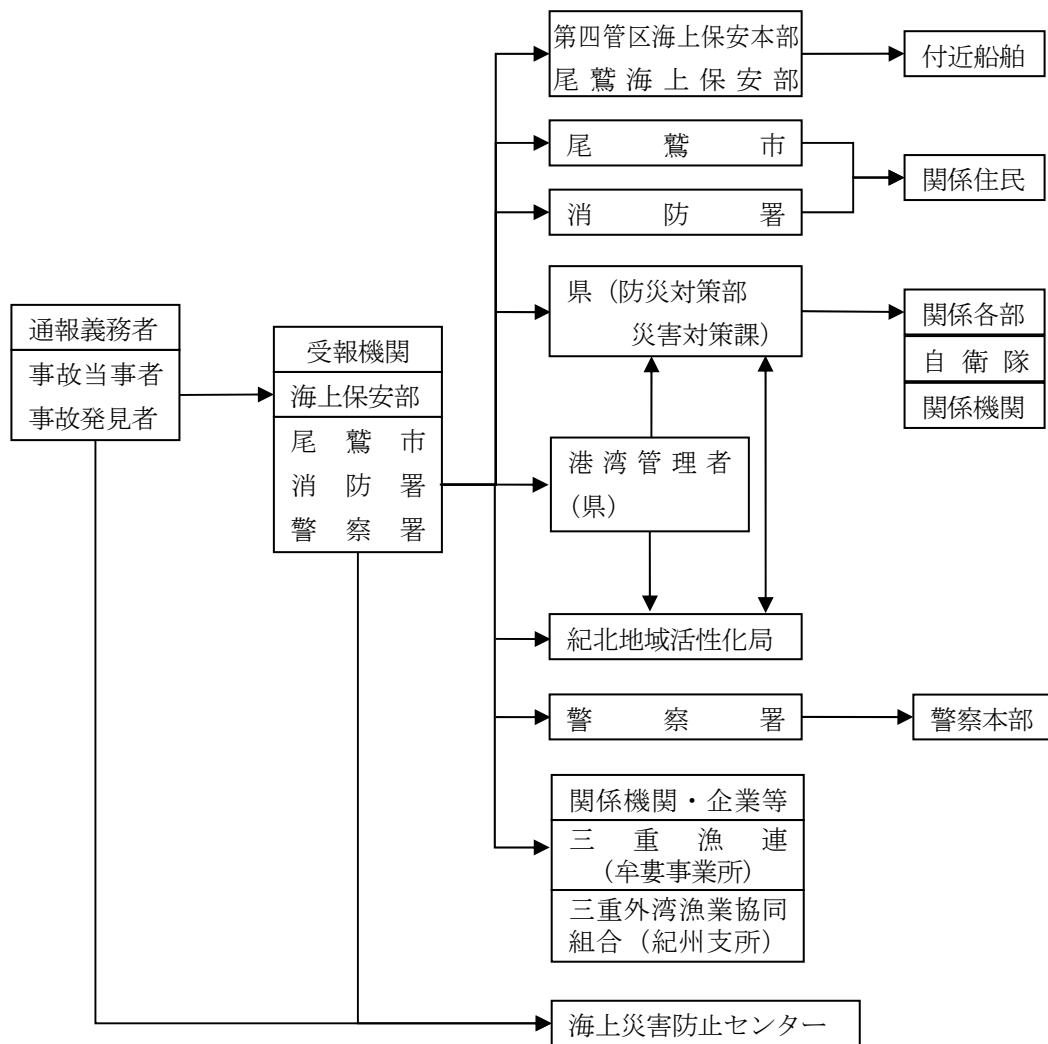
情報の伝達経路は、次のとおりである。

① 海上での災害

※海上災害防止センターは、事故原因者から委託、又は、海上保安庁長官からの指示があった場合に活動する。



② 陸上起因の災害



(2) 一般への周知

① 船舶への周知

防災関係機関は、災害が発生し又はその波及が予想される場合、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況並びに安全措置について、おおむね次の区分により一般船舶に対し、周知に努める。

機関名	周知方法	対象船舶
第四管区海上保安本部	無線通信・電話	付近船舶
関係海上保安部	〃	〃
放送局（NHK・民放）	ラジオ・テレビ放送	〃
関係海上保安部	船舶拡声器による放送	港内船舶
関係警察署	〃	〃
三重外湾漁業協同組合	無線通信・電話	〃

② 沿岸住民への周知

防災関係機関は、沿岸住民及び施設等に災害が波及し、又は波及することが予想される場合、人心の安定と施設の安全措置を図るため、次の区分により周知に努める。

機関名	周知方法	周知事項
関係市町（消防機関） 関係警察署 関係海上保安部 放送局（NHK・民放）	広報車からの放送等 〃 巡視船艇からの放送 テレビ・ラジオ放送	・災害の状況 ・防災活動の状況 ・火気使用制限、禁止及び交通規制、禁止等の措置 ・避泊準備等一般的注意事項 ・その他必要事項

2 応急対策活動

防災関係機関は、相互間の連絡を密にし、次により応急対策を実施する。

- ① 総合的応急対策の策定並びに災害救助活動の総合調整並びに統制
- ② 災害情報の交換
- ③ 関係機関に対する協力要請

また、油流出事故の場合、必要に応じ「尾鷲湾排出油等防除協議会」等の組織の効果的な運営を図る。

3 災害救助活動

防災関係機関は、必要に応じ、相互に協力して次により災害救助活動を実施する。

（1）流出油並びに火災対策

- ① オイルフェンス展張による拡散防止
- ② 油回収船、油吸着材及び油処理剤による油処理
- ③ 消火
- ④ 防災資材の輸送
- ⑤ 人命の救助、救護
- ⑥ 船舶及び沿岸警戒並びに避難誘導
- ⑦ 通信連絡

（2）津波対策

- ① 船舶並びに沿岸住民の避難
- ② 外洋における前進警戒
- ③ 沿岸水防対策の実施
- ④ 気象情報の収集、連絡

4 流出油防除応急対策活動

陸上施設及びタンカー等から、石油等が流出又は流出のおそれのある場合（以下「流出油」という。）の防除活動について、次により実施する。

（1）実施機関

海上保安庁、海上災害防止センター、港湾管理者、県及び市は、流出油防除等の活動に当たって、状況に応じて必要な協力を行うほか、必要に応じて「尾鷲湾排出油等防除協議会」等の組織を効果的に運営する。

また、県及び海上保安庁は、応急対策を円滑に進めるため、必要に応じて海上保安庁、県、沿岸市町、警察、消防、自衛隊、その他関係機関との協議により連絡調整本部を設置し、応急対策全般に係わる連絡調整を行う。

なお、連絡調整本部は、国に警戒本部が設置された場合は原則として第四管区海上保安本部に設けられる連絡本部に包括される。

連絡調整本部の設置場所は、海上保安部もしくは災害現場又は災害現場付近の公共施設等とし、各防災関係機関は連絡調整本部に職員を派遣し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

(2) 防除活動の分担

① 海上における防除活動の分担

発災船舶等は、海上保安庁への通報を行うとともに、流出油の拡大防止及び回収作業を実施する。

また、必要があると認められるときは、海上災害防止センターに防除措置を依頼する。

海上保安庁は、流出油の拡大防止措置を講ずるとともに、船舶所有者等に、防除措置の指示、命令を行い、さらに、海上での火気使用禁止、危険海域の設定及び海上安全等に必要の指示、措置を行う。

なお、緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、防除措置を講ずべき者がその措置を講じていないと認められるとき、又はその措置を講ずることを命令するいとまがないと認められるときは、必要と認める防除措置を講ずるべきことを、海上災害防止センターに対し指示することができる。

また、必要に応じ、第四管区海上保安本部長を通じて自衛隊に対して災害派遣要請を行う。

② 陸上における防除活動の分担

消防本部は、防除活動を指示するとともに、必要に応じ流出油の状況を海上保安庁に連絡する。

また、海上保安庁は、消防機関との連携を密にし、必要に応じ海上警戒を行う。

(3) 市の措置

- ① 沿岸に漂着した流出油の除去・回収等活動及び連絡調整
- ② 災害情報の収集及び伝達
- ③ 住民に対する広報
- ④ 避難指示及び誘導
- ⑤ 防災資機材の調達搬入
- ⑥ 他市町村に対する応援要請
- ⑦ 県に対する自衛隊の派遣要請の要求
- ⑧ その他の災害の規模に応じた措置

(4) 消防本部の措置

- ① 災害情報の収集及び伝達
- ② 陸上での火気使用禁止措置
- ③ 流出油拡大防止の指示及び危険区域の設定
- ④ 人命救助及び負傷者等の救急搬送
- ⑤ 海上保安庁との連絡調整
- ⑥ その他の災害の規模に応じた措置

第2節 危険物施設等の保全

第1項 活動方針

○大規模地震発生による危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒劇物施設、放射性物質施設の二次災害を防止する。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 危険物施設		消防本部
2 高圧ガス施設・火薬類施設		県・紀北地域活性化局
3 毒劇物施設		県
4 放射性物質施設		尾鷲保健所、尾鷲警察署
5 海上の危険物対策		尾鷲海上保安部

第3項 対策

1 危険物施設

市長は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用の制限をすることができる。（消防法第12条の3）

2 高圧ガス施設・火薬類施設

（1）災害発生防止の緊急措置

災害発生防止の緊急措置として、市長は次の措置をとる。

- ① 消防機関への出動命令及び警察官、海上保安官への出動要請
- ② 警戒区域の設定に伴う、立入制限、禁止及び退去
- ③ 物的応急公用負担の権限及び障害物の除去等の権限

（2）災害応急対策

① 住民の安全の確保

消防職員は、地震災害における危険時に、ガス事業所、高圧ガス製造所、火薬類製造施設等の事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態を周知し、住民の安全を確保する。

② 火気等の制限

消防職員は、事業者等と協議の上危険が生じるおそれのある区域での火気の手配の制限、危険区域への立入制限について、住民に周知徹底する。

③ 避難指示及び場所

市長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難のすべき理由を周知し、自主防災会と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

3 毒劇物施設

県は、警察本部、市、消防署へ毒物劇物保有状況等の情報提供を行う。

また、県及び警察本部は、市等関係機関と協調し、以下の措置を講ずる。

- ① 住民に対する広報
- ② 汚染区域の拡大防止措置
- ③ 警戒区域の設定
- ④ 被災者の救出救護及び避難誘導等の措置
- ⑤ 飲料水汚染の可能性がある場合の河川下流の水道水取水地区の担当機関への連絡

4 放射性物質施設

事故が発生した場合は、緊急に応急措置を講ずる必要があることから、事故発生 of 通報を受けた保健所及び警察署は、相互に密接な連絡のもとに次の応急措置を実施する。

- ① 住民に対する広報
- ② 汚染区域の拡大防止措置
- ③ 警戒区域の設定及び交通規制等の必要な措置
- ④ 避難指示
- ⑤ 被ばく者の救出及び救護
- ⑥ 飲料水汚染の可能性がある場合の河川下流の水道水取水地区の担当機関への連絡
- ⑦ 輸送中の事故に当たっては、販売事業者、使用者等の専門技術者の現場への出動指示

5 海上の危険物対策

(1) 海上の危険物対策

尾鷲海上保安部は、地震時における海上の保安を確保するため、関係機関と密接な連絡をとり、次の措置をとる。

- ① 危険物積載船舶で災害が発生した場合の防御活動を行う。
- ② 危険物積載船舶について、必要に応じ移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。

(2) 停泊船舶への情報伝達等

尾鷲海上保安部は、危険物等の漏えいにより、港湾内の停泊船舶等に影響を及ぼすおそれがある場合に、停泊船舶等に対し通報を行う。

第7章 復旧に向けた対策

第1節 廃棄物対策活動

第1項 活動方針

○大規模地震発生時には、被災地において廃棄物等（倒壊家屋等のがれき、避難所のし尿等）が大量に発生することが想定されるため、環境衛生に万全を期すとともに、復旧・復興活動が早期に行えるように廃棄物等を適正かつ迅速に処理する。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 障害物の除去	環境班、建設班	
2 し尿の処理	環境班	
3 生活ゴミ等処理	環境班	
4 災害廃棄物の処理	環境班	

第3項 対策

1 障害物の除去

(1) 道路関係障害物の除去

市は、市が管理する緊急輸送道路等について、障害物等により交通の安全が確保できない場合には、障害物等を撤去することにより緊急輸送機能を確保する。

また、隣家への倒壊のおそれや道路への支障が生じている等の危険家屋については、優先的に解体処理を行う。

(2) 河川関係障害物の除去

市は、市が管理する河川及び水路等の障害物を除去する。

(3) 住宅関係障害物の除去

市は、住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、救助法に基づきその除去を行う。対象者は次のとおりとする。

- ① 当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの
- ② 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水したもの
- ③ 自らの資力をもってしては障害物の除去ができないもの

2 し尿の処理

(1) 仮設トイレの確保

市は、断水したことにより水洗トイレが使用できない場合は、トイレの利用人数等を総合的に判断し、仮設トイレを避難所に設置する。し尿の発生量は、1人あたり1日1.7リットルとする。

また、人員、器材が不足する場合には、「災害時における一般廃棄物の処理等に関する無償救援協定書」、「災害時における仮設トイレ等のあっせん・供給に関する協定」等により、県及び近隣市町に支援を要請する。

なお、仮設トイレの清掃及び消毒は、原則として使用者が行うものとする。

(2) し尿の処理

市は、し尿の収集を可能な限り現有の体制で対応することとするが、必要に応じて浄化槽汚泥収集運搬業者に要請する。処理については尾鷲市クリーンセンターで行う。

3 生活ゴミ等処理

(1) 処理体制

市は、被災地域の避難所ごみを含めた生活ごみ等の発生状況と、道路交通状況、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制を敷く。

また、日々大量に発生する生活ごみ等の処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して仮置場への集積や分別の協力依頼を行う。

処理機材、人員等については、可能な限り現有の体制で対応することとするが、必要に応じて機材の借上げ等を行うことにより迅速な処理を実施する。

また、機材、人員等において処理に支障が生ずる場合には、「三重県災害等廃棄物処理応援協定書」により、県及び近隣市町に支援を要請する。

(2) 処理の方法

市は、生活ごみ等の処理を、焼却のほか、必要に応じて環境影響上支障のない方法で行う。

なお、施設の能力低下やごみの大量発生が予想される場合には、仮置場の確保、性状に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮して行う。

また、倒壊家屋等の除去作業においては、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に十分配慮するとともに、できる限りの分別とリサイクルに努める。

4 災害廃棄物の処理

(1) 処理体制

市は、災害の規模、被災状況、災害廃棄物の発生量の推計、仮置場の設置準備等を行い、「災害廃棄物処理実行計画」を策定して処理を行う。

また、市の能力では対処できない場合は、県への支援要請の判断を速やかに行う。

(2) 処理の方法

市は、策定した災害廃棄物処理実行計画に基づき処理を行う。

人の健康や生活環境への影響が大きいものを優先的に収集運搬、処理処分を行う。

処理施設の処理能力を超えるがれき等が発生する場合は、一時的に保管する仮置場を設置する。そこで、選別、焼却、破碎等の処理が可能な処理施設を設置し、運用する。

また、災害廃棄物の仮置場への搬入段階から極力分別を徹底し、可能な限りリサイクルに努め、廃棄物処理法等の規定に従い、適正に処理を行う。

第2節 住宅の保全・確保

第1項 活動方針

- 県と連携して、被災者の住宅関連ニーズの把握、住宅確保対策を行う。
- 公営住宅等で直ちに入居可能な住宅を早急に確保し、特別な配慮を要する者に優先的に提供する。
- 住宅等の応急危険度判定及び住宅の応急修理などを早急に行い、自宅避難を促進する。
- 応急仮設住宅は、中期的な見通しのもとあらかじめ選定した適地を中心に建設する。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 危険度判定の実施	建設班	
2 住宅関連情報の収集	建設班、本部事務局	
3 応急住宅の借上げ	建設班、本部事務局	
4 応急仮設住宅の建設	建設班	
5 被災住宅の応急修理	建設班	

第3項 対策

1 危険度判定の実施

(1) 被災建築物応急危険度判定の実施

市は、被災建築物応急危険度判定実施本部を設置すると共に、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、被災建築物応急危険度判定を実施する。

判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（一般財団法人日本建築防災協会）に基づき目視点検により行う。判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、建物の入り口に判定結果を色紙で表示する。

また、判定は、避難所等になっている公共建物を優先的に行う。

(2) 被災宅地危険度判定の実施

市は、被災宅地危険度判定実施本部を設置すると共に、その旨を県に連絡する。

併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、被災宅地危険度判定を実施する。

判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会）等に基づき行い、判定の結果はステッカー等で表示する。

また、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

2 住宅関連情報の収集

(1) 住宅相談窓口等の設置

市は、適切な数の住宅相談窓口等を設置し、相談需要に応えるとともに被災者の住宅確保に関するニーズを把握するための体制を構築する。

(2) 住宅や宅地の被災状況及び応急仮設住宅に関するニーズの把握

市は、住宅や宅地の被災状況及び、応急仮設住宅（建設・借上げ）の必要量などを把握し、

必要な情報を県災対本部に報告する。

3 応急住宅の借上げ

市は、応急仮設住宅として、市営住宅を初めとする公営住宅や民間賃貸住宅を活用し、住家が滅失したり、罹災した者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者のための住宅を確保し、あつせんする。

これら住宅への入居は、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。

4 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は県が行うが、救助法が適用されて知事から委任された場合は市が行う。

(1) 建設地の確保

市は、原則として次の順位により災害の状況に応じて選定する。

- ① 市内の公園、緑地、広場
- ② 市有地及び市有施設敷地内空地
- ③ 県有施設敷地内空地
- ④ 必要に応じて、民有地の借上げを行う。
- ⑤ 必要に応じて、近隣市町村の公園、公有地及び公有施設敷地内空地

(2) 応急仮設住宅の建設

市は、プレハブ建築協会、尾鷲市建設業協会等と連携し、応急仮設住宅を建設する。

応急仮設住宅の建設に当たっては、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、気象条件や要配慮者に配慮して、冷暖房設備の設置、段差の排除等に配慮する。

また、応急仮設住宅を同一敷地内又は近接地におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用する施設を設置できるほか、日常生活に特別な配慮を要する被災者のため、複数の要配慮者が入居し、居宅介護事業等を利用しやすい構造・設備等を有する福祉仮設住宅を建設することができる。

(3) 入居者の選定

市は、入居者の選定に当たっては、特別な配慮を要する避難者を優先し、コミュニティの形成等を考慮する。

(4) ペット対策

市は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、応急仮設住宅に隣接して、ペットの管理場所を県獣医師会（紀州支部）の助言・協力を得て設置するよう努める。

5 被災住宅の応急修理

住宅の応急修理は県が行うが、救助法が適用されて知事から委任された場合は市が行う。

市は、尾鷲市建設業協会等と連携し、住家が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理ができない者に対し、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を応急的に修理することで、早期の生活再建を促す。

第3節 文教等対策

第1項 活動方針

- 通常の教育が行えない場合の応急教育を実施する。
- 教育機能の早期回復を目指す。
- 災害応急対策のため、施設を使用する場合は、施設管理者として協力する。
- 文化財の被害状況を収集し、二次災害防止のために必要な措置を講じる。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 応急教育	学校班	県
2 学用品の調達・支給	学校班	
3 被災児童生徒の保健管理	学校班	
4 授業料の減免等の判断		県
5 文化財の保護	社会班	

第3項 対策

1 応急教育

(1) 教育施設の確保等

市は、被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連携のうえ、次の対策をとり、教育の低下をきたさないように努める。

- ① 学校施設の危険度判定を行う。
- ② 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。
- ③ 校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不能で復旧に長時間要する場合には、利用可能な学校、公民館、その他利用可能な民間施設の借上げ等により、仮校舎を確保する。
- ④ 応急教育実施に当たっては、児童生徒及び保護者等に対し、メール、ホームページ等避難した児童生徒の連絡先がわからない場合にも情報を伝達する方法をあらかじめ講じておき、実施時期等の周知を図る。
- ⑤ 施設の安全が確保できず、仮校舎の設置もできない学校施設については、市教育委員会は県に対し、児童生徒を他の学校施設へ転入学させる等の調整を要請する。
- ⑥ 避難所となった学校においては、施設管理者として、避難所設置初期対応及び避難所運営に協力する。また、災害応急対策のため一時使用の要請があった場合は、支障のない範囲でこれを使用させる。

また、教育活動への支障が最小限となるよう、避難所及び災害応急対策のために開放できる部分、開放できない部分を明確にし、避難者等の協力を得る。

(2) 教職員の確保

市は、教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障を来すときは、県教育委員会との連携のもとに、学校間等の教職員の応援を図るとともに非常勤講師等の任用などを行う。

教職員の不足が補えない場合は、県と連携し、他県等への教職員の派遣要請、受入配置等の調整を行う。

2 学用品の調達・支給

市は、災害により住家に被害を受け、学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した児童生徒に対し被害の実情に応じ、教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を支給する。

3 被災児童生徒の保健管理

市立小中学校では、教職員が分担し児童生徒の状況を把握し、安全指導、生活指導及び心のケア等を行う。

また、市は、救急処置器材を各学校に整備し、養護教諭等が救急処置に当たる。

市は、被災学校の教職員に児童生徒の安全指導、生活指導及び心のケアについて指導を行うとともに、必要に応じ各被災学校へ専門家を派遣する。

4 授業料の減免等

県は、三重県立高等学校授業料減免及び徴収猶予要綱（平成 14 年教育委員会告示第 4 号）により、授業料支弁困難な者に減免の措置を講ずる。

また、私立高等学校授業料減免補助金取扱要領（平成 22 年生文第 0 1－1 号）により、授業料支弁困難な者に軽減の措置を講ずる。

災害に伴い市民税が非課税又は減免となった場合及び災害による被害等に伴い家計が急変することとなった場合には、三重県高等学校等修学奨学金の緊急採用の措置を講ずる。

5 文化財の保護

（1）被害報告

国・県指定等文化財が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体は被害状況を調査し、その結果を速やかに市教育委員会を通じて、県教育委員会に報告する。

市指定等文化財が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体は被害状況を調査し、その結果を速やかに市教育委員会に報告する。

（2）応急対応

国・県・市指定等文化財が被害を受けたときは、市教育委員会は県教育委員会の指示・指導をもとに、所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な指示・助言を行う。

第4節 義援金の受入・配分

第1項 活動方針

○被災者に対する義援金の募集、保管輸送及び配分を円滑に行う。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 実施機関の設置	福祉班、経理班	
2 義援金の募集	福祉班、経理班	
3 義援金の保管	経理班	
4 義援金の配分	福祉班	

第3項 対策

1 実施機関の設置

市は、義援金の募集、輸送及び受入・配分を行うために、義援金配分委員会を設置する。

あるいは、県が設置する三重県災害義援金募集推進委員会、三重県災害義援金配分委員会に協力して行う。

2 義援金の募集

市は、放送機関等を通じて、義援金を募集する。

3 義援金の保管

市は、専用の口座を開設し、一括して保管する。

4 義援金の配分

市は、義援金配分委員会が義援金の額、罹災状況等を考慮して決定した配分基準に基づき、速やかに罹災者に義援金を支給する。

第4部 復旧・復興計画

第1章 復旧・復興計画

第1節 復旧事業の推進

第1項 活動方針

○地震の発生に伴う被害が甚大であり、激甚災害の指定基準に該当すると思われる場合は、早急に被害調査を実施し、県と連携して速やかに政令指定を受けるための手続を行う。

○指定を受けたのちは、公共施設等の災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施するための対策を講じる。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 激甚災害の指定	本部事務局、総務班	
2 災害復旧事業の実施	各班	
3 特別財政援助の交付(申請)手続	各班	

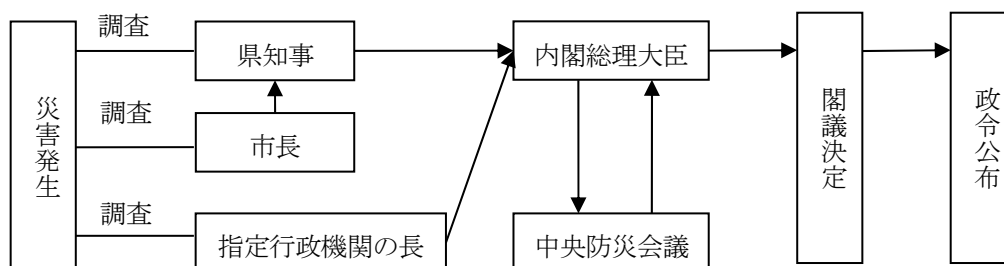
第3項 対策

1 激甚災害の指定

基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生し、被害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という）に基づく指定基準に該当すると思われる場合には、県及び市は、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう、互いに連携して災害の状況を速やかに調査し実情を把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

(1) 激甚災害の指定手続

激甚災害の指定手続については、次のとおりである。



(2) 激甚災害に係る財政援助措置の主な対象事業

① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公立学校施設災害復旧事業
- ウ 公営住宅災害復旧事業
- エ 児童福祉施設災害復旧事業
- オ 老人福祉施設災害復旧事業

カ 障害者支援施設等災害復旧事業

キ 堆積土砂排除事業

② 農林水産業に関する特別の助成

ア 農地、農業用施設、林道、漁港等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

ウ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特例

③ 中小企業に関する特別の助成

ア 中小企業信用保険による災害関係保証の特例措置

イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の延長

④ その他の特別の財政援助及び助成

ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する特例

イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助

ウ リ災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例

エ 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

(3) 激甚災害に関する調査

市は、激甚災害及び局地激甚災害の指定基準を考慮し、災害状況等を調査して県に報告する。

また、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

(4) 激甚災害指定の促進

激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、関係部が国の機関と密接な連携のうえ、指定の促進を図る。

2 災害復旧事業の実施

災害復旧事業制度（国庫補助）や激甚災害の指定を踏まえ、おおむね以下の災害復旧事業について計画し、迅速かつ円滑に事業を実施する。

(1) 公共土木施設災害復旧事業

- ① 河川公共土木施設災害復旧事業
- ② 海岸公共土木施設災害復旧事業
- ③ 砂防設備災害復旧事業
- ④ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- ⑤ 地すべり防止施設災害復旧事業
- ⑥ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- ⑦ 道路公共土木施設災害復旧事業
- ⑧ 港湾公共土木施設災害復旧事業
- ⑨ 漁港公共土木施設災害復旧事業
- ⑩ 下水道公共土木施設災害復旧事業
- ⑪ 公園公共土木施設災害復旧事業

(2) 農林水産業施設災害復旧事業

- ① 農地農業用施設災害復旧事業
- ② 林道災害復旧事業
- ③ 農林水産施設災害復旧事業

- (3) 社会福祉施設災害復旧事業
- (4) 学校教育施設災害復旧事業
- (5) 公立医療施設病院等災害復旧事業

3 特別財政援助の交付(申請)手続き

市は、激甚災害の指定を受けたときは、関係調書を作成し、県に提出する。

県はこれを受け事業の種別毎に激甚法及び算定の基礎となる関係法令に基づき負担金、補助金を受けるための手続きを行う。

第2節 被災者の生活再建に向けた支援

第1項 活動方針

- 被災者に関する情報を速やかに収集し、被災者の生活再建の支援に向けた体制を整備する。
- 市と県が互いに連携し、被災者生活再建支援法の活用など、あらゆる手段を用いて被災者の生活確保・生活再建のための支援を行う。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 被災者台帳の作成等	調査班	
2 罹災証明書の交付	調査班、市民班	
3 被災者の生活再建に向けた対策	各班	尾鷲公共職業安定所

第3項 対策

1 被災者台帳の作成等

(1) 被災者台帳の作成

市は、被災者への支援を漏れなく行うために、それぞれの被災者の被害状況、支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元に集約した被災者台帳を作成する。被災者台帳は、全庁的に共有を図る。

(2) 被災者台帳の利用

市は、次のいずれかに該当すると認めるときは、災対本部内において被災者台帳を利用する。

- ① 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
- ② 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき
- ③ 他の自治体に台帳情報を提供する場合で、提供される自治体が、被災者への支援に必要な限度で利用するとき
- ④ 台帳情報の提供について申請があった場合は、不当な目的でない場合を除いて情報提供を行う。

2 罹災証明書の交付

(1) 住家の被害調査

市は、家屋の被害状況の把握及び罹災証明書を発行するために、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」を参考とし、住家等の被害認定調査を行う。

調査は、全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・準半壊に至らない（一部損壊）に区分する。認定調査の調査員が不足する場合は、必要に応じて県を通じて要員の確保を要請する。

火災により焼失した家屋等は、消防本部が焼損状況の調査を行う。

(2) 罹災証明書の交付

市は、家屋の被害調査の結果から罹災台帳を作成し、被災者の罹災証明書発行申請に対し、罹災台帳で確認のうえ交付する。罹災台帳で確認できないときでも、申請者の立証資料をもとに客観的に判断できるときは罹災証明書を交付する。

(3) 被災証明書の交付

市は、災害により居住する住宅以外の建物、車両及び家財等が被害を受けたことについて、被災者に届出に基づき被災証明書を交付する。

3 被災者の生活再建に向けた対策

(1) 災害見舞金等の支給

市は、尾鷲市災害弔慰金の支給に関する条例等に基づき、災害弔慰金・見舞金を支給する。

- ① 災害弔慰金の支給
- ② 災害障害見舞金の支給
- ③ 災害援護資金の貸付

(2) 生活資金等の貸付

市及び市社会福祉協議会は、生活福祉資金等の活用を支援する。

- ① 生活福祉資金制度による各種貸付
- ② 母子寡婦福祉資金貸付金

(3) 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給

① 対象となる自然災害

地震、津波等の異常な自然災害により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、ア又はイの被害が発生した都道府県の他の市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

オ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、ア～ウの区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。人口5万未満の市町村にあっては、2以上の世帯）

② 対象世帯と支給額

自然災害によりその居住する住宅が、a 全壊世帯、b 半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、c 長期避難世帯、d 大規模半壊した世帯に対し、住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）と住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給する。

(4) 住宅自力再建支援及び災害公営住宅の建設

① 自力再建支援

住宅に関する情報提供は、復旧に向けた対策であるとともに復旧・復興対策としても重要であり、災害のない状況では想定しがたい条件下における住宅再建等に向けた被災者の意思形成を支援するような情報提供を、その提供体制構築も含め円滑に行う。

特に、被災住宅の修理による活用は、ほとんどの被災者にとっては未知の領域であるが、被災者にとっては早期の生活再建に、行政にとっては復興期までの様々な行政需要の抑制に、それぞれ資するものであり、早期から積極的に促進する。

なお、情報提供においては、早期に再建等資金の調達方法も含めた支援メニューの一覧を示す必要があり、行政内部で事前検討に努めることに加えて、平時から住民に対し災害

発生時の住宅に関する情報を提供し、想定外となる部分を減らしておく。

② 災害公営住宅の建設

災害により住宅を滅失した場合で、前述の自力再建支援を行っても対応できない住宅確保要配慮者に対しては、県及び市は、将来の住宅需要も勘案したうえで必要に応じて災害公営住宅を供給し、住居の確保を図る。

滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当する場合には、市及び県は被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

(5) 租税の徴収猶予及び減免等

市は、被災者の市民税及び固定資産税等の減免、徴収猶予並びに納期等の延長について、それぞれの市の条例の定めるところに従って必要な措置を行う。

県及び国においても、県税、国税について、同様の措置を行う。

(6) 雇用対策

公共職業安定所等は、次の雇用対策を実施する。

① 被災者に対する職業あっせん等

ア 通勤地域における適職求人の開拓

- ・職業転職者に対して常用雇用求人の開拓を実施する。
- ・復旧までの間の生活確保を図るため、日雇求人の開拓を実施する。

イ 巡回職業相談所、臨時職業相談所の開設

- ・災害地域を巡回し、職業相談を実施する。
- ・避難場所等に臨時相談所を設け、職業相談を実施する。

ウ 雇用保険求職者給付

「激甚災害に対処するための特別財務援助等に関する法律」の適用により雇用保険求職者給付を行う。

第3節 復興体制の構築と復興方針の策定

第1項 活動方針

- 本市が特定大規模災害となる地震・津波による甚大な被害を受けた場合、速やかに「尾鷲市震災復興本部(仮称)」を設置する。
- 発災後、「尾鷲市震災復興本部(仮称)」において速やかに復興法に基づく復興方針、復興計画を策定し、復興対策を実施する。

第2項 対策項目

対策項目	市担当	関係機関
1 復興体制の構築	情報班	
2 復興計画の事前検討	情報班	

第3項 対策

1 復興体制の構築

特定大規模災害が発生した場合、復興法に基づく必要な支援措置を受けるための「復興計画(仮称)」の策定をはじめとする、市の総合的な復興対策を指揮する「震災復興本部(仮称)」を設置するものとし、設置のための規程や体制の整備に向けた検討を行う。

2 復興計画の事前検討

(1) 復興計画の事前検討

特定大規模災害からの復興を国の支援措置を用いて計画的に進めるため、復興法に基づく「復興計画(仮称)」を速やかに策定するものとし、そのための復興計画への記載項目や内容等に係る事前検討に努める。

(2) 個別計画の検討・策定

大規模災害からの復旧・復興を円滑に進めるために特に重要な対策項目については、事前に対策内容を個別に検討し、実施計画の策定に努める。

第5部 東海地震対策計画

※平成29年11月1日から気象庁は「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始しました（本情報の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行いません）が、第5部東海地震対策計画につきましては、継続して記載します。

第1章 対策の目的等

第1節 対策の目的

第1項 東海地震に関する緊急対策の目的

大規模地震発生前の事前措置を講じて地震災害を防止軽減することを目的に制定された大震法に基づき、本市は東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されており、津波を中心とした被害が憂慮される。また、東海地震注意情報及び警戒宣言が発せられた場合には、社会的混乱の発生が懸念される。

この計画は、大震法第6条第1項の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域として、東海地震注意情報が発表された場合以降にとるべき緊急対策に係る措置に関する事項等を定め、当該地域における地震防災体制の推進を図ることを目的として策定する。

第2項 対策項目

1 基本的な考え方

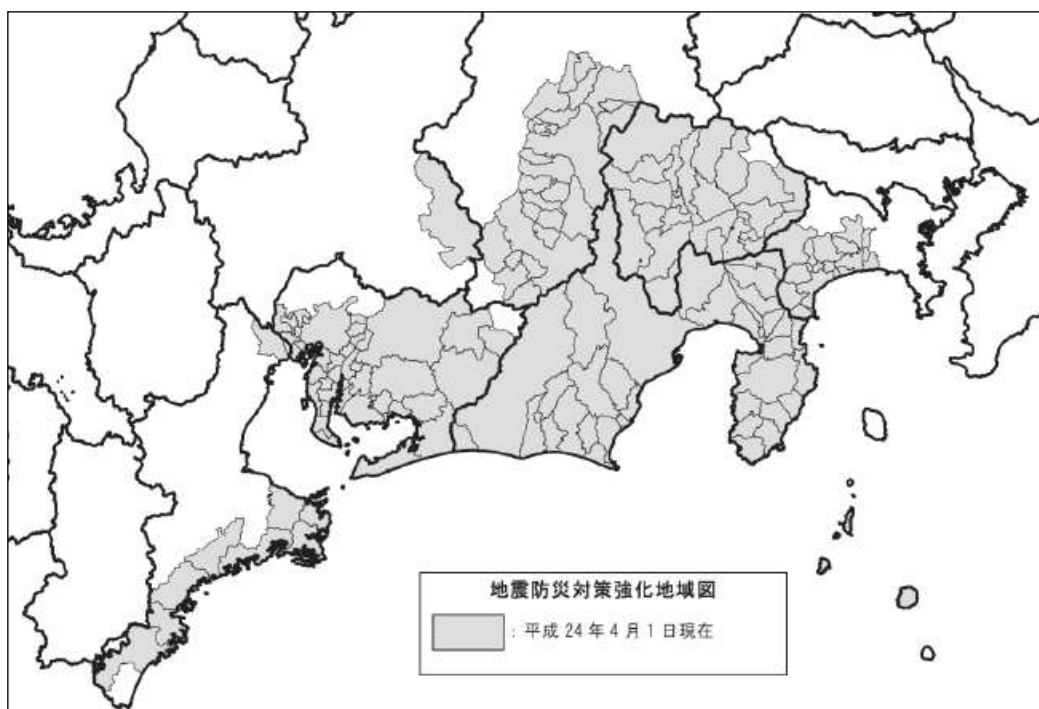
この計画は、次の考え方を基本に策定するものである。

- (1) 大震法第6条第1項の規定に基づき、主として東海地震注意情報が発せられてから東海地震が発生するまでの間、又は警戒解除宣言が出されるまでの緊急対策を中心に作成する。
- (2) 東海地震の発生に伴う被害の発生を防止又は軽減するため、県、市、その他の防災関係機関等のとるべき事前措置の基本的事項について定める。
- (3) 警戒宣言発令前において、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合、必要な準備行動を実施する。
- (4) 地震発生後の災害対策は「第3部 災害応急対策計画」により対処する。
- (5) 市、防災関係機関は、この計画を基本としながら各々の計画に基づき、警戒宣言発令に伴う緊急対策に万全を期する。
- (6) 市は、詳細な震度や津波の高さの分布をもとに、区域を細分して、市内で複数の防災対応を計画することができる。この場合、混乱等が生じ的確に防災対応を行えない可能性もあることから、強化地域内で複数の防災対応をとる場合は、そのような対応をとる必要性と確実な実施を吟味し、防災計画において明確に定める。

2 地震防災対策強化地域

地震防災対策強化地域とは、大震法第3条の規定により、内閣総理大臣が、大規模な地震が発生するおそれが特に大きいと認められる地域内において大規模な地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災に関する対策を強化する必要がある地域として指定する地域のことである。

地震防災対策強化地域においては、当該地域の県や市、防災関係機関や病院、鉄道等の民間事業者が、警戒宣言時の対応等、地震防災応急対策に関する各種計画を作成しそれを実施することとされ、国は、観測・測量の実施強化や、強化計画に基づき緊急に整備すべき施設等の整備経費に補助を行うことなどが規定されている。



(内閣府ホームページによる)

3 東海地震に関連する情報

東海地域で常時観測している地殻変動や地震などの観測データに異常が現れ、気象庁から「東海地震に関連する情報」が発表された場合、これらの情報の内容に応じた段階的な防災対応をとる。

「東海地震に関連する情報」には、異常の発生状況に応じ、「東海地震予知情報」、「東海地震注意情報」、「東海地震に関連する調査情報」の3種類があり、各情報について、その情報が意味する状況の危険度を表わす指標として赤・黄・青の「カラーレベル」で示される。

(1) 東海地震予知情報（カラーレベル赤）

東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報で、東海地震が発生するおそれがあると判断した観測データの状況等、科学的根拠について発表される。

(2) 東海地震注意情報（カラーレベル黄）

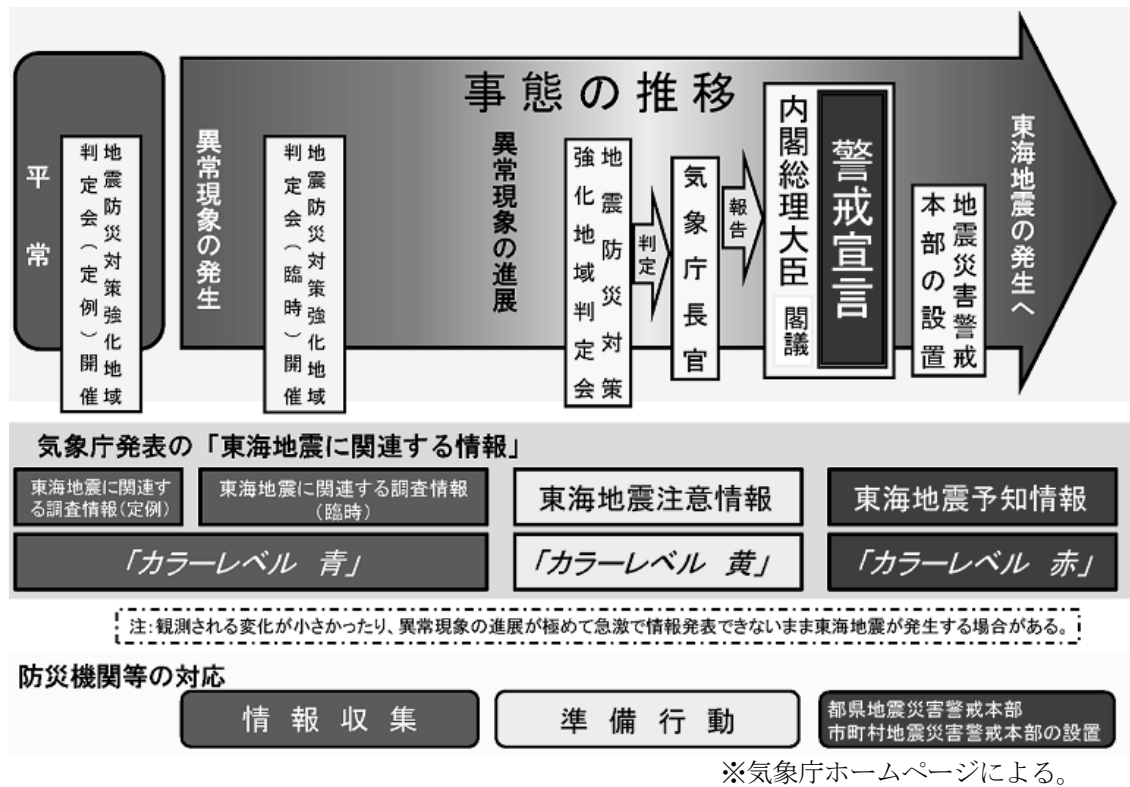
観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される。

(3) 東海地震に関連する調査情報(臨時)（カラーレベル青）

観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表され、その変化の原因についての調査の状況が示される。

(4) 東海地震に関連する調査情報(定例)（カラーレベル青）

毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会（以下、判定会）で評価した調査結果を発表する。



第2節 関係機関の役割

1 市

- (1) 警戒宣言、東海地震予知情報、地震情報、その他地震に関する情報の収集、伝達及び広報
- (2) 避難勧告・避難指示（緊急）、又は警戒区域の設定
- (3) 県警戒本部への報告、要請等
 - ① 職員の派遣、交通規制等の県警戒本部への要請
 - ② 住民等の避難の状況及び地震防災応急対策の実施状況を県へ報告
- (4) 消防団員（水防団）の配備等
- (5) 避難者等の救護
- (6) 緊急輸送の実施
- (7) 食料、医薬品の確保、保健衛生に係る措置等に関する事項
- (8) その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

2 三重紀北消防組合

- (1) 情報の収集と伝達
- (2) 消火活動、救助活動の出動体制の確立
- (3) 危険区域内の地域住民への避難勧告又は避難指示（緊急）の伝達
- (4) 出火防止、初期消火についての広報
- (5) 火災危険地域への部隊及び資機材の事前配備
- (6) 自主防災会等の防災活動に対する指導
- (7) その他必要な措置

3 県

- (1) 警戒宣言、東海地震予知情報、地震情報、その他地震に関する情報の収集、伝達及び広報
- (2) 避難勧告又は避難指示（緊急）に関する事項
- (3) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (4) 応急の救護を要すると認められる者の救護及び保護
- (5) 県有施設及び設備の整備、点検に関する事項
- (6) 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持に関する事項
- (7) 緊急輸送の確保に関する事項
- (8) 食料、医薬品の確保、保健衛生に係る措置等に関する事項
- (9) その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項
- (10) 市、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する地震防災応急対策等の連絡調整に関する事項
- (11) その他法令により県警戒本部の権限に属する事項

4 指定地方行政機関

- (1) 第四管区海上保安本部（尾鷲海上保安部）
 - ① 船舶、臨海施設、遊泳者等に対する警戒宣言その他地震等に関する情報の伝達
 - ② 海難の救助、排出油等の防除及び救済を必要とする場合における援助
 - ③ 航路障害物の除去、航行警報、水路通報等による海上交通の安全確保
 - ④ 在港船舶に対する避難勧告、入港制限、移動命令等必要な措置による船舶及び臨海施設の安全確保

⑤ 海上における治安の維持

(2) 津地方気象台

- ① 東海地震に関連する情報等の通報
- ② 東海地震に関連する情報等の照会に対する応答と解説

(3) 中部地方整備局

- ① 警戒宣言、地震予知情報等の迅速な情報伝達
- ② 警戒宣言発令時の地震災害警戒体制の整備
- ③ 人員・資機材等の配備・手配
- ④ 緊急輸送道路確保のための交通規制に対する協力
- ⑤ 道路利用者に対する情報の提供

5 指定公共機関

(1) NTT西日本・NTTドコモ

- ① 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡
- ② 防災関係機関に対する通信設備の優先利用の供与
- ③ 地震防災応急対策に必要な公衆通信施設の整備
- ④ 通信の輻輳抑止のための広報の実施
- ⑤ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備

(2) KDDI

- ① 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡
- ② 非常時における携帯電話通信回線の規制措置

(3) ソフトバンク・ソフトバンクテレコム

- ① 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡
- ② 非常時における携帯電話通信回線の規制措置

(4) JR東海

- ① 警戒宣言発令情報の伝達
- ② 警戒宣言発令時の情報伝達及び列車運転状況の案内
- ③ 滞留旅客に対する避難誘導等
- ④ 強化地域への列車の進入禁止措置
- ⑤ 強化地域内を運行中の列車に対し、最寄りの安全な駅、その他の場所まで安全な速度で運転して停車する措置
- ⑥ 強化地域外において、折り返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行する措置
- ⑦ 災害応急業務及び災害復旧業務に従事する社員数、配置状況等の把握

(5) 中部電力P G

- ① 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保
- ② 東海地震注意情報発表時における電力設備等の安全予防措置の実施及び通信手段の確保

(6) 日本郵便

- ① 利用者に対する警戒宣言の伝達及び安全確保
- ② 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から郵便局における業務の取扱いを停止する。
- ③ 上記②により業務を停止し、又は事務の一部を取り扱うときは、強化地域内に所在する郵便局において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他必要な事項を局前等に提示する。

- ④ 災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

6 指定地方公共機関

(1) 県医師会

医師会救護班の編成並びに連絡調整

(2) 三重交通

- ① 車両の運行状況、乗客の避難実施状況等の広報
- ② 乗客の避難、救護
- ③ 車両の運転規制
- ④ 地震発生に備えた資機材の確保及び配置

(2) 県トラック協会

防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保

(3) 県LPガス協会

- ① 供給設備及び工場設備の災害予防
- ② 需要家に対する災害予防広報

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 産業経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び商工会議所等）

- ① 防災上必要な資機材、人員等の配備に対する協力
- ② 防災管理上必要な措置及び防災活動に対する協力

(2) 文化、厚生、社会団体（日赤奉仕団、婦人会、青年団等）

- ① 防災上必要な資機材、人員等の配備に対する協力
- ② 防災管理上必要な措置及び防災活動に対する協力

(3) 危険物施設等の管理者

- ① 防災上必要な資機材、人員等の配備に対する協力
- ② 防災管理上必要な措置及び防災活動に対する協力

(4) 各港湾施設の管理機関

- ① 防災上必要な資機材、人員等の配備に対する協力
- ② 防災管理上必要な措置及び防災活動に対する協力

(5) 土地改良区

- ① 防災上必要な資機材、人員等の配備に対する協力
- ② 防災管理上必要な措置及び防災活動に対する協力

第2章 緊急対策

第1節 地震災害警戒本部の設置等

第1項 計画目標

- 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報が発表された場合、職員の参集や連絡体制の確保等、必要な準備行動をとる。
- 警戒宣言が発せられた場合は、地震防災応急対策の連絡調整及び緊急対策を推進するため、地震災害警戒本部を設置し活動体制を整備する。

第2項 対策

1 活動体制の概要

市は、気象庁の発表する情報に合わせて次の配備体制を敷くものとする。

種別	配備基準	配備内容
準備体制	東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき。	平常の活動を維持しつつ、情報収集連絡体制をとる。
警戒体制	東海地震注意情報が発表されたとき。	各班の配備計画による人員が警戒宣言に備えて防災の準備行動をとる。
非常体制	東海地震の警戒宣言（東海地震予知情報）が発令されたとき又は発せられたとき。	地震災害警戒本部の設置、全員配備

2 地震災害警戒本部の概要

市は、警戒宣言が発表されたときは、尾鷲市地震災害警戒本部（以下「市警戒本部」という。）を設置する。

（1）組織及び所掌事務

組織及び各班の所掌事務は、尾鷲市災害対策本部（第3部 第1章 第1節）によるものとする。

市警戒本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。

- ① 警戒宣言、東海地震予知情報の住民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達
- ② 県への報告、要請等県との地震防災活動の連携
 - ア 県警戒本部に対し、地震防災応急対策の実施に係る職員の派遣等必要な事項を要請する。
 - イ 必要に応じ交通規制その他社会秩序の維持を県公安委員会に、また地震防災応急対策を実施すべきものに対する指示等をする。
 - ウ 住民等の避難の状況及び地震防災対策の実施状況を県へ報告する。
- ③ 避難勧告・避難指示（緊急）又は警戒区域の設定
- ④ 消防職員、団員の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備
- ⑤ 消防、水防等の応急措置
- ⑥ 避難者の救護

- ⑦ 緊急輸送の実施
- ⑧ 災害発生に備えた食料、医薬品、救助用資機材等の確保準備
- ⑨ 自主防災会活動の指導、連携
- ⑩ 防災関係機関が実施する地震防災応急対策の連絡調整
- ⑪ 社会秩序を維持する活動
- ⑫ その他地震防災上の措置

3 消防本部、消防団の体制

消防署、消防団の配備体制は、次によるものとする。

●配備体制

配備区分	配備時期	配備人員
準備体制	東海地震注意情報が発表されたとき。	署～ 全職員（署・所） 団～ 班長以上の職 団長・副団長（署・所） 班長以上の分団員（分団車庫）
警戒体制	東海地震の警戒宣言（東海地震予知情報）が発令されたとき又は発せられたとき。	署～ 全職員（署・所） 団～ 全団員 団長・副団長（署・所） 全分団員（分団車庫）
非常体制	市全域に重大な災害が発生したとき、又は二次災害が各所に発生したとき。	署～ 全職員（署・所） 団～ 全団員 団長・副団長（署・所） 全分団員（分団車庫）

（１）消防本部

消防本部は、市警戒本部、防災関係機関と緊密な連携をとり次の措置を講ずる。

- ① 情報の収集と伝達
- ② 消火活動、救助活動の出動体制の確立
- ③ 危険区域内の地域住民の避難勧告又は避難指示（緊急）の伝達
- ④ 出火防止のための広報

（２）消防団

消防団、水防団は、消防本部、市警戒本部、防災関係機関と緊密な連携をとり次の措置を講ずる。

- ① 情報の収集と伝達
- ② 消火活動、水防活動、救助活動の出動の出動体制の確立
- ③ 火気使用の自粛を住民へ伝達するためのパトロールの実施
- ④ 水利の確保（流水の堰止め等を含む。）
- ⑤ 住民の避難誘導
- ⑥ 水防資機材の点検、配備及び確保準備
- ⑦ 警戒区域からの避難確保のパトロール
- ⑧ 救助用資機材の確保準備
- ⑨ その他状況に応じた防災、水防活動

第2節 社会混乱防止のためにとるべき措置

第1項 計画目標

○警戒宣言が発せられた場合、市民は家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、発災後の被害を最小限にとどめる。

第2項 対策

1 家庭における措置

東海地震に関連する情報が発表され、東海地震の発生の可能性が高まった場合、市民等は、家庭において以下の措置を講じ、大規模地震の発生に備える。

- (1) 東海地震に関連する調査情報（臨時）及び東海地震注意情報が発表された場合は、テレビやラジオ、インターネット等を利用して正確な情報の収集に努めること。また、消防庁・市役所からのJアラート（全国瞬時警報システム）や同報系防災行政無線及びエリアワンセグによる放送、防災メールの配信等のほか、消防署や警察署などからの広報に注意すること。
- (2) 東海地震注意情報が発表された場合は、外出や不要不急の旅行等は自粛すること。
- (3) 警戒宣言が発せられた場合には、津波やがけ地崩壊等の危険が予想される地域の住民等は、指定された避難場所へ速やかに避難する。
- (4) 危険が予想される地域以外の住民等は、建物内外を問わず、物の落下や下敷等に遭わない安全な場所を確保し、家具等重量物の転倒防止措置をとること。
- (5) 警戒宣言発令後は、火の使用は自粛すること。
- (6) 灯油等危険物やプロパンガスの安全措置をとること。
- (7) 消火器やバケツなどの消火用具の準備、確認を行うとともに、発災後の断水に備え、バケツや浴槽に緊急用水を貯めておくこと。
- (8) 身軽で安全な服装に着替えること。
- (9) 生活用水、食料、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品等の非常持出品及び救助用品の用意を確認すること。
- (10) 万一の時は脱出口を確保すること。
- (11) 自主防災会は、地域住民に情報伝達を図るとともに、避難誘導や、発災に備えた初期消火及び救助活動の準備をすること。
- (12) 自動車や電話の使用は自粛すること。

2 職場における措置

東海地震に関する情報が発表され、東海地震の発生の可能性が高まった場合、市民等は、職場において以下の措置を講じ、大規模地震の発生に備える。

- (1) 東海地震に関連する調査情報（臨時）及び東海地震注意情報が発表された場合は、テレビやラジオ、インターネット等を利用して正確な情報の収集に努めること。
また、消防庁・市役所からのJアラート（全国瞬時警報システム）や同報系防災行政無線やエリアワンセグの放送、防災メールの配信のほか、消防署や警察署などからの広報に注意すること。
- (2) 東海地震注意情報が発表された場合は、防火管理者、保安責任者などを中心に、職場の防災会議を開き、分担に従い、できるだけの措置をとること。
- (3) 警戒宣言が発せられた場合は、建物内外を問わず、物の落下や下敷等に遭わない安全な場

所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。

- (4) 警戒宣言発令後は、火の使用は自粛すること。
- (5) 消防計画、予防規程などにに基づき危険物の保安に注意し、危険箇所を点検すること。
- (6) 職場の自衛消防組織の出動体制を整備すること。
- (7) 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- (8) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機すること。
- (9) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。
- (10) 事業所内の情報共有体制を確立すること。
- (11) 近くの職場同士で協力し合うこと。
- (12) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛し、必要に応じ従業員を職場内に待機させるなどの措置を講じること。
- (13) 危険物運搬車両等の運行は自粛すること。また、外出中の従業員との連絡体制を確保し、安全確保を指示するよう努めること。

3 運転者のとるべき措置

警戒宣言が発せられた場合、強化地域内での一般車両の通行は禁止され、又は制限されることから、強化地域内の運転者は次のような措置を講ずること。

- (1) 車を運転中に警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて、慌てることなく、低速で走行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動すること。
- (2) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

第3節 避難の指示及び避難場所・避難所の確保

第1項 計画目標

- 東海地震に関連する情報等を市及び各防災関係機関等に正確かつ迅速に伝達するとともに、住民に対する広報活動を実施する。
- 警戒宣言が発せられた場合の避難を容易にするための事前措置及び発災前の避難行動による混乱防止措置を行う。

第2項 対策

1 警戒宣言及び東海地震予知情報等の受理、伝達、周知

市は、警戒宣言及び東海地震予知情報等の受理、伝達、周知を行う。

- (1) 県から伝達される警戒宣言、東海地震予知情報等の受理は、勤務時間内、勤務時間外及び休日等に関わらず、三重県防災通信ネットワークにより、確実にを行う。
- (2) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに同報系防災行政無線及びエリアワンセグによる放送並びに防災メールの配信等により、地域住民等に確実に伝達する。
- (3) 東海地震予知情報等は、同報無線、有線放送、電話、広報車、自主防災会等を通じての個別連絡等により地域住民等に周知徹底を図る。

2 地震防災活動に関する情報の収集及び伝達

市は、地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するための措置として、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱部等を定めておく。

また、消防団員、自主防災会の構成員の中から地域における収集責任者をあらかじめ定め、迅速・的確な情報の収集にあたる。情報の種類の主なものは、次のとおりである。

- (1) 避難の状況
- (2) 交通機関の運行及び道路交通の状況
- (3) 防災関係機関の地震防災応急対策の実施状況
- (4) ガス、水道、電気等生活関連施設の運営状況
- (5) 情報の変容、流言等の状況
- (6) 避難勧告・避難指示（緊急）又は警戒区域の設定
- (7) 消防（水防）職員・団員等の配備命令
- (8) 地域内事業所等に対する地震防災応急対策の実施の指示等

3 県警戒本部に対する報告

県警戒本部への報告は、支部を通じて速やかに行う。

その主なものは、次のとおりである。

- (1) 避難の状況
- (2) 市の地震防災応急対策の実施状況

4 避難対策の基本方針

避難対策の基本方針は、以下のとおりとする。

- (1) 東海地震により、津波の浸水や崖崩れ等の危険が予想されるため避難を要する地区（以下「避難対象地区という。」）の住民等は、警戒宣言が発せられたときは、速やかに危険区域以外の緊急避難場所へ避難する。

- (2) 避難対象地区の住民等が緊急避難場所へ移動手段は、原則として徒歩とする。
ただし、緊急避難場所までの距離が遠く、徒歩による移動が著しく困難な住民等については、地域の実情に応じて車両の活用を許可するなど効果的な方法の選定に努める。
- (3) 避難誘導や緊急避難場所での生活に当たっては、要配慮者に配慮する。
- (4) 交通規制等により発生する帰宅困難者、滞留旅客等の避難誘導、保護等を行う。

5 避難のための勧告及び指示

(1) 避難勧告・避難指示（緊急）の基準

市長は、原則として避難勧告を行うものとし、急を要する時は避難指示（緊急）を行う。

(2) 避難勧告・避難指示（緊急）の伝達

市長は、警戒宣言発令後速やかに同報系防災行政無線及びエリアワンセグによる放送、防災メール及び緊急速報メール、広報車等を活用し、危険区域の住民等に対して避難勧告・避難指示（緊急）を周知する。

また、警察官、海上保安官に対して協力を要請するほか、必要に応じて県を通じて放送機関に放送を依頼する。

(3) 避難に関する周知事項

市及び消防本部は、日頃から自主防災会や避難対象地区の住民等に対し、避難に関する次の事項について周知する。

また、警戒宣言が発せられた時は、警戒宣言が出されたこと、避難すべき地区名、避難する時期等の伝達に努めるほか、観光客への周知、伝達にも努める。

- ① 避難対象地区名
- ② 出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施
- ③ 避難経路及び緊急避難場所
- ④ 避難する時期
- ⑤ 避難行動における注意事項（携帯品、服装等）

緊急避難場所	地震、火災、津波、がけ崩れ等から安全を確保するための屋外又は屋内の避難施設。 警戒宣言時には、原則として地震、火災、津波、崖崩れのすべてに安全性を確保できる施設を開設する。
避難所	住居が被災し、又は住居が危険な状態にあり自宅に戻れない避難者が一時的に避難生活を送る屋内施設。 警戒宣言時には、地震発生後に必要に応じて開設する。

6 警戒区域の設定

(1) 警戒区域設定対象地区

市は、避難対象地区のうち、大震法第26条において準用する基本法第63条の規定に基づく警戒区域として設定すべき地区をあらかじめ選定し、5の(3)に準じて周知を図る。

(2) 規制の内容及び実施方法

市長は、警戒宣言が発せられた時は速やかに警戒区域の設定を行い、退去又は立入り禁止の措置をとる。また、警察官、海上保安官の協力を得て、住民等の退去状況を確認するとともに、可能な限り、防犯・防火のためのパトロールの実施に努める。

7 避難状況の報告

市は、自主防災会及び施設等の管理者等から、次に掲げる避難状況の報告を求め、避難状況

を県へ報告する。

なお、避難対象地区以外の地区にあつては、原則として、次の②に関する報告は求めない。

(1) 避難の経過に関する報告

危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに次の事項を報告する。

- ① 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。）
- ② 上記事態に対し、応急的にとられた措置
- ③ 市等に対する要請事項

(2) 避難の完了に関する報告

避難完了後、次の事項を速やかに報告する。

- ① 緊急避難場所の名称
- ② 避難者数
- ③ 必要な救助・保護の内容
- ④ 市等に対する要請事項

8 緊急避難場所の設置・運営

(1) 収容対象者

緊急避難場所の収容対象者は、津波や崖崩れ等の危険区域内の居住者及び帰宅困難者とする。

(2) 設置場所

- ① 津波や土砂災害の危険区域外の緊急避難場所とする。
- ② 要配慮者等は、屋内施設への収容を優先する。

(3) 設置期間

警戒宣言が発せられてから警戒宣言が解除されるまで、又は地震が発生して避難所が設置されるまでの期間とする。

(4) 緊急避難場所の運営

- ① 原則的に市、緊急避難場所の施設管理者及び避難者（住民）が協力して運営する。
- ② 市は、運営等を行うために必要な職員を配置する。また、安全確保と秩序維持のため、必要に応じて警察官による警戒を要請する。
- ③ 運営に当たっては要配慮者に配慮するほか、女性の参画を推進し、男女のニーズなど多様な視点等に配慮する。
- ④ 避難者（住民）は、緊急避難場所の運営に協力するとともに、相互扶助の精神に基づいて秩序ある避難生活を自主的に実施する。
- ⑤ 観光客等の避難が見込まれる緊急避難場所については、関係事業者と協力して運営する。

第4節 学校における児童生徒の安全確保

第1項 計画目標

○東海地震注意情報が発表された場合、又は警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた場合の児童生徒の避難を容易にするため、事前措置及び発災前の避難行動による安全確保を図る。

第2項 対策

1 児童生徒の安全対策

児童生徒の安全対策については、原則として次のとおり取り扱う。

- (1) 児童生徒が在校中に東海地震注意情報が発表された場合、又は警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた場合には、授業・部活等中止し、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅、又は避難するよう指導する。
- (2) 児童生徒が、登下校中に東海地震注意情報が発表された場合、又は警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた場合には、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅、又は避難するよう指導する。
- (3) 児童生徒が、在宅中に東海地震注意情報が発表された場合、又は警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた場合には、休校として、児童生徒は登校させない。

なお、東海地震注意情報が発表された場合、又は警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた場合の学校における対応の方法については、児童生徒をはじめ保護者その他関係者に周知しておく。

また、施設、設備について、日頃から安全点検を行い、東海地震注意情報が発表された場合、又は警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた場合には、災害の発生を防止するため必要な措置を講ずる。

第5節 救助・救急活動及び消防活動

第1項 計画目標

○東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合、出火防止と迅速な救急・救助に関する活動を実施する。

第2項 対策

市及び消防本部は、救助・救急活動及び消防活動を実施するため、次の対策を講ずる。

- (1) 消防職、消防団、水防団を中心に警戒体制の強化を図る。
- (2) 通信施設の確保並びに通信統制の確立を図る。
- (3) 消防車両・資機材の点検、整備を行う。
- (4) 正確な情報の収集及び伝達を図る。
- (5) 事前に災害危険地域へ消防隊を配置し、火災の未然防止並びに出動の迅速化を図る。
- (6) 消防計画の速やかな履行、火災発生の防止、初期消火についての予防広報を行う。
- (7) 安全避難路の確保及び避難誘導を行う。
- (8) 自主防災会、自衛消防隊等の防災活動に対する指導を行う。
- (9) 迅速な救急救助のための体制確立を図る。
- (10) 緊急消防援助隊及び県内消防相互応援隊の応受援体制の整備を図る。

第6節 医療・救護活動態勢の確保

第1項 計画目標

○警戒宣言が発せられた場合、発災後に迅速かつ的確な医療、救護活動が実施できるよう事前措置を講ずる。

第2項 対策

市は、次のように医療・救護活動態勢を確保する。

- (1) 医療救護活動の準備を関係機関に要請する。
- (2) 医療救護施設の設備・資機材を配置し、又は点検するとともに、必要に応じて救護所を設置する。
- (3) 要救護者の搬送準備を行う。
- (4) 住民等に対し救護所の周知を図る。
- (5) 市長があらかじめ協議して定めた医療機関は警戒宣言時等においても、緊急を要する患者に対して診察を行うことを住民に対して周知させる。
- (6) 防疫のための資機材及び仮設トイレの資機材を準備する。

第7節 緊急輸送態勢の確保

第1項 計画目標

○警戒宣言が発せられた場合の緊急輸送用車両、人員、機材等を確保する。

第2項 対策

市は、次のように緊急輸送体制を確保する。

- (1) 市の地震防災応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、市が行うことを原則とする。
- (2) 市は、自衛隊の支援による緊急輸送が特に必要であるときは、県に対し、必要な措置を要請する。

第8節 水防活動

第1項 計画目標

○警戒宣言が発せられた場合、津波の発生に備え、必要に応じ水門、堰堤等の門扉開閉を行う。

第2項 対策

1 水門、堰堤等の操作

市及び県は、警戒宣言が発せられた場合に、津波の発生に備え、速やかに水門、堰堤等の門扉開閉作業が行えるよう、必要な体制を整える。

2 危険箇所把握体制の整備

市及び県は、水防施設に異常がないかを確認するとともに、異常を発見した場合は水防活動を実施する。

第9節 緊急の交通・輸送機能の確保

第1項 計画目標

○警戒宣言が発せられた場合、交通混乱の防止、緊急物資の輸送、警察・消防活動等が円滑に行われるよう交通及び公共輸送の運行を確保する。

第2項 対策

1 道路交通対策

県は、次の交通規制を実施する。

(1) 交通規制方針

警戒宣言が発せられた場合における交通規制は、隣接県との連携を図り、広域的な交通対策の観点から、広域交通規制対象道路、主要幹線道路等について、応急対策上必要な交通規制、交通検問を次により行う。

- ① 強化地域内における一般車両の運行は極力抑制するとともに、強化地域への一般車両の流入は極力制限する。
- ② 強化地域内から強化地域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り、制限しない。
- ③ 緊急交通路の優先的な機能確保を図る。

(2) 交通規制計画

県公安委員会は、警戒宣言が発せられた場合、大震法第24条の規定に基づき、次の交通規制を実施し、緊急交通路を確保する。

① 県内への一般車両の流入制限

隣接県境の主要道路においては県内へ流入する車両（軽車両を除く。）のうち、大震法第24条に規定する緊急輸送に従事する車両（以下この編において「緊急輸送車両」という。）以外の車両を極力制限する。この場合県外（強化地域外）への流出については交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

- ② 県内における車両の走行抑制及び県内における一般車両の走行は、極力抑制する。

③ 広域交通規制

警察庁が指定する広域交通規制対象道路において、必要な交通規制を実施する

- ④ 警察庁が指定する広域交通規制対象道路は、次のとおりである。

伊勢湾岸自動車道	東名阪自動車道	伊勢自動車道
紀勢自動車道	国道1号	国道23号
国道25号（名阪国道）	国道42号	

⑤ 交通規制の方法

大震法に基づく交通規制を実施する場合は、大規模地震対策特別措置法施行規則第5条に定める表示を設置して行う。

なお、緊急を要するとき、又は設置が困難な場合は、警察官の現場における指示により交通規制を行う。

⑥ 広報

警戒宣言前の段階から警戒宣言発令時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請し、交通規制を実施した場合は、避

難者、運転者等に対し、適時広報を実施する。

(3) 緊急交通路等を確保するための措置

災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保にあたる。

(4) 緊急輸送車両の確認

① 事前届出制度

ア 警戒宣言発令時における緊急輸送車両の確認手続きの効率化を図るため、事前に災害対策に従事する関係機関の届出により、緊急輸送車両として使用する車両について事前届出済証を交付する。

イ 事前届出の受付は、警察署交通課において行う。

② 緊急輸送車両の確認

警戒宣言が発せられた際、事前届出済証の交付を受けている車両の使用者から確認を求める旨の申し出がなされた場合、事前届出を行っていない者からの申請に優先して確認を行うものとし、その際、必要な審査は省略することができる。

③ 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

緊急輸送車両の申請に基づき、緊急通行車両等確認証明申請書と緊急通行車両等事前届出済証の記載内容を照合した上で、緊急通行車両等確認証明書（2枚複写の2枚目）及び標章を交付する。

④ 確認等機関

緊急通行車両の確認と証明書等の交付は、警察本部（交通規制課、高速道路交通警察隊）、各警察署、警戒宣言発令時に伴い設置される交通検問所並びに県防災対策部、地域活性化局において行う。

2 鉄道

J R東海は、次の対応をとる。

(1) 東海地震注意情報時

① 列車の運転取扱い

ア 旅客列車については、運行を継続する。但し、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止する。

イ 貨物列車については、強化地域への進入を禁止する。

② 旅客等に対する対応

東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対してその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発せられた場合の列車の運転計画を案内する。

(2) 警戒宣言発令時

① 列車の運転

警戒宣言が発せられたときの、列車の運転規制手配は、次の各号による。

ア 強化地域への列車の進入を禁止する。

イ 当該強化地域を運転中の列車は、最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。

ウ 強化地域外においては、折返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続する。

② 旅客の待機、救護等

- ア 警戒宣言が発せられた時は、その情報を伝達するとともに、あらかじめ定めた方法及び内容により、列車の運転状況を案内する。
- イ 滞留旅客が発生した場合は、原則として関係市町の定める避難場所へ避難させる等必要な措置をとる。

3 バス

三重交通は、次の対策により、緊急輸送機能を確保する。

- (1) 運行路線にかかわる津波の被害が予想される箇所、山崩れ、がけ崩れが想定される箇所等の危険箇所、避難場所についてあらかじめ調査し、それを教育・訓練等により従業員に周知徹底する。
- (2) 東海地震注意情報又は警戒宣言発令時における情報の収集・伝達経路についてあらかじめ定めておく。特に、運行車両の乗務員は、ラジオ、サイレン、標識等により情報収集に努める。
- (3) 警戒宣言発令の情報を入手した乗務員は、速やかに車両の運行を中止し、危険箇所を避け安全と思われる場所に停止し、旅客に対して避難場所を周知するとともに、避難場所において帰宅支援が行われている場合には、その旨の周知も行う。
- (4) 運行の中止に当たっては十分な車両の安全措置を行ったうえで、駐車措置を講じ、旅客の避難状況について可能な限り営業所等へ報告する。
- (5) 滞留旅客に対して、警戒宣言の内容、最寄りの避難場所及び運行中止の措置を取った旨の案内を掲示物、放送等により広報する。

4 海上交通

尾鷲海上保安部は、東海地震注意情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合、海上交通の安全を確保するため、東海地震に関連する情報の収集・伝達連絡についてあらかじめ定めておくとともに、次の事項を講ずる。

(1) 海上、港湾及び港則法の適用をうける漁港

海上保安庁は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外又は沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて、入港を制限し、又は港内停泊中の船舶に対して、移動を命ずる等の規制を行う。
- ② 港内又は船舶交通の輻輳が予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理及び指導を行う。

5 漁港

市及び県は、漁業協同組合及び船舶管理者に対して、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとるよう要請する。

- (1) 停泊中の大型・中型船舶については、港外に避難する。
- (2) 避難できない船舶については、係留を完全に行う。
- (3) 大型・中型船舶は、入港を差し控える。

第10節 広域的な応援・受援体制の整備

第1項 計画目標

- 警戒宣言が発せられた場合、県は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認められるときは、自衛隊、緊急消防援助隊及び警察災害派遣隊の地震防災派遣を要請する。
- 広域応援部隊、救援物資、DMAT及びボランティア等の受入れを迅速に行うための体制を整備する。

第2項 対策

1 応援計画の事前策定

市は、警戒宣言が発せられた場合に速やかに応援部隊の受入体制をとることができるよう、応援計画を事前に策定しておく。

2 応援部隊等の受入

市は、警戒宣言が発せられ、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認められるときは、自衛隊、緊急消防援助隊及び警察災害派遣隊の地震防災派遣を要請する。

広域応援部隊、救援物資、DMAT及びボランティア等の受入れを迅速に行うための体制を整備する。

第11節 ライフライン施設の安全対策

第1項 計画目標

○警戒宣言が発せられた場合の飲料水、電気及びガスの供給、通信等の確保と、発災後の応急対策に係る事前措置を実施する。

第2項 対策

1 飲料水の確保

(1) 市は、住民に個人備蓄及び緊急貯水を実施するよう指導するとともに、これにより増加する水需要に対し、設備能力の範囲内において飲料水の供給を確保、継続する。

施設能力を越える場合には、「三重県水道災害広域応援協定」に基づくブロック内市町又は県等の応援を要請する。

(2) 市は、水道施設の破壊に備え、水道施設の点検整備を行うとともに、応急給水用資機材及び水道施設等の応急復旧用資機材の確保並びに人員の配備等応急給水及び復旧体制を確立する。

2 電気の供給

中部電力PGは、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として供給の継続を確保する。東海地震注意情報が発表されたとき、次の配置を講ずる。

(1) 地震災害警戒本部等の設置

東海地震注意情報が発表されたときは、地震災害警戒本部等を設置する。

(2) 要員・資機材等の確保

① 地震警戒要員を確保する。

② 通信機器、車両等の整備・確保、復旧用資機材の確認・確保を行う。

③ 関係会社、他支社、各電力会社等と連携を保ち、要員の応援、資機材の融通、電力の融通等協力体制を確認する。

(3) 情報連絡ルートの確保

① 通信手段を適切に運用し、情報収集・伝達の確保を行う。

② また、社内専用通信ルート途絶の場合を考え、関係機関の通信設備の相互利用並びに情報交換協力体制の確立を図る。

③ 地域復旧体制への協力及び情報収集と、緊急車両の通行や船舶・ヘリコプター等運用のため、地方自治体、警察、公共機関等との連携を保つ。また、必要がある場合は、県警戒本部に連絡要員を派遣する。

(4) 被害予防措置

特別巡視・点検や仕掛かり中の工事、作業中の工事の応急安全措置等必要な予防措置をとる。

(5) 広報活動

報道機関、広報車等を通じて、電気の安全措置に関する広報を行う。

3 通信の確保

固定通信事業者及び移動通信事業者は、警戒宣言が発せられた場合、強化地域への通信はもちろん通話の激増による麻痺から防災関係機関の緊急に必要な電話回線を確保するため、一般電話等の強化地域への通話及び強化地域内の通話についても状況に応じて制限し、音声案内す

る等の措置を講ずる。

(1) 警戒宣言・東海地震予知情報等の正確、迅速な伝達

警戒宣言に関する情報は、あらかじめ定める伝達経路及び方法により正確かつ迅速に行う。

(2) 地震災害警戒本部の設置

東海地震注意情報が発表されたときは、地震災害警戒本部を設置する。

(3) 要員・資機材等の確保

① 地震警戒要員を確保する。

② 通信機器、車両等の整備・確保、復旧用資機材の確認・確保を行う。

③ 関係会社、他支店等と連携を保ち、要員の応援、資機材の融通等協力体制を確認する。

(4) 情報連絡ルートの確保

① 通信手段を適切に運用し、情報収集・伝達の確保を行う。また、状況に応じた安否確認に必要な措置を行い、必要に応じてこれらの措置を警戒宣言前から行う。

② 社内専用通信ルート途絶の場合を考え、関係機関の通信設備の相互利用並びに情報交換協力体制の確立を図る。

③ 地域復旧体制への協力及び情報収集と、緊急車両の通行や船舶・ヘリコプター等運用のため、地方自治体、警察、公共機関等との連携を保ち、必要がある場合は、県警戒本部に連絡要員を派遣する。

(5) 被害予防措置

特別巡視・点検や仕掛かり中の工事、作業中の工事の応急安全措置等必要な予防措置をとる。

(6) 広報活動

報道機関、広報車等を通じて、利用者の利便に関する次の事項に関する広報を行う。

① 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況

② 電報の受付、配達状況

③ 利用者に協力を要請する事項

④ その他必要とする事項

第12節 公共施設等の安全対策

第1項 計画目標

- 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合、備蓄物資・施設等の点検の上、必要に応じて施設の安全確保対策の措置を講じる。
- 警戒宣言が発せられた場合、公共施設及び不特定多数の者が出入りする施設等において地震発生に備えた対策を実施する。

第2項 対策

1 公共施設

(1) 工事施工中の対応

市は、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、又は警戒宣言が発表された場合、工事中の公共施設、建築物、その他工事を中断し、必要に応じ立入禁止、落下倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。

(2) 不特定多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、学校、社会教育施設及び社会福祉施設等における管理上の措置は、おおむね次のとおりとする。

- ① 警戒宣言、東海地震予知情報等の来訪者への伝達
- ② 来訪者の安全確保のための避難等の措置
- ③ 施設の防災点検、応急修理及び設備、備品等の転倒落下防止措置、薬品の転倒落下防止等危険物資による危害の防止
- ④ 出火防止措置
- ⑤ 受水槽、予備貯水槽等への緊急貯水

なお、地震防災応急対策の実施上重要となる庁舎の管理者は上記のほか、次に掲げる措置をとる。

- ① 自家発電装置、可搬式発電機等による非常電源の確保
- ② 無線通信機等通信手段の確保

(3) 水道用水供給施設等

市は、水道については、安全水位を確保し送水を継続する。

(4) コンピュータ

市は、庁内のコンピュータ・システムについては、おおむね次の措置を講ずる。

- ① コンピュータ本体の固定を確認する。
- ② 重要なデータから順次安全な場所に保管する
- ③ 警戒宣言発令時以降も運用することになっているコンピュータ・システムを除いて、運用を停止する。

2 民間施設（事業所に対する指導、要請）

市及び消防本部は、消防法等により消防計画等を作成する義務のある施設及び事業所に対し、警戒宣言が発せられた場合にとるべき措置について、次に掲げる事項を盛り込むよう指導するとともに、警戒宣言が発せられた場合の安全確保、混乱の防止を図るための措置をとるよう要請する。

- (1) 警戒宣言が発せられた場合における事業所の営業の継続又は自粛に関すること。

- ① 不特定多数の人の出入りする施設等（映画館等）で地震発生時にパニックの発生するおそれがある場合は営業を自粛する。
 - ② 生活必需品を取り扱う事業所にあつては、安全の確保を図りつつ、できるだけ営業の継続に努める。
- (2) 警戒宣言、東海地震予知情報等の顧客、観客、来訪者等への伝達に関する事。
 - (3) 火気使用の自粛等出火防止措置に関する事。
 - (4) 顧客、観客、来訪者、従業員等施設利用者の安全確保に関する事。
 - (5) 自衛消防組織に関する事。
 - (6) 工事中の建築物等の工事の中断等の措置に関する事。
 - (7) 設備、備品等の転倒落下防止措置、薬品等の転倒落下等危険物資による危害の予防措置に関する事。
 - (8) 施設、消防用施設等の点検に関する事。
 - (9) 警戒宣言に関する防災訓練及び教育に関する事。

第13節 危険物施設等の安全対策

第1項 計画目標

○大規模地震の強振動による危険物施設、高圧ガス施設、毒劇物保管施設、火薬類貯蔵施設、放射性物質施設等の損傷による二次災害を防止するための対策を講じる。

第2項 対策

1 危険物施設等の災害発生防止措置

「第3部 第6章 第2節 危険物施設等の保全」に準じ、危険物施設等の二次災害防止措置を講じる。

第14節 食料及び生活必需品等の確保

第1項 計画目標

- 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、食料、生活必需品の調達可能数量について点検を行う。また、警戒宣言が発せられた場合、食料、生活必需品を確保し、民生の安定を図る。
- 警戒宣言発令時に必要な緊急物資は、平素から地域住民等が自助努力によって確保することを基本とし、市の緊急物資の供給は、これを補完する。

第2項 対策

市は、次の対策を実施する。

- (1) 津波、山・崖崩れ等危険予想地域住民で非常時持出しができなかった者や旅行者等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じた時は、備蓄した緊急物資を配分し、又は緊急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達して配分する。
- (2) 三重県市町災害時応援協定に基づく緊急物資の調達あっせんの要請を県に行う。
- (3) 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を、必要に応じて確認する。
- (4) 緊急物資集積所の開設準備を行う。
- (5) 住民に対して貯水の励行を呼びかける。
- (6) 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合には、応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。
- (7) 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。
- (8) 応急復旧体制の準備をする。

第15節 社会秩序の維持

第1項 計画目標

- 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、食料、生活必需品の調達可能数量について点検を行う。また、警戒宣言が発せられた場合、食料、生活必需品を確保し、民生の安定を図る。
- 警戒宣言発令時に必要な緊急物資は、平素から地域住民等が自助努力によって確保することを基本とし、市の緊急物資の供給は、これを補完する。

第2項 対策

1 警察の実施事項

(1) 警備体制の確立

東海地震注意情報が発表された時点において、次により災害警備本部を設置して、警備体制を確立する。

① 災害警備本部の設置

警察本部に本部長を長とする「三重県警察災害警備本部」を、警察署に署長を長とする「警察署災害警備本部」をそれぞれ設置する。

② 警備部隊の編成

警察本部員及び警察署員をもって所要の部隊を編成する。

(2) 警戒警備活動重点

① 情報の収集・伝達

② 住民等への情報伝達活動

③ 社会秩序の維持

④ 交通対策

⑤ 警察施設等の点検及び整備

2 市の実施事項

- (1) 避難対象地区に対して、的確な広報を同報系防災行政無線等により実施する。
- (2) 状況に応じ、市警戒本部を通じて生活物資の買占め、売り惜しみ防止を啓発する。
- (3) 警察の交通規制に応じ、緊急輸送路の確保に努める。

第6部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総 則

第1節 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難経路の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として 行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第1部 第2章 第2節 防災関係機関の業務大綱」に準ずる。

第2章 関係者との連携協力の確保

第1節 資機材、人員等の配備手配

第1項 物資等の調達手配

- 1 地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資等の備蓄をしておく。
- 2 市は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な次の物資等の供給の要請をすることができる。

第2項 人員の配置

市は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請するものとする。

第3項 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- 1 防災関係機関は、地震が発生した場合において、尾鷲市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。
- 2 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第2節 他機関に対する応援要請

市が災害応急対策の実施のため必要があるときは、締結している応援協定に従い応援を要請する。

第3節 帰宅困難者への対応

市は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。

第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1節 津波からの防護

- 1 堤防、水門等の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。
- 2 堤防、水門等の管理者は、次の計画に基づき、各種整備等を行うものとする。
 - (1) 堤防、水門等の点検方針・計画
 - (2) 堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
 - (3) 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
 - (4) 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整備の方針及び計画
 - (5) 防災行政無線の整備等の方針及び計画

第2節 津波に関する情報の伝達等

津波の危険が生じたときの住民への伝達方法は、防災行政無線、エリアワンセグ放送、防災メール、広報車、サイレン、報道機関の協力等あらゆる手段を通じ、又は直接住民に対し周知する。

●広報文例：津波注意報（警報）が発表されたとき。

尾鷲市よりお知らせいたします。〇〇時〇〇分気象庁発表、三重県県下に津波注意報（警報）が発表されました。津波に注意（警戒）し、今後の情報に十分注意してください。

第3節 避難指示の発令基準

地域住民に対する避難指示の発令基準は、「第3部 第4章 第1節 避難指示及び避難場所・避難所の確保・運営」に準ずる。

第4節 避難対策等

- 1 地震発生時において津波による避難指示の対象となる地域は、次のとおりである。

町名	区域	町名	区域
天満浦	全域	北浦町	全域
北浦西町	全域	北浦東町	全域
座ノ下町	全域	宮ノ上町	全域
坂場西町	全域	坂場町	全域
野地町	全域	栄町	全域
末広町	全域	倉ノ谷町	全域
中井町	全域	港町	全域
朝日町	全域	林町	全域
瀬木山町	全域	中村町	全域
中央町	全域	南陽町	全域
小川東町	全域	小川西町	全域
桂ヶ丘	全域	中川	全域
矢浜一丁目	全域	矢浜二丁目	全域
矢浜四丁目	全域	向井	全域
大曽根浦	全域	行野浦	全域
須賀利町	全域	九鬼町	全域
早田町	全域	三木浦町	全域
小脇町	全域	名柄町	全域
三木里町	全域	古江町	全域
賀田町	全域	曾根町	全域
梶賀町	全域		

なお、市は、レベル2の津波にも対応できる避難場所となる津波避難ビル等を適切に指定するほか、別に定める基準に基づき、耐震診断等を行い、原則として避難行動要支援者の避難支援のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示するものとする。

市は、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合は、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組むものとする。

また、市は救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

- 2 市は、1に掲げる地区ごとに、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分周知を図るものとする。

- (1) 地域の範囲
- (2) 想定される危険の範囲
- (3) 避難場所（屋内、屋外の種別）
- (4) 避難場所に至る経路
- (5) 避難指示の伝達方法

- (6) 避難所にあたる設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等
(7) その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）
- 3 市が、避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難所リストの作成等に関する事項は、「第3部 第4章 第1節 避難指示及び避難場所・避難所の確保・運営」に準ずる。
- 4 市は、避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食糧等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成しておくものとする。
- 5 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び市（町村）災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。
- 6 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。
- (1) 市は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有するものとする。
- (2) 津波の発生のおそれにより、市より避難指示が行われたときは、(1)に掲げる者の避難場所までの介護及び担送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、計画を策定するものとし、市は自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。
- (3) 地震が発生した場合、市は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。
- 7 避難所における救護上の留意事項
- (1) 市が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりである。
- ア 収容施設への収容
イ 飲料水、主要食糧及び毛布の供給
ウ その他必要な措置
- (2) 市は(1)に掲げる救護に必要な物資、資器材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。
- ア 流通在庫の引渡し等の要請
イ 都府県に対し都府県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
ウ その他必要な措置
- 8 市は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。
- 9 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合に、避難指示の対象となる地域「事前避難対象地域」は、次のとおりである。

町名	区域	町名	区域
北浦町	全域	北浦東町	全域
宮ノ上町	全域	野地町	全域

栄町	全域	中井町	全域
港町	全域	朝日町	全域
林町	全域	瀬木山町	全域
小川東町	全域	中川	全域
矢浜一丁目	全域		

10 市は、9に掲げる地区ごとに、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分周知を図るものとする。

- (1) 地域の範囲整合性
- (2) 想定される危険の範囲
- (3) 避難所
- (4) 避難所に至る経路
- (5) 避難指示の伝達方法
- (6) 避難所にあたる設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等
- (7) その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）

11 市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界における Mw8.0 以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

12 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。また、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

13 避難者は、自主防災組織等の単位で互いに協力しつつ、避難所の運営に協力するものとする。

14 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項は次のとおりである。

- (1) 市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において Mw7.0 以上 Mw8.0 未満又はプレート境界意外や想定震源域の海溝軸外側 50 km 程度までの範囲で Mw7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源域が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。
- (2) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。
- (3) 市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第5節 消防機関等の活動

消防機関は、津波から円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。

- 1 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
- 2 津波からの避難誘導
- 3 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- 4 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

第6節 水道施設、電力施設、L Pガス、通信

第1項 水道施設

地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置に努める。

第2項 電力施設

電力事業者は、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実施するものとする。

第3項 L Pガス

L Pガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

第4項 通信

電気通信事業者が行う措置は、次のとおりとする。

- 1 津波警報等の情報を確実に伝達するため、電源を確保、地震発生後の応急対策等に努める。
- 2 災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及に努める。

第7節 交通

第1項 道路

市、県警察及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知するものとする。

第2項 海上

海上保安部、港湾管理者及び漁港管理者は、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施するものとする。

第3項 鉄道

鉄道管理者は、津波の発生により危険度の高いと予想される区間における運行の停止その他運行上の措置を講じる。

第8節 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

第1項 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

1 各施設に共通する事項

- (1) 津波警報等の入場者等への伝達
- (2) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (3) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (4) 出火防止措置
- (5) 水、食料等の備蓄
- (6) 消防用設備の点検、整備
- (7) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

2 個別事項

- (1) 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
 - (2) 学校、研修所等にあつては、
 - ア 当該学校等が、本市の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の安全に関する措置
 - イ 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置
 - (3) 社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置
- なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

第2項 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- 1 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、第1項の1に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

 - (1) 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
 - (2) 無線通信機等通信手段の確保
 - (3) 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- 2 この推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は第1項の1又は2に掲げる措置をとるとともに、市が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

第3項 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

第9節 迅速な救助

第1項 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

市は、消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努めるものとする。

第2項 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

市は、緊急消防援助隊運用要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとする。

第3項 実働部隊の救助活動における連携の推進

市は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。

第4項 消防団の充実

市は、消防団に関し、加入促進による人員確保、分団車庫及び車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図るものとする。

第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

以下の事業について具体的な目標及び達成期間を明示した事業計画を記載する事業については、政令・告示に留意する。

- 1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化
- 2 避難場所の整備
- 3 避難経路の整備
- 4 土砂災害防止施設
- 5 津波防護施設
- 6 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設
消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、平成25年総務省告示第489号に定める消防用施設
- 7 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備
- 8 通信施設の整備
 - (1) 市防災行政無線
 - (2) その他の防災機関等の無線
- 9 緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地の整備
市及び特定事業所は、緩衝地帯としての緑地、広場その他の公共空地の整備を行うものとする。
 - (1) 市の事業
 - (2) 特定事業所の事業

第5章 防災訓練計画

- 1 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 1の防災訓練は、11月5日の津波防災の日に津波避難訓練を実施するなど、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。
- 3 1の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。
- 4 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
- 5 市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。
 - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (3) 津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の情報収集、伝達訓練
 - (4) 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

第1節 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、次の事項を含む防災教育を行う。

- 1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- 2 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震及び津波に関する知識
- 3 地震・津波に関する一般的な知識
- 4 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- 5 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- 6 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 7 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

第2節 地域住民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練、防災講話等の機会を通じて、津波からの避難に関する意識の啓発など、地域住民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

- 1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- 2 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 3 地震・津波に関する一般的な知識
- 4 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- 5 正確な情報入手の方法
- 6 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- 7 各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識

- 8 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- 9 避難生活に関する知識
- 10 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り2週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- 11 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

第3節 相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第7章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

第3章 第4節の1に示す津波避難の対象地域ごとに実施すべき事業の種類について、その目標と達成期間は次のとおりである。

津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成期間
尾鷲地区	避難場所の整備事業	1箇所	平成27年度
尾鷲地区	避難経路の整備事業	1経路	平成27年度
尾鷲地区	避難施設の整備事業	2箇所	令和8年度
尾鷲地区	避難経路の整備事業	1経路	令和8年度